矯正図書館

刑政

第四十三卷　四月號　第四號

丙種拘禁の廢止	卷頭言	2
刑政時論	A生	4
刑の不定期性	尾後貫莊太郎	6
管子の法治思想	佐伯復堂	21
水平運動と刑事政策	小島憲	31
性慾と貞操問題	有馬四郎助	38
刑事學者としての余の米國所感	ヂエーマカレーウイチ	43
現在の接見を教化上有利にするの考案	井上謙敬	51
尸位の懺悔	三水漁夫	53
英佛に於ける警察捜査方法の比較		61
婦人問題の種々相	留紅生	66
記念懸賞論文		69
天保江州百姓一揆		115
海外異聞錄——讀者の頁——第二十一回練習生卒業式擧行——釋化する頃——家庭の頁——行刑統計——法令		

財團法人　刑務協會發行

第四十三卷第四號　昭和五年四月一日發行

行刑界の最高權威書出現!!

司法省行刑局長　松井和義
東京帝國大學教授　牧野英一
法學博士　編纂

最新刊

行刑論集

—刑政第五百號記念大論文集—

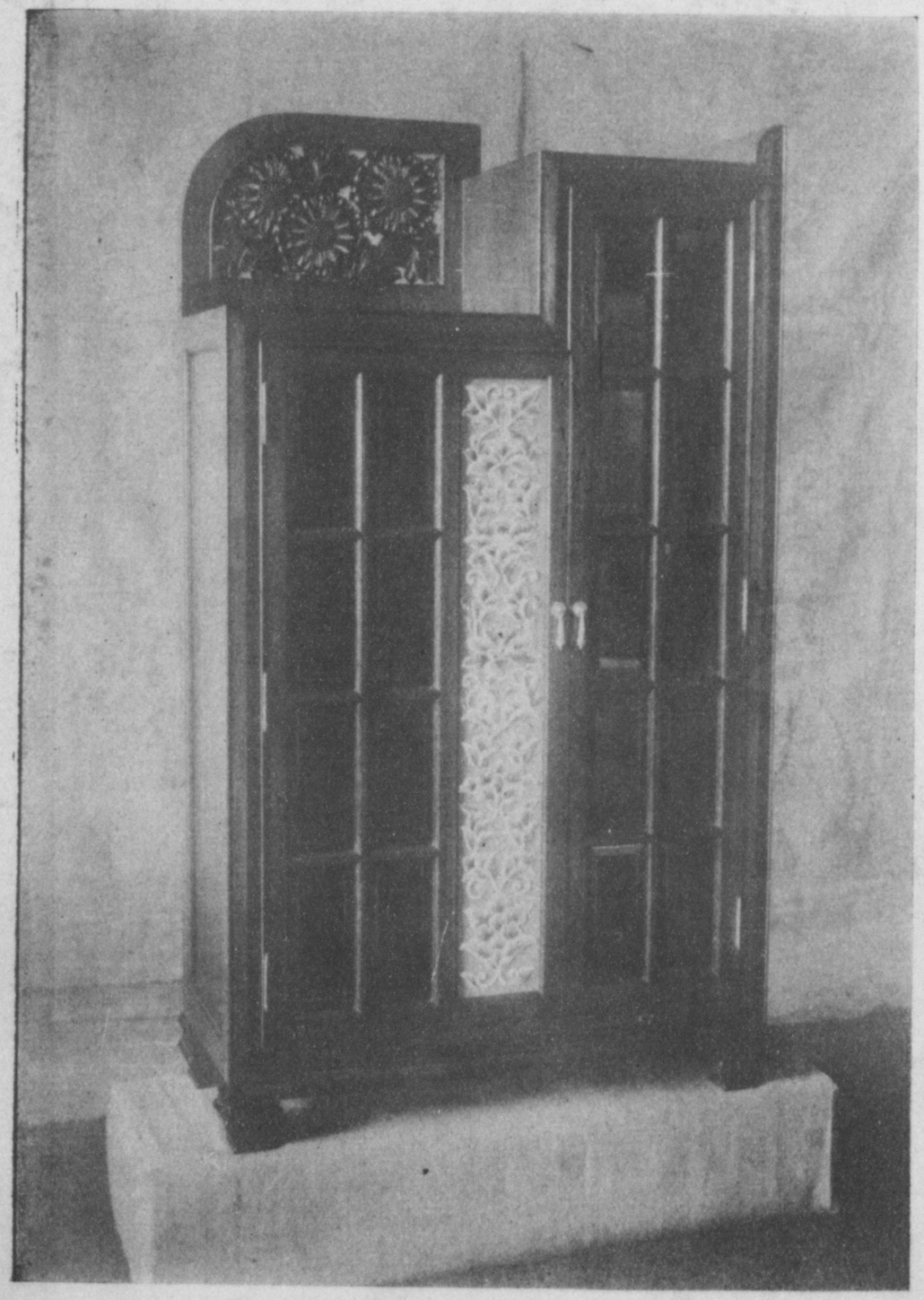
□序文　清浦伯爵　花井博士　牧野菊之助博士
□菊判　美本七五〇頁
□定價　特製四圓　並製三圓五十錢

今や刑事政策の重點が行刑制度上に變遷しつつあることは世界の學者が均しく論定するところなり。文明諸國は競うて行刑制度の完備に猛進し、我國亦刑法改正と同時に新行刑法が生れんとす。苟くも身刑務界にある者は勿論のこと、朝野法曹界にある者、法を以て身を立てんとする者、この行刑に對する研究を怠る勿れ！本書は我國斯界の最高權威者を網羅し、我國に於ける行刑の基調と世界に流るる行刑の思潮を集めたるもの、これが研究に比類なき絶好書なり。以て机上に一部を飾られよ……。

論題と筆者

教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰……東京帝大教授　法學博士　牧野英一
不定期刑……司法省刑事局長　法學博士　泉二新熊
懲役の沿革……檢事總長　小山松吉
わが國に於ける累進制……刑務協會理事　佳江敬義
累進制に關する二三の考察……豐多摩刑務所長　椎名通藏
監獄の沿革……司法書記官　岡部常
監獄作業……司法書記官　森山武市郎
監獄衞生……司法省衞生官　醫學博士　芥川信
少年行刑……司法書記官　正木亮
監獄教誨……橫濱刑務所長　河邊湛然
近代的自由刑の誕生……京都帝國大學教授　瀧川幸辰
未決拘禁……東京帝國大學教授　大審院部長　法學博士　小野清一郎
保安處分斷片……司法省保護課長　豐島直通
免囚保護……國際刑務會議……大原昇
教育上に於ける作業の地位……前九州帝國大學教授　木村龜二
精神病……東京帝國大學教授　文學博士　吉田熊次
犯罪の社會的觀察……東京帝國大學教授　醫學博士　三宅鑛一
指紋……東洋大學教授　勝水淳行
跋……金澤醫科大學教授　醫學博士　古畑種基
……司法省行刑局長　松井和義

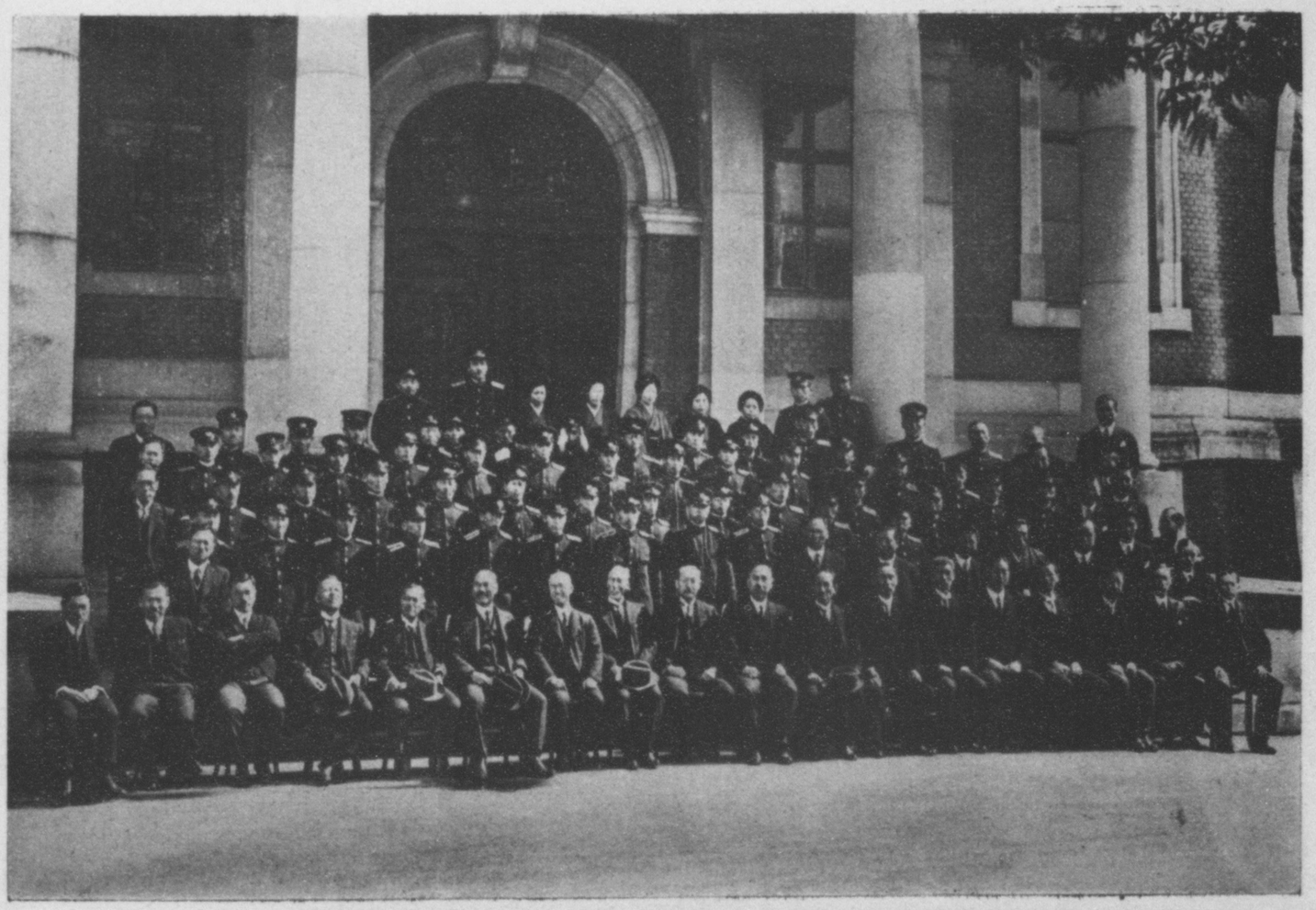
發行所　東京市麹町區西日比谷町一　刑務協會
電話銀座二三四四番　振替口座東京二五〇五九番



高松宮殿下へ献上の飾棚

小菅刑務所献上
（關技師圖案）

矯正図書館

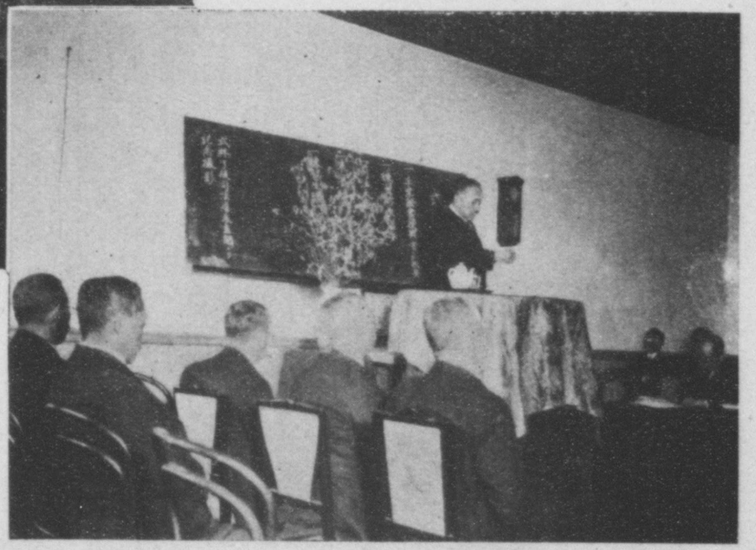


第二十一回刑務官練習所卒業式記念撮影

矯正図書館



辞祝の臣大法司邊渡



辞訓の長所習練井松

刑政第43巻第4号

矯正図書館

刑政

第四十三巻
第四號



丙種拘禁の廢止

巻頭子は先年丙種拘禁者の集禁を難ずと題して極力丙種受刑者てう概念がわが行刑上に用ゐられて居ることを遺憾としさうしてその廢止を要求したことであつた。

惟ふに、今日の科學から見れば犯人の中に改善不能なる者があり得ることは止むを得ないことではある。だが、われわれの行刑は之を形而下的にのみ考へてはならない。少くとも、われわれの仕事が精神的なところに大きな意義の存して居るといふことに於て行刑の教育的價値の高調し得らるゝのである。

さるに、不幸にもわが行刑の中には大正十年の晩秋に於て突如として改善不能なる概念が生れることになつた。さうして、當局から或る種の囚人たちを「性兇惡にして普通の方法を以てしては制禦し難き者」として烙印を押されたのであつた。さうして事實改善可能な囚人でも刑務所のあばれ者達は此の烙印を押され乍ら丙種拘禁所へと送られたのであつた。

その後に於て刑務所長會同に於ては此の問題がしきりに論ぜられたが、要するにそれを論じた刑務所長諸君の頭の中には改善不能としての丙種受刑者を考へようとされたものはなかつたらしい。

時代はこの數年の間に極めて急テンポに教育刑主義を普及することゝなつた。さうして教育主義が刑務所に擴がるとともにそこに表はれて來たのは改善不能の概念の退却であつた。一時は不良兇惡者として六百有餘の囚人が數へ上げられて居たのに最近に至つては竟に二百有餘にまで減少されることになつたのである。

この實證的經過は竟にわが現當局を動かすこととなつた。うれしくも四月一日からこの不名譽なる概念は竟にわが行刑から姿を消されることとなつて了つたのである。

敢て當局のお太鼓をたゝく積りはないが、しかし刑務所間に釀成されたこの空氣とその空氣を是認して丙種拘禁を止めて了ふところの當局の勇斷とはたしかに昭和行刑史の一頁をかざるに充分だといふことをわたくしは高調したいのである。

おそらくこの一つの善政はそれを機緣として更にわが行刑を固い固い改善主義の領域に根を張らしめるのではあるまいか。

（あき羅）



感化法の再認識

現行感化法は、明治卅三年三月十日法律第三號をもつて公布されたもので、今年は、殆ど滿三十年の記念にあたつたのであるが、この感化法は、西南戰役や其他國家財政の經濟上の問題から、府縣支辨となつた監獄費が多年の我が刑政の前身、監獄協會雜誌などの主張や輿論に促され再び國庫支辨に歸し、こゝに府縣の地方費に余祐が生じた。

そこでその余祐を以て、不良少年を感化することにより犯罪者を未發に防ぎ、引いては國庫支辨の監獄費の支出を減じ、社會の不安と損害とを除かうといふ刑事政策の立場から施行せれるに至つたのである。

併し乍ら、爾來感化教育の概念、目標が推移して刑罰主義をすてゝ教化主義を採り、裁判並に刑罰思想を超脫した教育的保護を以て目的とする樣になつて來た。けれど社會一般は感化法を以て刑法の一種なりと視感化院を以て監獄と認識し、兒童の懲治場、若くは隔離所と解してゐるのであるが、飜つて我が行刑界と共に、實質上の感化教育の內容がどの點までその新しい目標を具現してゐるかは、疑問である。同時に、現行法には、院外保護が度外視され兒童の保護處分の審査機關を缺如し大正十二年實施された少年法と予盾する點たとへば、感化法によつて保護中の兒童が少年法によつて二重處分を受け、又少年法第四條第七項の處分をなしたものに對し更に地方長官より入院命令を發せざれば感化院は之を入院させ得ざるが如き不備な點を有してゐる。こゝに於て、其等を統一し內容を充實した根本的兒童保護法の制定が可成力强く叫ばれてゐるのであるが、飜つて我が行刑界の現在の傾向を凝視したとき、更に

感化法と行刑法並兒童保護法少年法矯正院法の精神を再認識するの必要があるやうに思はれる。

玆で結論は、結ばない。問題の提供にしかすぎないけれ共、感化法のみを別項的に取扱ふべきか、兒童に對する特別なる處遇法を講ずることは勿論必要であるにはちがいないけれ共、それが少年法や矯正院の根本的精神と奈邊にまで目的關係の異合があるべきものか？引いては行刑の教育化が叫ばれる輿論と何處まで本質的な疎隔が許さるべきものかそこに或る統一的確認がかけてゐる樣に思推される。我等は、獨自的偏見を捨棄して、認識を確立する必要がある。

融和日の確立

五箇條の御誓文が煥發された三月十四日を融和親善の促進をはかる國民融和日と定め、全國一齊に之を記念すべく各種の催しが行はれた。

融和問題は、刑政上、特別な關係はないかも知れないが、受刑者間の彼等の融和、釋放後における保護教化的施設の考慮——特に環境問題——及び、最近の融和解放問題は、合法的になり暴力手段を用ひることが激減したが、其等による犯罪者の處遇問題の外、差別撤廢問題は、社會問題として全般に關係し、刑餘者や受刑者に對する差別感情と、密接な反響を有する。蓋し差別的理知は文化的思想や施設の普及と共に撤廢されるけれども、その感情は、盲目的であるだけ除去し難く、リンチ事件の如きもその一端であり、部落民に對する差別が依然この昭和時代に行はれるのは、依体の知れない傳統的感情の所現に外ならない。從つてこの感情を打破することは、直接關接「明るき行刑」の最後の目的を具現することに反響する。吾等は、刑政上の立場からのこの意味に於ても融和の促進を希うてやまないのである。

（A 生）

刑の不定期性

尾後貫莊太郎

一

道義的責任の不合理と罪刑比例の原則の弊害とは、既に業に、識者の強調する所であると共に、又、裁判の實務に携はりつつあるわれわれの痛感する所である。われわれは、故らに傳統を捨てようとするのではない。われわれは、國家の吏員として、國家的立場に立つて事を考へるとき、その不合理とその弊害とに堪えられないのである。わが國も現に刑法改正事業に着手してゐる。新しく生れんとするわが刑法が如何なる程度まで傳統を捨て、以てわれわれの滿足に値する形態を具ふるであらうかは、蓋し、興味あることであらねばならない。

刑を以て應報なりと觀念する傳統的思想は、牢乎として拔くべからざる力強き支持の下に行はれてゐるのである。しかしながら、われわれの考へる所によれば、その思想は、傳統と云ふ點以外に、合理的法律的根據を有しては居らないのである。その思想の支持者が一とたび國家的立場に立つて事を合理的に法律的に考へ直ほすならば、直にそれを捨てねばならなくなるであらう程に、その思想は妥當性を缺いてゐるのである。倫理や宗教や將又哲學やを以て、罪を說き刑を論じようとしても、合目的的結論を引き出し得る筈はないのである。われわれは、罪と謂ひ刑と云ふも、それは法律制度なることを忘れてはならない。國家の法律制度は、即ち、國家がその社會の圓滿なる生長發達を目的とするポリテイクに外ならないのである。

然らば、われわれは、國家のポリテイクなる刑を如何に觀念したならば正しいであらうか。わたくしの信ずる所を簡單に要約するならば、刑の本質は國家が對犯罪策として定めたる犯罪人處理方法の一であると云ふ點にあり、その目的は社會防衛に在り、さうしてその執行の方法は當該犯罪人を隔離しつつ之を改善すると云ふ點にあるのである。故に、國家が犯罪人に對して刑を科するに當つては、その犯罪人の道義的責任を問ふ必要はなく、從つて、かかる責任と刑の量とを比例せしむると云ふが如き問題は起らなくなるのである。又、刑を科すべき對象を定むるに當つて、所謂責任能力の有無によらず、刑に對する應化力の有無によることになるのである。さうして、刑そのものには量的觀念を容るるの餘地なく、從つて、刑を量的に確定すると云ふことは理論上無意義なことであり、その執行の過程に於て刑の目的が達成せられたる時に於て、その執行が終止せらるると謂ふにすぎないのである。即ち、刑は本來不定期性を有すると云ふことになるのである。

(1) わたくしは嘗て刑の觀念を明かにするには、刑の "Was" と云ふ點のみを論じてはならぬ。更に、その "Wie"

how の二點をも併せ考へねばならぬ、と說いたことであつた。刑の what とは刑の本質と云ふ問題である。そして刑の why とは刑の目的と云ふ問題であり、その how とは刑の執行方法と云ふ問題である。此の三つの別々の點から刑を考察してこそ、初めて、妥當なる刑の觀念が得らるるのである。即ち、刑の本質とは國家が對犯罪策として定めたる犯罪人處理方法の一つであると云ふ答を以て十分であり、刑の目的とは、國家が犯罪人に對して社會を防衛する爲に之を科するのであると云ふことが出來、最後の刑の執行方法とは、當該犯人が社會的復歸性を獲得するように之を改善敎育するが如き手段に依據する、と云ふことになるのである。拙稿「不定期刑と個人の自由」（法律學研究第二十六卷第十一號）。

世に不定期刑（indeterminate sentence, unbestimmte Verurteilung）と云ふ語が行はれてゐる。ロンブローゾ、サレイユ、ガロフアロ、フエリー等、ヨーロッパに於て、この不定期刑を主張する學者は數多くあつた。さうして現にそれを支持する論者も次第にその數を增しつつあるやうに見受けらるる。しかしながら、ロンブローゾが不定期刑を主張したのは、彼の所謂生來的犯罪人及び習慣的犯罪人の理論に關聯して、かくの如き犯罪人は確かに犯罪を行ふものであるから社會の保護のために之を行はしめざらんよう長く拘禁する必要があると云ふ理由からであつた如く、(2) ヨーロッパに於て不定期刑を主張する其他の論者も多くは犯罪人の長期間の隔離と云ふ意味に於てであるやうに思はれるのである。不定期刑を以て特に之を保安刑などと稱する學者のあるのは、蓋し、之れがために外ならないのである。

(2) Lombroso, "Crime; Its Causes and Remedies," p. 386, Modern Criminal Science Series, Little, Brown & Co, Boston, 1911.

此くの如く、不定期刑を以て、常習犯罪人の類に對して科する一種特別なる刑（ausserordentliche Strafe）の如く取扱ふのは、わたくしをして云はしむれば、もしくは社會防衛思想の下に於て適當に刑と稱せらるるものの範圍を逸脫してゐるか、その何れかである。もしも右の見解に從つて、例へば一九〇二年のノールウエー刑法第六十五條(3)に規定するが如き不定期刑を採用せんとするならば、わたくしは、之に代へて、刑にあらざる不定期間の隔離方法としての保安處分（Sicherheitsmassnahmen）を以てすることを、より合理的であり又より合目的的であると思惟するのである。(4)

(3) 該法條の規定する所は、犯人の性質が特に危險なる場合には必要なる限り之を監獄内に拘置することを得と云ふのであつて、その拘置期間の最上限は判決を以て定められたる刑期の三倍又は十五年である。

(4) 正木亮學士はその著「行刑上の諸問題」に於て次の如く論じてゐる。曰く、自由刑の要素は犯人に對する隔離作用と改善作用との二つである。隔離作用が犯人を社會より隔絕する作用であるに對し、改善作用は犯人を社會に適應せしめんとする作用である……矛盾したこの二つの作用に於てわれ〳〵は何れを重しとして扱はねばならぬか。刑罰の本質が犯人に對する威嚇であるとされるならば、自由刑の總てが隔離作用によらねばならぬことは論を俟たない。けれども事實に於て犯人は一定の刑期を經過するとき、之を社會に放免しなければならないことになつてゐる。さうして、彼等は必然的に共同生活を營まねばならぬことになるのである。從つて、國家はその安寧を維持するが爲に、換言すれば共同生活の安定を計るが爲に、放免に先立つて犯人を社會に適應せしめねばならぬ責務を負うてゐる。兩者を比較するとき、後者がより合目的なることは之を否むべくもない。故に、

自由刑の要素として改善作用がより重きを爲し、その作用に對して隔離作用が可なりに讓らねばならぬことは當然のこと、謂はねばならない、と。まことに然り。わたくしが刑の執行方法を以て、犯人を隔離しつゝ之を改善するに在るのだと云ふたのは、表現方法として或は過當を欠くかも知れないが、隔離と改善とを同格においたのでなく、窮極の主要點が改善に在ると云ふ意味のつもりである。之と同樣の表現方法を以て保安處分の執行方法を說くならば、それは「改善しつゝ隔離する」と云ふことになるのである。保安處分は、その本質としての目的との點に於て、何等刑と異るものがないのであるが、刑とその對象を異にする點より、その執行方法が彼れとは相異ることになるのである。これらの問題については前揭拙稿「不定期刑と個人の自由」に於て論じておいたから、玆にはそれを反覆しないことにしよう。

一九二五年ロンドンに於ける第九回國際刑務會議は、不定期刑を以て刑罰個別化の必然的な結論であり、犯罪に對して社會防衛を全うするについての最も有效なる方法の一つであるとしたことであつた。(5) まことに、刑を以て社會防衛の一手段と爲し、從つて、その個別主義の原則が採らるる以上、それはおのづから不定期ならざるを得ないのである。わたくしは、不定期刑と云ふ語を、この「刑の不定期性」と云ふこととシノニムに用ひねばならぬことと考へるのである。

(5) 牧野博士「ロンドンの國際刑務會議」(刑法に於ける重點の變遷——第三八〇頁)

二

不定期刑 (indeterminate sentence) てふ名稱を以て世に知らるるに至つた思想は、最初アメリカの

エルマイラ感化監 (Elmira Reformatory) に於て、具體的形式を以て結晶化されたのであつた。この感化監の設立を規定したる法律は刑の言渡方法に關しては何等新しき條項を包含しては居らなかつたけれども、唯十六歳以上三十歳以下の者は此の新制刑務所に送致せらるべき旨を規定してあつた。一八七七年に制定せられたる、その法律の重要なる特色は次の如きものである。

第二條　今後重罪若クハ他ノ犯罪ノ宣告ヲ受ケタル者ヲ感化監ニ送致スル爲ノ言渡ハ「エルマイラ」ニ於ケル「ニューヨーク州立感化監」ニ留置ストノ概括的言渡タルベク裁判所ハ斯カル言渡ヲ爲スニ際リ其留置ノ期關ヲ確定シ若クハ制限スルヲ得ズ。右ノ如キ有罪宣告並ニ言渡ヲ受ケタル者ノ留置期間ハ此法律ニヨリテ權限ヲ賦與セラレタル該感化監ノ管理者ニヨリ終了セラルベシ。但シ右留置ハ當該受刑者ガ有罪宣告並ニ言渡ヲ受ケタル犯罪ニ付キ法律ノ規定シタル長期ヲ超ユルヲ得ズ。

第五條　管理者會議ハ感化監內ノ受刑者ヲ假釋放ニヨリテ外部ニ出ヅルコトヲ許可シ其假釋放中ハ法定ノ監視ノ中ニ管理者會議ノ支配ノ下ニ立タシムル旨ノ規則ヲ制定シ得ル權能ヲ有ス。從ツテ斯カル規則ヲ强行シ假釋放中ニ在ル犯罪人ヲ再ビ捕ヘテ之ヲ留置シ得ルニ十分ナル權能ヲ右會議ニ賦與スベク、而シテ右會議ノ發シタル命令ハ右會議書記ノ證明ニヨリ該命令中ニ指定セラレタル官吏ニ對シ條件附ニ釋放セラレタルカ若クハ假釋放セラレタル受刑者ヲ再ビ感化監ニ送還シ得ル權能ヲ賦與スルニ十分ナル逮捕狀タリ得ベシ。從ツテ凡テノ官吏ニ對シテハ通常ノ刑事手續ニ於ケルト同ジク該命令ヲ執行スルハ其義務タルベシ。前示管理者會議ハ尙又感化監內ニ於ケル凡テノ有罪者ノ使役、訓練、薰化、敎育、移監及ビ一時的若ソハ前逃ノ如キ條件附釋放並ニ復監ニ關シ必要ニシテ適當ナル凡ユル規則ヲ定ムル權能ヲ有ス。

第七條　管理者會議ノ義務ハ其監督ニ委セラレタル凡テノ受刑者ヲシテ再ビ犯罪ヲ行ハザラシメ最モ善ク自助ノ

道ヲ得セシメ且其改善甦生ノ實ヲ擧ゲシムベク支配スルニ在リ。

第八條　管理者會議ハ點數制又ハ其他ノ方法ノ下ニ一定ノ制服制度ヲ確立シ該制度ノ下ニ特權ノ增進又ハ釋放ノ條件トシテ此法律ニヨリ言渡ヲ受ケタル各受刑者ノ獲得スベキ點數若クハ信用ノ種類ヲ定ムベシ。但シ該制度ハ時ニ從ツテ改定セラルヽヲ可トス。此法律ニヨリ言渡ヲ受ケタル各受刑者ハ善行、作業ニ於ケル勤勉、研學、成就シ得タル好結果ニ對シテ信用ヲ獲得スベク、懶惰、懈怠、惡行ニ對シテ其責任ヲ負擔セザルベカラズ。管理者ハ受刑者ヲシテ自己ガ獲得シタル點數若クハ信用ノ計算書ノ狀態ヲ少クトモ每月一回、請求アルトキハ其都度之ヲ受刑者自身ニ知悉セシムルコトヲ得ル旨ノ規則ヲ設クベク、又受刑者ハ何人ニテモ每一ケ月間管理者ノ一人ト會見シ且交談スルコトヲ得ル旨ノ規則ヲ定ムルコトヲ得。受刑者ノ中何人ニテモ法律ヲ侵犯スルコトナク社會ニ出デテ生活ヲ爲シ得ベシトノ力强キ若クハ相當ナル蓋然性ヲ表現シ又ハ當該受刑者ヲ釋放スルモ以テ社會ノ安寧ヲ害スルコトナカルベシト思惟セラルルトキハ管理者ハ當該受刑者ヲ無條件ニ釋放シ其釋放ノ事實及理由ヲ知事ニ具申スベシ。カヽル場合ニ於テハ知事ハ其自由ナル裁量ヲ以テ當該受刑者ノ市民權ヲ回復スルコトアルベシ。然レドモ受刑者ノ釋放ニ對スル請願其他如何ナル形式ニヨル申請ト雖モ管理者ニ於テ之ヲ受理スルコトヲ得ザルモノトス。

第十條　管理者ハ假釋放中ノ受刑者及ビ假釋放中管理者ガ履行ヲ要求シタル法律上ノ義務ヲ行フベキ受刑者ヲ監督スル職務ヲ擔當スル適任者ヲ州中ノ各地ニ任命スルコトヲ得。

之を要するにこの法律の規定するところは、第一に感化監に留置する言渡を爲すにはその言渡を爲す裁判所に於て留置期間を定むべきものにあらずして被告人が宣告を受けたる犯罪につき法律の規定したる長期まで當該被告人を留置することが出來るであらうと云ふこと、第二に感化監の管理者は原則的規則を設

けて點數制を布きそれに基いて被告人を條件附に釋放し、該條件に違背したる場合には再び之を留置することが出來ると云ふこと、第三に刑の言渡に伴ふ凡ての義務を解除する無條件的釋放を許與することも出來ると云ふこと、三つにあるのである。

三

不定期刑思想の進化の歷史は、まことに興味ある又インストラクチブなものである。古來、罰（punishment）は惡に對する自然の反動であるとせられてゐる。從つて、應報と云ふことは、社會進化の初期の段階に於ては、惡によつて生じたる損害と同量の等價物を、その惡を行ひたる者に返還することを意味してゐたのであつた。ところが、その損害を適當に按排することが出來れば、返報の手段としては直接的ではなくなつても、當事者の双方にとつてはより滿足的な效果をもたらすであらうと云ふ考から、惡を行つた者がその惡によつて害を加へられた者に對して代償金を支拂ふと云ふ制度が行はれたのであつた。しかも、その代償金は一定して居つて增減を許さなかつたのであつた。國家が私人間の爭鬪について干涉の手を延ばすに至つたとき、玆に國家は罪ある者に對して死刑を科するとか、又通常は一指若しくは一眼の剝奪と云ふやうな或る一定したる損亡を科したのであつた。拘禁（imprisonment）が犯罪に對する刑（penalty）として認められるに至つたのは、極めて近世のことに屬するのである。拘禁と云ふことは、彈力性ある刑であつて、之を短縮することも出來、又之を延長することも出來るのである。そこで、之を或

る一定の點に於て終了せしむる權限を何處かに認めなければならないことになるのであつた。

最初、この權限を有ち且つ之を行ふものは立法府であつた。法律は、情狀の如何に拘らず、一定の行爲に對しては一定期間の拘禁刑を科し、或はその情狀の眞價を確定し評價する方法を定めたのであつた。實に、初期の刑法典は、凡て確固不動の刑を定めてあつたのである。

しかしながら、刑の一定と云ふことの弊害は、遂に長く隱蔽しておくことは出來なくなつたのである。殊に、犯人の意思と損害の量とを標準として評價する所の罪（guilt）の、千差萬別なる程度に相應する、妥當適正なる刑罰を豫め定めておくと云ふことは、立法府にとつては明らかに不可能なことに屬する。そこで法律に於ては、唯、刑の最上限と最下限とを定むるのみに止め、その範圍內に於て、裁判所をして自由に各場合に應ずる刑を定めしむる方法を採るやうになつたのである。

ところが、玆に又問題は起るのである。實際に於て裁判所は果してよくかかる責任をつくし得たであらうか、と云ふことである。上述の困難は除かれはしなかつたのである。それは唯立法府から裁判所へ移し置かれたにすぎなかつたのである。勿論、裁判官は凡ての證據を調べ上げた結果、罪と刑との正しき評定をなし、大概の場合には、十分なる確かさを以て、この兩者の間に或る程度の均衡を保ち得るであらう、と思惟せられたのであつた。しかしながら、この期待は果して實現せられたであらうか。わたくしは、それが實現されたと云ふ證明を爲すことが難かしいことと思ふのである。かくの如き期待は、實は、甚だ

不合理なものであつたのである。假りに一步を讓つても、事件審理の際に、各個の犯罪行爲に絡はる凡ゆる情狀——行爲そのものを特長づけ又それを支配する犯人の才能、若しくはその行爲に因つて生じたる誘惑或は挑發の强さによつて量知せらるべき、犯人の法律上並に道德上の責任の正確なる程度、個人と社會とに對して蒙らしめたる損害の正確なる程度、等々を完全に示顯せられ得るものと考へ得らるるであらうか。もしも、それが考へ得らるるものではなく、又更に、裁判官が感情に捉らはれたり移り氣な人であつたりするやうな場合でもあるならば、そこには甚だしき不公平と異りたる各犯人に對する刑の量定上の不均衡とを免れ得ないのではあるまいか。事實果してかくの如しとするならば、犯人の胸に燃ゆる所の感慨は如何なるものであらうか。それが、法律に對する尊敬の念の減殺と、遵奉嫌忌の念の招來とをもたらさないと斷言し得ることであらうか。もしも、それがわるいと謂ふならば、その罪は無論裁判所にあるのではなく、又法律にあるのでもない。各個の犯罪行爲に對し一定したる刑を科すべしとする所の思想そのものがわるいのである。

定期刑は、正當に罪と比例することが出來得ないから、不合理であると云ふことの外に、又それは策の得たるものではないと謂ふことも出來るであらう。短期刑は多くの場合に於て拘禁と云ふものに對して無關心と云ふ印象を植ゑ付ける外には何等の效果をも有たないであらうと考へらるる。それは、刑務所を自己の住家と心得る累犯者の數を徒らに增加する處なしとしないのである。ところが又一方に於て、長期刑

殊に無期刑は、犯人の心をあまりに消沈させ、目的と希望とを挫かれて、容易に自棄の淵に陥れる虞なしとしないのである。

定期刑の由つて立つ所の根據は、實際に於て、應報と云ふことであつて、犯人の改善と云ふことではない。又、それは、科刑前の過去に於て行はれ、それ故にもはや回復することの出來ない所の行爲の性質によつて定められるのである。しかるに、改善刑は匡正せんとする行爲者そのものの性質如何によつてのみ定まるものであるから、その匡正に要する期間を豫め秤定することが出來ないのである。應報理論によるならば格別、然らざるものとするならば、精神病者を療養所に入れる場合と同じく、犯人を一定期間刑務所に入れると云ふ理由は毫末も見出し得ないのである。效果のないことをやつても唯抽象的概念を滿足させ得るならばいいと云ふ方法と、專門家の判斷によつて危險なる存在ではなくなつたと認められる迄犯人を社會から隔離しておく方法と、その何れがよりよく社會防衛の實をあげ得ることか。應報理論に對しては、われわれは唯次のことを云へばいいのである。われわれが先づ最初に一方に於ては罪と他方に於ては刑とを正確適正に秤量することが出來るならばいざ知らず、然らざれば罪と刑とを互に相比例せしむべき術はあり得ないのである、と。

四

かく觀じ來るならば、刑法の現在基礎として認められる所の理論は、科學的に又法律的に云へば、不完全であるやうに思はれる。ホエートリー（Whately）は次のやうやことを云うてゐるのである。

「矯正場に拘禁しておかなければならないやうな行爲をする者は再び犯罪を繰り返へさなくとも生活して行けると云ふ徵證の認められるまでは之を再び社會に出してはならない」と。

マコノキー（Maconochie）も又ホエートリーと同じく定期刑を捨てて改善刑を主張したのであるが、その理由を次の如く述べてゐるのである。

「改善刑の目的は犯人の釋放と云ふことを犯罪行爲そのものの性質如何によつて定めず、其後の彼の性格並に行狀の如何によつて定めやうとすることにある」と。

最初に改善刑に贊成する聲をあげたのは、スコットランドの行刑局長フレデリック・ヒル（Frederick Hill）その人であつた。[6] 次いで、その兄弟なるバーミンガム市裁判所判事マシウ・ダーベンポート・ヒル（Matthew Davenport Hill）は "Reformation or incapacitation" と云ふ奇警なる標語の中に改善理論を高唱し、犯人が相當なる感化の下に於ても改善せず依然として社會の秩序並に安全に對して危險なる存在たるならば、之を永久に拘禁しておくべしと主張したのであつた。それは一八四六年のことである。それと年を同じうして、マルセイユの檢事であるボンヌヴィル・ドウ・マルサーニュ（Bonneville de Marsangy）は、豫備的釋放と云ふ題下に於て右と同樣の考を述べてゐるのである。彼は、この豫備的釋放即ち條件附釋放を以て、絕對的釋放に至るまでの中間的期間の一種となし、之を許す權限を裁判所に賦與し、

以て、裁判所をして、十分なる贖罪的苦痛の期間を經過したる後犯人が改善したるものと認められたならば、相當なる理由のある時に再び之を刑務所に連れ戻すことが出來ると云ふ權限を保留して、條件附にその犯人を釋放せしめやうと云ふのである。この方法こそはフランスの法律が既に業に少年犯罪者に對して採用したる處置であり、しかも、それは又等しく成年犯罪者に對しても適用せらるべきものである、と。

(6) フレデリック・ヒルはその著「犯罪論」(Crime) 中に次のやうなことを述べてゐる。刑務所と云ふところは犯人の惡い習慣を匡正する迄之を入れておく所の德育上の病院たらしめなければならぬ、と。

ブロックウエー (Brockway) は、この理論を採用したのであつた。彼は、最初、一八六八年にミシガン州に於て、所謂三年法 (Three Years' Law) の制定に努力したのであつた。この法律は賣淫婦をデトロイト市から追ひ拂ふことを直接の目的となし、三年を超えざる不定期間之をデトロイト矯正場に拘禁することを得る旨を定めてあつたのである。彼は其後一八七六年にエルマイラ感化監に適用するため、無制限なる不定期刑言渡をなし得る旨を定めたる、最初の法律案を起草したのであつたが、同感化監に於て實際に適用せらるるに至つた所の法律は、先きに述べた如きものであるのである。彼は不定期刑と云ふ制度によつて、惡き者を化して善き市民たらしめんとしたのである。彼の人類に對する貢獻は、まことに、偉大なりと謂はねばならない。犯人改善主義の歷史の上に、彼の殘した功績はあまりに明らかであるから、わたくしが贅言を費やすまでもないことであらう。

五

われわれは社會的動物である。社會なくしては寸時も生活することは出來ぬものである。果して然りとするならば、社會を構成する個人にとつては、その社會の秩序と安全とを維持すべく、その社會に順應したる性格の持主であることが個人の義務であると共に、また一方に於て社會（國家）は各個人をして善良なる構成員 law-abiding citizen たらしむることの權利を有するのである。一言以て之を蔽へば、われわれは社會的習癖 (social habitude) を有たねばならないと云ふことである。しかも、その社會的習癖の形成は、教育的方法即ち漸次に段階を踏んで進んでゆくことを要する方法によらねばならないのである。從つて、それは時と練習とを要するのである。如何に應報を說き威嚇を示しても、社會的習癖の形成は期待することを得ない。唯、實行による教育である。合理的方法によつて完き社會人を作ることである。完き社會人の才能と習慣と趣味とを教育することである。さうして、われわれは人格と云ふ建築物は、まづ礎石を造つて、その上に次第に仕事を進めてゆくべきものであることを忘れてはならないのである。

ブロックウエーは、この仕事を樂觀したのであつた。肉体上並に精神上の望ましき習慣を課程的練習によつて作り上げること、其の結果を達成するについて適當なる方法が必ずあるとの確信、習慣の形成によつて人格の變化を招來し得るであらうと云ふこと。ブロックウエーはこの三點を以て、彼の改善主義の基本觀念としたのであつた。

われわれは、刑の執行とは、犯人に對して教育を施すことであると信じてゐる。教育は時を要する仕事である。法律も、裁判官も、どうしてその「時」を確定したり又之を制限したりすることが出來るであらうか。そこで、わたくしは、刑がその本質上不定期たるべきことは、おのづから肯かれることであらうと考へるのである。

（一九三〇・三・九）

管子の法治思想【下】

——東洋刑事法制史の一節——

佐伯復堂

三　民意の內容

管子は國運の振興を以て、唯民意順應の結果なりとすると同時に、その頽廢を以て、民意逆行の結果なりとし、民意を度外しては、刑罰も威嚇力を失ひ、法令も實行力を喪ひ、果ては主權者の地位すら保てなくなるといつてゐるが、所謂民意とは、果して如何なるものに命名したのであるかといふに、第一は正平である。正平は中正と平靜である。管子は、萬事が正平となるを以て人間の天性に合致するものとし、善と惡とは、正平を標準として分ち出さるるものとした。換言すれば、人は社會に生活する爲に、自己の慾と情とを充足するに必要なるものを、その社會內にて獲得せんとするのであるが、その傾向に放任するときは、不善に陷るを免れざるのであるから、國家は法令の力を以て統制し、成るべく正平ならしむるものである。國家のかうした要求に、人民は順應せねばならず、又その順應することは、そのまま天性のあらはれであるといふ。即ち人は自然に國家の統制に順應する天性を具有するといふのである。第二は人慾である。管子は人民が佚樂、富貴、存安、生育を欲せざるものなきを見て、その德義に背反せざる限り、成るべくその民意に對して滿足を與ふることを認容した。之が爲に多くの經濟政策も樹てた。之を要するに、

管子はあらゆる問題を說明するに、悉く之を主觀に立脚せしめ、而もその主觀を心象と心体とに分觀した。例へば君主の地位が危くなることを論定するに當り、三欲不節を以てするが如きものである。彼曰く、「君有レ三欲於民。三欲不レ節。則上位危。三欲者何也。一曰。求。二曰。禁。三曰。令。求必欲レ得。禁必欲レ止。令必欲レ行」又曰く、「樞言曰。愛レ之利レ之。益レ之安レ之。四者道之出」と。これ正しく客觀問題を以て主觀問題化したのである。又同一の心であつても、彼の言を藉りていへば、「心之中又有レ心」にて、利を欲し安を欲するも心なければ、利心なく安心なきも亦た心なりとし、そこに二樣の觀點を置くのである。彼曰く、「凡民之生也。必以二正平一。所二以失一レ之者。必以二喜怒哀怒一。節レ怒莫レ若レ樂。節レ樂莫レ若レ禮。守レ禮莫レ若レ敬。外敬而內靜者必反二其性一。」云々。されど、彼は決して空論家でなかつた。學說の最終目的は、治國の策であり、治國の策は富國の策であつた。

管子は治國の原因をば、主として生計問題に置き、之を以て爲政家の最も努力すべき點と爲し、汎く民生の害を除き利を致す君主を以て明君と稱したのである。管子は原則として、治國は常に富み、亂國は常に貧し、富める民は常に順ひ、貧しき民は常に逆ふとし、以て道德法令と生計貧富の關係を力說し、人民をして物資の匱乏に陷らざらしむる爲に、生產と勤勞とを奬勵した。管子は經濟と道德、經濟と法禁との因果關係を重要視したる所は、蓋し管子思想の最も價値ある點である。

(一)「心術」 凡民之生也。必以正平。所以失之者。必以喜樂哀怒。(中略)外敬而內靜者。必反其性。

(二) 民惡憂勞。我佚樂之。民惡貧賤。我富貴之。民惡危墜。我存安之。民惡滅絕。我生育之。(中略) 故從其四欲。則遠者自親。

(三) 凡治國之道。必先富民。民富。則易治也。民貧。則難治也。奚以知其然也。民富。則安鄉重家。安鄉重家。則敬上長罪。敬上長罪。則易治也。民貧。則危鄉輕家。危鄉輕家。則敢陵上犯禁。陵上犯禁。則難治也。故治國常富。而亂國常貧。

敍上之を概括する時は、管子は人欲を法令の力に由つて統制し、之を正平に歸し、人民をして禮義廉恥の人たらしめ、君主をしてその地位を安固ならしめ、以て覇道の國を建設するに在るが如し。而してこの重點は、民意に在つて存するを見出さるるのである。更に管子學說の大体より言へば、當時を對象として論議したものであつて、その論議の精神より見る時は、君主の有無は、その學說の價値を消長するものでない。君主國体に非ざる國家に取つて見るも、尙ほその學說の中心は、依然として不動なるを見られるのである。管子の所謂至治は、國家を家族的精神化せしむるにある。この點は、君主國体たると民主國体たるとに由つて差別なき意見である。

(一) 蔡元培編纂「中國倫理學史」第十一章。

四 自然と法令

管子の法律思想は、象を自然に取りて成立した。この點は管子の道德思想も亦た同一である。管子は道德と法律との本末關係を論定しない。唯法律に於ては、國家統制の力加はり、之が侵犯に對する制裁規定あるのみであつた。是故に、法律思想即ち道德思想にして、その本づく所に於て、何等の差別もなかつたのである。管子は法律の基礎を天の爲すなくして成るがごとき天道に置いた。天道は無形の虛體で何等のこだはる所がなく、萬物に徧流してその道を(一)じない。法律はこの虛體に本づき、天地の位に法り、四時の行に象り、天の萬物を被ふ如く法令の澤を被らし、地の萬物を載する如く公平の實を與へ、以て天下を治むる。(二)而して道の宿る所は德であるが故に、道と德とは、その間に隔てがない。ただ理として宿す者と宿す所以とあるのみである。而して義は各々その宜しきに處するをいひ、又

礼は人の情に因り義の理に縁りて、その節と文とをなすものをいふ。即ち礼は、理のある所をいふのであるが、理は上下の分を明かにして秩序の義を諭すをいふのである。この意味に於て、礼は理から出で、理は義から出でたるもので、法とは、總てが同じくかくならねばならぬわけのもの、即ち必然的畫一的のものであるといふ。管子は天即ち自然に象つて居る關係上、帝王及び覇を説明するにも、帝を天とし、天は無爲なるを以て、帝も亦た無爲なる者とし、民を化するに徳を以てし、自然に治まるものは帝なりといひ、爲しても之を爲すを用ふるなきがごとくするものは王なりといひ、爲してもほこりと思はざるものは覇なりといふ。すでに天道を以て模範となす以上、目標は天下一般であらねばならぬ。天下は社會一般を謂ふとせば、天子たる者は社會一般の人の爲に法令を作成せねばならぬ。その他天下の爲になすべきあらゆることをなさねばならぬ。例へば一人の姦佞の罪を以て、天下の人々を畏服せしむる。これは天下人民の心を刑するものである。今日の刑法の所謂一般豫防である。

(一)「心術」天之道。虚其無形。虚則不屈。無形則無所位。無所位迮。故徧流萬物而不變。

(二)「版法」版法者。法天地之位。象四時之行。以治天下。四時之行。有寒有暑。聖人法之。故有文有武。天地之位。有前有後。有左有右。聖人法之。以建經紀。云々。

「版法」法天合徳。象地無親。參於日月。伍於四時。

(三)「心術」法者所以同出不得不然者也。故殺僇禁誅。以一之也。故事督乎法。法出於權。權出乎道。道也者動不見其形。施不見其徳。云々。

(四)「乘馬」無爲者帝。爲而無以爲者王。爲而不貴者覇。不自以爲所貴。則君道也。貴而不過度。則臣道也。」又、兵法を述べたる中には

明一者皇。察道者帝。通徳者王。謀得兵勝者覇とあり。

(五)「覇言」以天下之財。利天下之人。以明威之振。合天下之權。以遂徳之行。結諸侯之親。以姦佞之罪。刑天下之心。因天下之威。以廣明王之伐。

五　法令の必要

人民は法令なくては生活すべからざるか、國家は法令を離れて存立し得らるべきか、法令は國家人民に如何なる効果あるものか、若し假りに國家が法令を用ひずとすれば如何なる弊害あるかに就て、管子も亦た之を考察し、人民も國家も法令を離れて生活すべからざるを高唱し、法令の効果を過重に計算して、國家の上より見れば、法令は人民より重んずべきものとした。(一)而して之を用ひざる場合の弊害まで力説した。彼は法令を以て、人民の行爲に適用する力強き準則であるとし、君主國体にありていへば、法令は君主が天下を制御し、姦邪を禁止する所以のものとし、(二)大体より之を見て、共同生活の申合規定の如きものとした。故に若し之なければ、人民は各々私利私慾に趨き、(三)結局亂階となるといふ。

(一)「法々」法重於民。威權貴於爵祿。

(二)「明法」法度者。主之所以制天下。而禁姦邪也。

(三)「君臣」是國無法也。治國無法。則民朋黨而下比。飾巧以成其私。云々。

現在法令を百出してすら尚ほ且つ不法・犯罪の實質ある行爲簇出するに、況んや法令をなみして、いづくんぞ治平を期するを得んや、といふのである。従つてかの刑措圀空の如きは、再現の望なき昔物語として、之を問題視せざるのである。

六　重令と毋赦

管子は法令に對して威嚇主義即ち嚴刑必罰を主張した。彼は主權者即ち君主には法令ほど尊重すべきものがない。反言すれば國家は法治でなければならぬと考へたのである。君主國体でいへば、君主の尊嚴は、總ての國事に於ける基礎であるが、その尊嚴は唯法令に由つて保持されるといふ。この法令と君主との關係に就て、彼は君主尊ければ國家安く、法令輕ければ君主卑しく、君主卑しければ國家危しと論じて居る。これ故に安國は尊君にあり、尊君は行令にあり、行令は嚴罰にある。罰・嚴に令・行はるれば百吏皆恐る。ここに治民の本があるといつてゐる。從て法令を虧く者、益す者、行はぬ者、留むる者、從はぬ者の五者は死刑に處して容赦せず、法令直視で驀進する威嚇主義であつた。彼は微罪とても之を觀過せずして一々之を檢擧せしめ、積累すれば大罪と同視した。恩赦は、絕對に排斥して刑罰上に於ける毋赦主義を主張した。かくするときは、白刃を蹈み、矢石を受け、水火に入りても、法令を遵奉すると觀測したのである。若し恩赦を施して、そこに法令を缺如すれば、その結果は却つて、社會を僞善と情實に導くものである。既に法令を揭げ、君主の意を以て之を赦免するが如きは、不信の甚しきものである。刑罰は如何なる時と處とを問はず、平等に敢行する普遍性のものであらねばならぬといふのである。かくしてその檢察眼の照さざる所まで闇化すといふ。闇化は刑（刑罰）賞（恩赦）を見ずして化する意義である。古の德化に對して彼は闇化を唱へた。闇化と德化との差別は、前者は利害の念に本づき、後者は善惡の心に本づくに在るが、管子は、百官が法令を遵奉して不法なきのも、愛國の誠に由るにあらずして、爵祿を受け刑罰を避くる爲であると觀察してゐる。從つて彼の眼中には純眞の忠臣又は愛國者などを認め得ないわけである。これと同じ精神て、誅罰の無くなるは、畢竟惡事あれば、必誅するが爲であり、之に反して誅罰を廢すること能はざるは、惡事あるも必誅せず、人民は之に因りて法令を蔑視する爲であるといふ。

（一）「重令」　凡君國之重器。莫重於令。令重則君尊。君尊則國安。令輕則君卑。君卑則國危。故安國在乎尊君。尊君在乎行令。行令在乎嚴罰。罰嚴令行。則百吏皆恐。罰不嚴。令不行。則百吏皆喜。故明君察於治民之本。本莫要於令。故曰。虧令者死。益令者死。不行令者死。留令者死。不從令者死。五者死而無赦。唯令是視。』

「明法」　是故先王之治國也。便法擇人。不自舉也。便法量功。不自廢也。

（二）「法禁」　法制不議。則民不相私。刑殺毋赦。則民偷於爲善。』

「法々」　凡赦者。小利而大害者也。故久而不勝其禍。毋赦者。小害而大利者也。故久而力勝其禍。

「法々」　文有三侑。武毋一赦。惠者多赦者也。先易而後難。久而不勝其禍。法者先難而後易。久而不勝禍。

「覇形」　緩其刑政。則人不懼死。

（三）「法々」　蹈白刃。受矢石。入水火。以聽上令。上令聽行。禁遽止。』

「版法」　正法直度。罪殺不赦。殺傷必信。武威既明。令不再行。頓卒怠倦。以辱之。罰罪有過以懲之。殺傷犯禁以振之。植固不動。倚邪乃恐。倚革邪化。令往民移。

（四）「版法」　是國無法也。治國無法。則民朋黨而下比。飾巧以成其私。

（五）「九守」　用賞（恩）者貴誠（信）。用刑者貴必。

（六）「明法」　百官之奉法無姦者。非愛主也。欲以受爵祿而罰避也。

（七）「禁藏」　以有刑至無刑者。其法易而民全。以無刑至有刑者。其刑煩而姦多。

管子はかくの如く、威嚇・毋赦の主義であつたが、彼はその半面に、この主義と逆行する主義も入れた。即ち國用

を充す爲には、あらゆる刑罰を贖ふに、甲兵若くは金を以てするを、除外例として認容することを主張した。換言すれば、國家の緩急に對應する刑事政策としては、刑罰の財化主義を提議したのである。(二)

(一)「小匡」夫齊國寡甲兵。吾欲輕重罪。而移之於甲兵。公曰。爲之奈何。管子對曰。制。重罪。入以兵甲犀脇二戟。輕罪。入鞼盾鈐革二戟。小罪。入以金鈞。分宥薄罪。入以半鈞。而訟獄者。正三禁之。而不直。則入一束矢。以罰之。美金以鑄戈劍矛戟。試諸狗馬。惡金以鑄斤斧鉏夷鋤耰。試諸木土。

この財化主義に由つて、刑罰を受くる者に、その罪の輕重に由り、各々武器若くは銅貨を入れ、以てその刑罰を免るるを得しめた。この一事に由つて、管子の刑罰は、又た應報主義であつたことを知られるのである。

七　正名と審理

管子は刑罰と罪名と相當し、その審理は最も適正公平で一人の爲にその法を枉げざることが、人民をして裁判に信服せしむる所以である。訴訟當事者が、その裁判に對して怨嘆し、社會の良民も、亦たその判決に驚くやうなることをなすは、政道上深く之を戒め、裁判若く檢擧するとき、その赤心を訴訟當事者の腹中に置き、之を愛し、之を生かし、之を養ひ、之を成し、以て人民を利益するを努め、司法官は之を自己の恩德と感ぜざるやうにすべしといふ意見を述べてゐる。(一)

(一)「正」制斷五刑。各當其名。罪人不怨。善人不驚曰刑。正之。服之。勝之。飾之。必嚴其令。而民則之曰政。如四時之不貳。如星辰之不變。如宵。如晝。如陰。如陽。如日月之明。曰法。愛之。生之。養之。成之。利民不德。天下親之。曰德。無德無怨。無好無惡。萬物崇一。陰陽同度。曰道。刑以弊之。政以令之。法以遏之。德以養之。道以明之。刑以弊之。毋失民命。令之以終其欲。明之毋徑。遏之以絕其志意。毋使民幸。養之以化其惡。必自身始。明之以察其生。必修其理。致刑。其民

庸心以蔽。致政。其民暇信以聽。致德。其民和平以靜。致道。其民付而不爭。罪人當名曰刑。出令當時曰政。當故不改曰法。愛民無私曰德。會民所聚曰道。」

「問」審刑當罪。則人不易訟。』

管子は正名及び審理に就て、しかく論じてゐる一方、更に又た政道萬一の不備に對應して、言論自由の道を與へ、之が爲に侃諤の論を爲す嘖室といふものを造つて之に提供し、稅政を君前に爭はしめた。(二)

(一)「桓公問」法簡而易行。刑審而不犯。事約而易從。求寡而易足。人有非上之所過。謂之正士。內於嘖室之議。有司執事者。咸以厥事奉職。而不忘焉。此人能以正事爭於君前者也。桓公曰。善。

管子はかく立法司法行刑を尊重して、その極、君主も敢て專斷せず、何事も法令にて明示し、有司は君主の命を奉じて法令の下に於てその事務にたづさはり、人民は之が統制について習俗をなすに至るを以て美風とした。(一)

(一)「君臣」君據法而出令。有司奉命而行事。百姓順上而成俗。著久而成常。

この法令に對し、管子は行はれ易きを貴び、時代に順應して成るべく簡單なるを期した。(二)

(二)「桓公問」法簡而易行。刑審而不犯。事約而易從。求寡而易足。

八　社會と功利

管子はどこまでも力の政治を認め、社會も生存競爭、優勝劣敗で發達し來りしを信じ、利害の念は共同生活を促進したに過ぎぬと考へて、功利主義を標榜し、以て齊國學者の特色を發揮した。

又た彼は君主の權を以て人民の利權を統制する一種の社會主義を唱道し、人民間に於ける契約を調節し、所有權を鹽梅する責任を君主に負擔せしめて、國民を齊しく富ましめ、貧富を一にせんことを主張した。

「國蓄」　利出於一孔者。其國無敵。出二孔者。其兵不勝。出三孔者。不可以擧兵。出四孔者。其國必亡。先王知其然。故塞民之養。隘其利途。故予之在君。奪之在君。貧之在君。富之在君。故民之戴上如日月。親君若父母。凡將爲國。不通於輕重。不可爲能以守民。不能調通民利。不可以語制爲大治。是故萬乘之國。有萬金之賈。千乘之國。有千金之賈。然者何也。國多失利。則臣不盡其忠。士不盡其死矣。歲有凶穰。故穀有貴賤。令有緩急。故物有輕重。然而人君不能治。故使蓄賈游市。乘民之不給。百倍其本。分地若一。彊者能守。分財若一。智者能收。智者有什倍人之功。愚者有不贍本之事。然而人君不能調。故民有相百倍之生也。夫民富。則不可以祿使也。貧則不可以罰威也。法令之不行。萬民之不治。貧富之不齊也。

（一）「君臣」　古者未有君臣上下之別。未有夫婦妃匹之合。獸處群居。以力相征。於是。智者詐愚。彊者凌弱。老幼孤獨。不得其所。故智者假衆力以禁彊虐而暴人止。爲民興利除害。正民之德。而民師之。

九　餘　錄

管子は徹頭徹尾法令を中心にして論議せしが、往々修養の道も說き、殊に君主たる者は、人民の行爲に對しては之を自身に反省して、善あれば之を人民に歸し、過あれば之を自身に歸し、人民の罪惡は即ち自身の罪惡なる自覺を要すといふ。これ彼の君主責任論である。(一)

（一）「小稱」　身不善之患。毋患人莫己知。丹青在山。民知而取之。美珠在淵。民知而取之。是以我有過爲。而民無過命。民之觀也察矣。不可遁逃以爲不善。故我有善。則立譽我。我有過。則立毀我。（中略）　罪身者。民不得罪也。不能罪身者。民罪之。（中略）　今夫桀紂不然。有善。則反之於身。有過。則歸之於民。（完）

水平運動と刑事政策

小　島　憲

一

私は刑事法學の方面には全く門外漢に過ぎない。けれ共社會政策を專攻する學徒の一人として水平運動に付ては從來多少の研究をなし、又それが將來に關しても、相當考慮を費して居る。此の問題は我が國獨特の社會問題として實に重要なる地位を占め、歷史的に深き根柢を有すると共に社會的には其の影響する所極めて廣い。之れを犯罪の點より見るも決して等閑に附すべきものでないと思ふ。關東大震災の前後水平運動の激化せられた頃には、此の運動に伴ふ犯罪も全國に亙りて尠からず發生したが、近來運動も下火となり世人の目が漸く此の問題より興味を失はんとしつつあると共に、所謂糺彈事件も減少の傾向を辿て居ることは喜ばしき現象と云はねばならぬ。併しながら一面に於ては一時殆んど其の影を沒したるが如くに見えたる一般民の差別觀は、水平運動の衰勢と共に再び頭を擡げんとする風潮あることは國家の爲め憂慮に堪へぬ。若し多少でも差別待遇の復活を見る樣なことがあつては、水平運動は如何なる方向に激發するやも測り難い。今日此の問題に付て愼重なる考慮を回らすことは最も必要のことと信ずる。私は固より刑事政策に付ては素人ではあるが、敍上の如き意味に於て問題の重要性を痛感するが故に、敢て所信を述べて識者の敎へを乞ひ度いと思ふのである。

二

敎育は凡ての解放運動の根元である。學問を以て貴族の獨占に歸した時代に在ては、一般民に對し宿命的服從觀を注入して忍從の美德を說いたことはあつたが、眞の敎育を施したことはなかつたと云て差支へない。敎育の目的は人格の完成に在て、社會人としての意識を明確ならしめ個性を發揮しつつ社會と調和せしめ、以て人類の

共存共榮を期せんとするに在るが故に、此の如き意味の民衆教育は貴族專制の世には全く存在せなかつたと云てよい。然るに政治上自由平等の原則が確立して教育が普及し一般民の自覺を喚起するや、從來宿命觀に囚はれて居た婦人が過去の眠より覺めて其の解放を叫び、不合理なる差別待遇を蒙て居た一部の同胞が水平運動を起し、不當の壓迫に甘んじた小作人が地主に對して其の正當の要求を提出するに至たことは固より自然であつて、社會問題を以て解放問題と見るとき、之れ等各種の問題が現代社會問題中重大なる意義を有することは毫も勞働問題に讓らないのである。

我が國は大和民族なる一民族に依て成る世界無比の國家なりと云はれて居る。然るに其の全一民族中に最近迄又今も猶ほ一般の人々より差別的待遇を受けて居る不幸の人々のあることは全く不思議に堪へぬ。之れ等不遇の人々は所謂部落民として筆紙に盡し難き虐遇を蒙りながら最近迄陰忍し來つた。內務省社會局の調査に依れば之れ等の人々は大正十年三月現在部落內居住者八十二萬九千六百七十四人、部落外居住者六萬九千三百七十人を示して居る。其の分布狀態を見るに關西に多くして關東に尠く、北海道、東北三縣（宮城、秋田、岩手）及沖繩には部落に該當するものなく、靑森縣は僅か一部落百八十六人に過ぎぬ。差別觀念も亦關西に於て甚だ強く、關東は稍や薄く、東北に至ては全く之れ無き有樣である。

部落の成因並に排斥の原因に付ては昔から種々の臆測が行はれ、之れを以て歸化人の子孫なりとする說が比較的廣く一般に信ぜられて居るが、此の如く解すべき根據は何處にも發見し難く、史家の研究に依れば、昔世人の卑しむ職業に從事したる者や或は社會の落伍者等の集團が、德川時代に至つて一の最下層の社會階級として公的の存在となり、之れ等の人々が一般百姓町人より擯斥せられながら一小地域に占居し、益々世人と隔絕して明治に及んだのであつて、之れ等の人々の職業の多くが屠殺と云ふ樣なことで、當時の宗教上より特に排斥せられた所のものであつたが爲め、一般人も亦同時に極端に其の職業を卑しみ遂に其の蔑視を人に迄及ぼしたのである。

德川時代に於ては鎖國の結果自給自足を圓滑ならしむるには人口の增加を無制限に放任する譯に行かず、自然百姓町人の間には墮胎が殆んど公然に行はれた形跡がある。然るに淨土眞宗に於ては此の如き非人道を極力排斥したから、眞宗信者たる大多數の部落民（大正十年三月現在、現住戶數十五萬四千二百八十七戶中、眞宗十二萬六千六百八十四、日蓮宗五千七百七十二、其他二萬一千八百三十一）は人爲的人口制限を行ふことなく自然の增加に委したるを以て、自然部落は密住し、貧窮し、不潔となり、愈々一般人と隔離することとなつたのである。

三

右の如き理由に依り一旦差別を生じたる結果、明治維新の際かかる社會階級を制度上に於て撤廢したる後と雖も、事實上の差別は依然として存續し、假令部落民の自覺に依て其の改善を見るに至ても容易に之れと融和せんとはせず、反て益々不合理なる壓迫と凡らゆる侮辱とを加へ、識者をして眉を顰ましむるものが尠くなかつた。於此之れ等の不幸なる人々は水平社を組織して撤底的糾彈の手段に依て、無自覺なる一般人の自覺を促すべく水平運動を起すに至た。之れ固より自然の勢である。時に糾彈の手段に付て其の度を失した事例がないではないが長年月の間血の淚を以て凡らゆる侮辱と抑壓とに堪へ來た水平社同人としては無理のない次第と云はねばならぬ。國家は地方改善費の名の下に年々數十萬圓の支出（昭和四年度豫算六四八・六〇〇円）を爲して特に部落の保健衛生上の改善策に力を注いで居るが、如何に外的施設の整備を行ても人と人との融和にして成らざる限り問題は永久に解決するものではない。世人水平運動を目して世界に於ける猶太民族主義 Zionism と同一視するものがあるが、猶太人には世界の如何なる地に於て如何なる迫害を加へらるるとも終には歸るべき憧れの故鄕パレスチナの天地は永久に存在する。我が水平社の人々は墳墓の地に於て侮辱を加へられつつあるのであつて他に何處にも歸るべき土地とてはない。夫れ丈け問題は內面的に深刻である。此點に付き特に世人の三思を促し度い。

此の如く差別待遇に對する反感が深刻なりとすれば、反動的に一般人に對する態度が激化せらるることは寧ろ自然である。從て單なる反感より發したる反射的の行動が假令常軌を逸したりとしても、刑事政策上極めて寬大なる態度を以て之れに臨まなければならぬ。所謂糾彈の度を失したる結果犯罪を構成し、或は又之れに端を發して一般民との間に感情の疎隔を激成して暴動に立ち到るが如きことありとも、情狀を極度に酌量して努めて處刑者の減少を圖らなければならぬ。殊に社會進化を否定するが如き誤れる思想的背景を有する行動に對しては嚴罰主義よりも敎化主義を以て之れに對する必要があゐ。

四

水平運動なるものは大正九年一月奈良縣南葛城郡掖上

村柏原の阪本清一郎、西光萬吉（本名清原一隆）駒井喜作氏等を中心として生れたる燕會を以て生みの母として居る。燕會は從來の如き政府、公共團体並に篤志家宗教家等の恩惠的なる部落改善策を排斥して、部落民自身の力に依る部落改善と其の解放とを目的として成立したもので、先づ部落民の慰安親睦並に經濟的の相互扶助を圖ることの急務なるを認め、消費組合を設けて生活必需品の廉賣を行ひ、區制を改革して從來少數有力者に依て左右せられて居た區の行政を一般人の手に依て行ふことに改め、社會研究部を設けて部落民解放に關する研究討議を爲した。其の結果解放運動としては社會主義的なる階段的運動よりも、民族的差別觀撤廢の運動に依るを以て適當なりとの結論に到達し、翌大正十年春全村西願寺の住職三浦三玄洞に謀りて全國的に運動を起す計を樹て、十一年一月水平社を創立し水平運動の第一聲を擧げた。二月大阪に大日本平等會が設立せられて中ノ島公園中央公會堂に發會式擧行せらるるや、阪本、西光及び近藤光の諸氏水平社全人を代表して、自己の力に依らなければ解放は到底實現し得ざることを強調したる後、來る三月三日京都に水平社創立大會を開催することを發表し、全國の部落民が之れに參加せんことを望んだ。

水平社創立大會は豫定の如く大正十一年三月三日京都市岡崎公會堂に開催せられ、京都の八百人を初め大阪、奈良、和歌山、滋賀、三重、岡山、兵庫、東京等約二千人の多衆が參會した。京都の南梅吉氏司會者となり左の綱領、宣言、決議及び則七章を議決し、全國水平社中央執行委員長に南梅吉、中央執行委員に駒井喜作、西光萬吉、阪本清一郎、櫻田規矩三、平野小劍、米田富の六氏が就任した。私は其の宣言を讀む毎に淚なしには居られない。

全國水平社創立大會　綱領、宣言、決議

綱　領

一、我々特殊部落民は部落民自身の行動に依て絶對の解放を期す

一、我々特殊部落民は絶對に經濟的の自由と職業の自由を社會に要求し以て獲得を期す

一、我等は人間性の原理に覺醒し人類最高の完成に向て突進す

宣　言

全國に散在する吾が特殊部落民よ。

長い間虐められて來た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と多くの人々とに依てなされた吾等の運動が、何等の有り難い效果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々に依て又他の人々に依て毎に人間を冒瀆されて居た飼であつたのだ。そして之れ等の人間を勵るかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を墮落させたことを想へば、此際吾等の中より人間を尊敬することに依て自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは寧ろ必要である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由平等の渴仰者であり實行者であつた。陋劣なる階級政策の犧牲者であり、男らしき產業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮を剝ぐ報酬として、生々しき人間の皮を勤き取られ、ケモノの心臟を裂く代償として、暖い人間の心臟を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの惡夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は涸れずにあつた。さうだ、さうして吾々はこの血を享けて、人間が神にかはらうとする時代にあつたのだ。犧牲がその烙印を授け返す時が來たのだ。殉教者がその荊冠を祝福される時が來たのだ。

吾々がエタであることを誇り得る時が來たのだ。

吾々はかならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲とに依て祖先を辱め人間を冒瀆してはならぬ。さうして人の世の冷たさが何んなに冷たいか、人間を勵はることが何であるかをよく知て居る我々は、心から人世の熱と光を願求讃嘆するものである。水平社は、かくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日

全國水平社

決　議

一、吾々に對し穢多及び特殊部落民等の言行に依て侮辱の意思を表示したる時は徹底的糺彈を爲す。

一、全國水平社本部に於て我等團結の統一を圖る爲め月刊雜誌「水平」を發行す。

一、部落民の絶對多數を門信とする東西本願寺が此際我々の運動に對し抱藏する赤裸々なる意見を聽取し其の回答に依り機宜の行動をとること。

則（略）

五

創立大會終了後本部を京都市に置き、南委員長以下幹部は決議に從ひ四月十日東西兩本願寺に對し、部落民の經濟的獨立を圖る爲め今後二十年間我等部落寺院及信徒に對し如何なる名義による募財をも中止せられ度き旨を通告した。他方極力地方水平社の創立に努力し大會後滿一ケ年間に成立したる地方水平社約六十に上ると共に、水平運動の具体的手段として各地共一齊に差別事件の糺彈に力を注いだ爲め、全國到る處に糺彈事件の頻發を見奈良縣大正村小林小學校の差別事件を初め、三重縣佐田村の差別事件より直接行動を生じ、愛知縣水平社創立大會後には官憲との衝突事件が起るに至た。

大正十二年三月京都に第二回大會を開きて東本願寺大師堂を占領した事件があつたが、大會終了後群馬縣太田

に關東水平社創立大會開かれ、次で福岡に全九州水平社が創立せられ、全年末には三府二十一縣二百四十餘の地方水平社が成立した。此の如く運動の高潮に達するや翌年三月第三回全國大會の開かるる迄の一年間に於ける差別糾彈事件は忽ち一千百八十二件に上り、糾彈の爲め法に觸れ有罪の宣告を受けた者百六十四人に上た。其の後水平運動稍や過激となり其の間左傾分子の介在する等のことがあつて一般民の反感を買ひ、遂に大正十四年一月十八日には群馬縣新田郡世良田村字原水平部落燒打事件が勃發した。糾彈事件は十二三年の頃が最も猛烈を極め其の方法も苛酷に失した爲め一般民は自警團を組織して之れに對抗するものを生じ、政府に於ても不當の糾彈に對しては相當嚴重なる取締りを勵行するに至り、爲めに部落側にも多大の犧牲者を出したる結果次第に糾彈事件も下火となり、世良田村事件を一轉期として著しく減少した。即ち大正十二年一千四百八十二件、全十四年一千二十五件、昭和元年八百二十五件、全二年五百六十七件全三年六百二十件にして、糾彈の方法の如きも從來は苛酷を極めたものであつたが近時は非常に穩健となり、口頭謝罪、釋明、又は差別者に對する警察官の訓誡等に依り解決せらるるもの其の大部分を占むるに至り、糾彈に伴ふ犯罪の如きも著しく減じたことは喜ぶべき現象である。元來差別をする方が悪いのであるから、之れに憤慨して報復手段を採り法に觸るるが如きは全く同情に値する。法は之れを俟つに極めて寛大でなければならぬ。

六

水平運動に從事する者の中に社會進化を否定するが如き行動に出づる者のあることは遺憾に堪へぬ。坊主が憎ければ袈裟迄も憎いとの態度を殊更に强調することは水平運動の正當なる發展に一大障碍を爲すものである。德川公に對する辭爵勸告や暗殺未遂事件の如きは思想の根柢に一大誤謬がある。大正十二年第二回全國大會の際和歌山縣の一代表より緊急動議として「德川の祖先は我々部落民を甚しく虐待した。斯かる祖先を有する德川一門が皇室の藩屏として華族の最高位に在る事は以ての外であるから、我々は彼等に反省を促し度い」との提案を爲し、多少の議論はあつたが結局滿場一致を以て可決した。大正十三年第三回全國大會のとき九州水平社より「德川一門に對し位記返上を勸告する件」を提案し滿場一致を以て可決した。此の議決に基き當時の全九州水平社執行委員長松本治一郎氏は委員松本源太郎外數氏と共に上京し、滯京中なりし南中央執行委員長と全道し三月二十六日德川家達公邸を訪問したが、公病氣靜養中の爲め家令に面會し水平社全人の德川一門に對する糾彈の理由を說明して公に傳達方を依賴し重ねて四月二日辭爵勸告書を提出した。其の後七月九日福岡縣人にして九州水平社同人と自稱する佐藤三太郎德川公に危害を加へんとしたる嫌疑を以て官憲に捕へられ、次で全人を敎唆したる理由を以て松本治一郎、全源太郎の二氏收監せられた源太郎氏は獄中に於て病死し他の二人は殺人豫備銃砲火藥取締法施行規則違反として有罪の宣告を受けた。

祖先に怨みがあるから子孫に責任を負へと云ふ議論は成り立たぬ。又德川公を暗殺して見た所で一般民の差別觀が忽ち消滅するものとは考へられない。無政府主義は個人以外一切の權威を否認する。從て團體の束縛を排斥する。故に其の行動は個人的ならざるを得ない。今日の民衆化せる世の中に於ては如何なる行動も大衆的でなければ成功せぬ。夫れを無政府主義者の如く個人的行動に依て目的を達せんとするにはどうしても普通の手段では駄目である。今日の進んだ無政府主義者は舊套手段は一切否認して居る。社會の恐怖不安を是認するが如き態度は夫れ自體に於て社會の進化を否定するものたることを忘れてはならぬ。水平運動は無政府主義の樣な個人的のものとは異り本質上大衆的のものである。假令水平部落民の數は全國に於て百萬に過ぎずとしても、新時代を理解せる人々は何れも其の運動に共鳴して居る。團體的行動を爲すことを合法的に許されて居るのであるから、今更何を苦んで個人的手段を採る必要があらう？　其の愚や實に憐れむべきである。私は常に一部水平社全人中に水平運動本來の意義を誤解せる人々のあることを遺憾に思て居るが、此の如き人々の蒙を啓くには敎育の力に俟たなければならぬことは勿論である。此の意味から云て水平社同人の敎育の向上を圖ることは今日の急務と云はなければならぬ。

永い間水平部落の人々は其の墳墓の地に於て堪へ難き侮辱を耐へ忍んで來た。凡らゆる虐げをも甘んじて受けた。然るに其の秋は漸く去て近年目覺ましい自覺を生じ水平運動を起すに至た。之れ全く時勢の賜ものである。けれ共其の運動が短日時の間に急激に發展した爲め組織を欠き、又運動方法等も自然幼稚たるを免れぬ。之れが爲め思はず法に觸れ、或は時に其の度を逸して犯罪を構成することあるは寧ろ恕すべきであらう。私は刑事政策上水平運動に伴うて起る犯罪に付ては出來る丈け寬大なる處置を取ることを以て賢なりと信ずる。但し水平運動本來の意義を離れたる他の思想的運動と關聯するときに於ては、問題は自ら別なることを附言して置く。

（昭和五・三・五）

刑政第43巻第4号
矯正図書館

性慾と貞操問題

有馬四郎助

一

この問題が適當に取扱はれざる結果として、如何に人生が紛糾し社會が祟られつゝあるかは、事新らしく論ずる迄もなきことながら、現實なる日々の社會相に直面して、餘りの深刻さに想到せずしては居られないのである。如何に考へて見ても社會全體の動きは、結局此問題中に其鍵の藏せられあるを認めざるを得ないでなからうか。

凡そ人生の問題と云ふ問題を詮じ詰めれば、恐らく其遠因近因を此に發見せざるは甚だ尠ない、其れ故に社會の癌疾たる犯罪（法律上の）の總てが直接間接に、其遠源を皆な此問題に發せないものが無いと云ふのも、決して過當の言ではないであらう、古來犯罪は色と酒からと云つて始んど相場が極まつてゐた、是は頗る肯綮に當つてゐるが、然し仔細に吟味すれば矢張り色の方が主であれば酒は其從であることが知られる。

近時男女の貞操問題が論議せられつゝあるのは多少世間が目醒め來りし兆候でもあらうが、それにしても若し現時の儘で押し移らんには、將來の深憂は實に推測に難からずとせねばならぬ、今後文明の恩澤加はるに從ひ、物質慾は倍々熾かんに肉体慾は愈々烈しくなるは勿論にして、其餘勢は遂に淫逸放縱に走らざるを得ず、淫風の吹き荒む所家庭は壞れ社會は紊れ、宛然動物界に化し去らずんば止まない、思ひ此に及んで身粟を生せざらんとするも能はざる次第であるまいか。

之を米國などの近狀に徵するも、形勢猶ほ稍や同樣のものあるを憂へつゝある實況にあるが、只僅かに未だ羞恥の念滅せざるためか、曝露を怖るゝこと非常にして、勗めて秘密裡に之を爲すのたしなみあるだけが取柄なりと云はれてある、今や我國に於ても悲哉貞操は多く商品

の如く取扱はれてあるに拘はらず、恬として之を怪まぬ風もあり且つは戀愛至上論などゝも相俟せられて、氣隨な熱を吹き、而して野合的の交際同棲を以て天眞爛漫の美徳の如く心得るに至り、古來の美徳たる貞節の如き、一概に之を古臭しとして顧みざるの傾向は、顯著の事實であるまいか。

之れに加ふるに一面には又教育の進歩と共に性慾問題が高調せらるゝに至り、生理學上よりして無理に自然の本能を抑制することの、困難は勿論之れが爲めに精神及身體の發達上にも、尠からざる害を及す事實あることを發見せられたる今日、自然主義者に於ては奇貨措くべしとなし、之れに藉口して不謹愼の汚行を敢てする不心得者をも輩出せしめつゝある、恠に以て苦々敷限りと云はねばならぬ、而かも尙ほ世間は之をしも寛仮せんとする風なきにしも非ずである。

二

性慾問題と貞操問題は斯の如くにして込み入つたる關係の下に、兎角に穿き違へ勝ちに取扱はれる爲めに、一般の風紀を紊だし社會の秩序を害することは、當然の結果であつて餘義なき次第と云はねばならぬ、而して其不倫行爲又は之が産む所の悪事、それが即ち法律上の犯罪なること更に繰返す迄もない、但し斯の見地よりして社會の凡有る犯罪を根治せんとならば、道徳上の癌腫たる淫慾問題を適當に處置してかゝるより外に途はないのである、之れを措いては如何なる方法を以てするも、それは根本的に非ずして矢張り膏藥的たるを免がれない、故に迂遠の様であつても何處々々迄も遠く其根源に溯つて之を救治せなければならぬ、然らざれば所謂百年河清を俟つの類である。

世の風教道徳を說く者、教育家宗教家及び其他の先輩者に其人乏しきを感ぜない、併し乍ら男女の貞操問題を避けて之に觸れざらんとし、若くは男女差別除外例を置くなど片手落の沙汰を以てしては、現代は餘りに無差別觀に眠醒めてゐる、而して法を說く者先づ自ら守りて後ち、他に說き及ぼすべきは常識の誨ゆる所、故を以て或は恐る彼等は即ち自ら顧みて其責任を惧るゝ爲めに、故さらに道徳上の根本義たるに拘はらず之を說かずして、回避するではないかと、斯く說を爲す者あれど、斯の如き餘りに穿ち過ぎたる漏見ではあるまいか。

我國が世界第一の淫亂國だと見られ、凡有ゆる侮蔑の言葉を以て外國人に浴びせかけられ、憤慨に堪へざらし

むるものあるは、恐らく一たび外國を（彼等自國に顧みて其資格なきは勿論として）旅行せし者の等しく經驗する所であらう、兎も角も斯かる汚名を蒙りし由來に至つては、蓋し自ら招く所多かりしを如何ともすることは出來まい、悔恨實に限りなき次第である。

何と云うても國家の品位を高め尊敬を受けんとせば、何は扨て置き先づ男女の貞操を純潔に保ち、以て國礎たる家庭を固めるより最先ならざるものはない、而して是れこそは實に國家安泰社會繁榮の基礎工事とも云ふべきであつて、此建設には國民擧つて全力を傾注すべきであらう、斯の如きは徒らに國家の體面を飾り表面的の評判を善くせん爲めに非ずして、眞個の國力國威を贏ち得ん爲めであるは論を俟たぬ、若し果して純潔なる家庭を造り得たる奉仕事業ありとせば、それは因果關係の法則上からも當然に民衆皷腹國家萬歳の特權を、其報酬として惠まれるは疑ひなき所である、更に一語を繰返さしめなば、諸罪惡の因子たる淫慾の節制を嚴ならしむるより、出發せなければ國家の神聖も保ち難く、從つて犯罪防止の政策も其効を奏し難い、何となれば淫奔が腐敗を生し、腐敗が犯罪を生ずるの大原則は嚴として覆へすべからざるものあればである。

三

今此問題をば如何に取扱ふべき乎に就て、適當なる答案を得んことは頗る困難事と云はねばならぬ、何となれば是等は客觀的よりも寧ろ主觀的の方策により多く價値を認むるが故である、例へば之が救治方策として諸種の競技運動、若くは環境改善や指導監督法の如き、二三にして止まらないけれども畢竟是等は皆な外面的のものである、從つて何れも其割合に効果乏しきも止むを得ない、其處でより以上完全の効を期せんには、是非共外面的ならぬ彼等自發的自制心の力に待たねばならぬ、然らずんば何を以てしても彼の勃々として生長し來る所の、力强き本能性を制禦することは到底不可能である。是に於て乎精神教育に重きを置き、而して專ら自覺自奮自愛自重の志操を喚起培養することを務めねばならぬ。斯くして精神教育が其主とならねばならぬ以上次いで起る問題は、其年齡時期を如何にする歟であるが、多くの犯罪者を取扱ひたる經驗より云へば、凡そ教育は皆な若年より始めるを至當とすれども、取り別け性慾の本能は力强いだけ夫れだけ、この本能教育も亦た力强く努めて軟芽の頃より着手せなければならぬ。恰も犯罪防止が早

く軟芽の不良少年より始めなければ、勞多くして効尠しと云ふと同一理由である。

不良少年の防止は、取りも直さず犯罪防止の魁を爲すのであり、又其不良少年の防止は、淫慾發達上の矯正を先決とし、而かも其未だ種子の頃に於て、猶ほ更に嚴密に云へば體内に在る中より間接に教養するを必要とするのである。古への聖賢の訓に從へば其房室さへ愼むべしとあり、以て如何に教育の遠大さを知るべきであるまいか、兎もあれ不良少年の起因を尋ぬれば其遠因近因が皆な此最先教育を怠り之が行届かざりし結果に外ならぬは、毫も疑ひの餘地が無いのである。

所謂不良少年にして既に不良行爲に陷りたる者と、只だ傾向ありし者との間に、甚だしき教化の難易ありと云ふは、恰かも成年犯罪者と未成年犯罪者の難易のそれと同一轍である、之れあるがために彼の感化教育者の口に、不良兒早期發見の必要が呼ばれる所以である、更に慾を云へば發見前に於て早くも其最先教育の必要が、彼等に由つて叫ばるべきであまるいか、我には其聲なきを怪む位である。

諸罪惡の根が芟除せらるゝため、又は其種子が植付けられざるためには、是非共精神教育即ち宗教教育に由つて、根本の性情を潔めねばならぬ、之れより外に途はない、然るに今日一般に採らるゝ所の途に就て見渡す時、此唯一の精神教育法に賴らざる傾向なるを見ては奇怪千萬に堪へないのである、勿論無責任なる粗製濫造を以て滿足すると云ふ者あらば、幷は予輩の敢て關する所ではないのである。

人格的なる生命の神を對象とする信念の教育は、或は之を有神情操教育と云つても間へあるまい、神を畏れ敬ひ其誡律を嚴守するの謹愼力を培養せされば、到底完全に人間道を守ることは出來ぬ、況んや奉仕的天道に於てをや、彼の智能が人間を造り智能が人間の價値を究むると思惟せる者、未だ世間絶無でないかも知れず、果して然れば彼等は何を以て其可能性を證するか、年代は遠く世界は廣しと雖ども、曾て其例なきを何共することは出來まい、惟ふに性情の純潔を保ち完全なる人格を具へ得る者は、唯だそれ敬虔の念を以て神に仕へ神の威稜を長み神の恩化を仰ぐ者に限るのであつて、此義は世界開闢の始めより人類歷史が之を證して明々白々の大事實である。若し此大事實に抗する者ありとすれば、それは狂人か痴人かであらねばならぬ。

四

隠れたるに見給ふ神を信じ之を畏るゝに非されば、人は其罪悪より（法律上の罪に非ず）離れ得ない運命を有してゐる。即ち性慾と貞操の惱みより救はれんとする者も、唯だ此運命に有るを知れば足りるのである、之に就て玆に附言の必要を感ずるは、女子感化院及矯正院の增設と共整備とである、是迄と異なり女子の地位向上のため、其活動も昔日の比でなく從つて善かれ悪しかれ社會一般に及ぼす勢力も決して侮るべきでない、而して何れかと云へば寧ろ性情教育はより多く女子に必要あるを見るに至つた。私娼に對する從來の制裁が片手落なるは感心すべきでないが、併し乍ら女子の貞操を高潔にし、以て強き誘惑から男子を逸せしむるを、徑捷と見て取つた點は買うてやらねばならぬ、慥かに女性の偉力は男性に優るとも劣るなきは事實である。而して彼等の進出は月を追うて倍々盛んになる點に鑑みて、之が對策上是非共女子の感化院及び矯正院の增設を畫せねばならぬ。是は實に當面の緊急絶世策と見るべきを力說せざるを得ないのである。



American Impressions of
a Polish Criminalist

J. Makarewicz, J. D.

刑事學者としての余の米國所感【上】

ポーランド共和國上院議員
ワルサウ大學法學部教授
法學博士　ヂエー・マカレーウイチ

はしがき

自分のアメリカへ行つたのは、ポーランドの刑法草案に採り入れられた二三の制度の一般概念をたしかめようといふためで、且つ吾人はポーランドの行刑制度の中に保安處分（measure of safety）を採用しようといふ希望を有つてゐるからである。しかし、保安處分といふ概念は、一九〇八年以來イングランドに豫防拘留（"Preventive detention"）の採用され、且つ、中歐及南歐の諸國の種々の刑法草案の公にされた今日となつては、さのみ新しいものとは言へないのである。

現在、ヨーロッパでは保安處分のことは屢々耳にするが、保安處分と不定期刑（indeterminate sentence）とを混淆して考へてゐる結果、保安處分について誤解されてゐる點が非常に多いのである。一九二五年のロンドンの國際刑務會議に於ける報告並びに討論が立派に是れを證據立ててゐるのである。保安處分も不定期刑も兩つながら理解されてはゐなかつたのであつて、最後に可決された決議も之に關する疑問を解決してはゐなかつたのである。で、自分は今玆處で、誤解を避けるために、自分の用語を定義して、この二つの全く異

つた制度である保安處分と不定期刑との如何のものであるかを明にしておかうとするのである。

保安處分といふのは、暗に刑罰ではないといふ意を含んでゐる制度で、社會が犯罪者に苦痛を加ふるといふことによつて成立する刑罰なるものとは異つた方法で己れを防衛するがために企てられた一つの行爲なのである。この防衛行爲は自由の剝奪其の他の方法の中に存するもので、自由の剝奪の期間は或は確定してゐることもあるし（例へば五年又は終身監置）又は不確定でもあり得るのである。

不定期刑といふのは自由の剝奪を目的とする特殊の刑の宣告たるに過ぎないものである。即ち一種の感化刑でその根本の目的は犯人を改悛せしむるに在るのである。で、人間を改悛せしめるには時間を要することであるが然し、どれ程の時間がかかるかは何人も之を知るものはないのである。是に於てか、判事は刑の宣告をする場合にこの期間といふ刑の要素には言及しないのである。よしやまた言及しても、高々刑期のミニマム（最短期）か又はマキシマム（最長期）を定めるだけなのである。

ポーランドの刑法草案には、保安處分並びに不定期刑と兩つながら之を認めてゐるのである。我々は矯正院（establishments of correction）で刑を受けなければならない未成年者にミニマム（最短）とマキシマム（最長）とを有つてゐる不定期刑を適用しようとしてゐるのである。之と同時に、我々は亦必ずしも不定期とされてゐない保安處分をも採用してゐるのである。草案には種々の異つた保安施設を認めてゐるのである。即ち、發狂者（insane）のためのもの、異常者（abnormal）——即ち身体又は精神の機能の損はれてゐる犯人——のためのもの、アルコール中毒者のためのもの、勞働を厭ふがために犯罪を敢てするもののためのもの、及び常習犯人並に職業犯人のためのもの等で、五種の保安施設を認めてゐるのである。初めの二つの場合では監置（インターンメント）（interment）の期間は決して確定のものではないのである。次の三つでは、監置期間は或は法律により（例へばアルコール中毒者の二年、職業犯人の五年）定められ又は判事によつて決定せらるるのである。判事の決定する場合には、判事は、勞働を厭ふものに向つては、一年のミニマム及び三年のマキシマムを規定してゐる法律に基いて拘禁期間を定めるのである。かくして、ポーランドの刑法草案では、その期間についてインデターネート（不定）のものとデターミネート（確定）のものと兩

様の保安處分を有つてゐるのである。

然しながら、保安處分と不定期刑と全く異つた二つのものを混同してはならないといふ證據を提供してゐるものは、獨りポーランドの刑法草案に止まらないのである。イングランドの法律も亦一つの證據とするに足るのである。犯罪防止に關する一九〇八年の英國の法律——"Prevention of Crime Act"——に從へば、受刑者は懲役に服したる後、裁判所の定むる期間內拘留（detainment）せられ得るのである（犯罪防止法第十條及第十五條第五項「豫防拘留期間」）。即ち、豫防拘留の期間を確定するものは裁判所であつて、これ實に確定宣告に基く保安處分なのである。

後にも言ふことであるが、アメリカ合衆國では、不定期刑は廣く發達してゐるけれども、保安處分はステリリゼーション（生殖を不能にすること）以外には全く知られてゐないのである。犯人のステリリゼーションは法律上多くの州に採用されてゐるが、實際適用さるるのは極めて僅少の場合のみで、一種の終局的の性質を有つた保安處分である。かうなると、合衆國には、刑の執行に關して不定期刑があり、確定宣告によつて適用さるる保安處分が存してゐるわけである。

畢竟するに、保安處分は犯罪人に對する社會的反動の新しい形式で、普通の刑罰と相並んでその位地を占めてゐるものである。不定期刑は刑罰と保安處分との兩方を執行する一形式で、裁判官と刑務所との間の關係に交渉を有つてゐるものであつて、刑罰執行の公の機關の權限を增大する傾きを有つてゐるのである。

この二つの制度の差異を明かにするためには、また兩者に對する異つた批判を擧げて對照して見る必要があらう。保安處分に對しては、その期間の確定したものに對してすらも、唯一の批難があるばかりである。それは、刑罰の執行がすんだ後で、更らにまた或る方法で當該犯人を處分するといふことは可能な事であらうか、かういふ觀念は「同一の犯罪に二回の刑罰なし」（ne bis in idem）といふ原則に反しはしないだらうか、といふ非難である。

之については自分に一つの思ひ出があるのである。二十年前、自分は墺太利のドクトル・ラマッシュの刑法草案について自分の意見を陳述するために、墺太利政府の主催にかかるヴィンナの專門學者の會議に列席したことがある。この草案には實際保安處分については何等の規定もなかつたのである。自分が保安處分の案を辯護する

演説をやつた處、列席の人達は非常に驚いた樣子であつたが、自分の考へを一層明瞭ならしむるがために、自分が保安處分による職業犯人の拘禁の必要を傳染病を持つてゐる患者の隔離收容に比べた時には、墺太利議會の或る有力な議員の一人は、この考へを笑ふべきものとしたのである。この問題については、爾來世論は大した變化はなかつたらうと思ふのである。しかも、この考へに疑ひを挾むものは獨り普通の世間ばかりでなく、立派な法律家も尙ほその疑を同じうしてゐるのである。

不定期刑については、別な非難がある。それは權力濫用の危險である。不定期刑の適用さるる刑務所の所長の役割はどうなるべきであらうかといふのである。

此等の疑問に答ふる爲にポーランドの刑法草案では裁判官に壓倒的な役割を與へてゐるのである。即ち判事は未成年者の不定期刑の問題となると、刑のミニマムの滿了しない前に假釋放の可否を決定することができるのである。發狂せる犯人又は缺陷のある犯人を釋放するのも判事が決定を下すのである。で、裁判權が拘禁を命令し且つその執行を監督してゐるわけで、かくして權力の濫用とその危險を避けようと謀つたのである。ヨーロツパでは行政官に大した信用は置かないので、司法權の後見的な干涉を好む傾向があるのである。ポーランドもヨーロツパの一國で、且つロシヤやプロシヤの行政官の橫暴を經にした記憶が我等の間に新しいので、我等の箇人の自由——それは幾分か過大視せられてはゐるが——の保障を棄てることを欲しなかつたのである。保安處分について裁判官の監督を規定するに至らしめたのも、全くかかる理由から出た已むを得ざる便宜上の一策で、かうしなければ保安處分といふ制度の採用は政治的な意味を有つた反對を惹起するかもしれなかつたからである。ポーランド人の間には人權並に市民權といふドグマを情熱的に愛重する氣風が存してゐるのである（註——ポーランド人が箇の自由のために久しく暴虐を極めた帝政時代のロシヤと戰つて來た血みどろの歷史は史を讀む者をして涙ぐましめる程である。が、余りに箇人の權利を重んずるの余り、國內は常に小黨分立の弊になやまされ、政治の安定を欠くのは酷くフランスと似てゐるのである）。

しかしながら、裁判官の監督は權力の濫用の決して行はれないといふ十分の保障になるのであらうか。之については、曾つてパリ大學のユーゲネー敎授が一九二五年のロンドンの刑務會議に列席した際、累犯に關して取らるべき政策に關する報告を提出したのであるが、この報

告で、敎授は、收容の後不定期刑の執行を監督すべき判事は刑務官吏の報告で受刑者の運命を定めるより外に道はないといふ現由で、裁判官の監督について多くの疑ひを抱いてゐたのである。

自分がアメリカへ行つたのもこれがためで、ワシントンとリンカンの國なるアメリカ、其の歷史の根源が深く箇人の自由の防衛と極めて切に結びついてゐるデモクラシーのアメリカで、自分と同じ學者仲間や同國人の抱いてゐる疑を晴らしてくれるやうな意見を求むるためであつたのである。

合衆國が不定期刑の國であることは誰れも熟知してゐる所である。で、拘禁の期間が受刑者の行狀の良否に依るといふ、語を換へれば、行狀の良否を決定する權を有つてゐる人の裁量の力に依るといふ思想に基いてゐる行刑刑度と箇人の自由（individual liberty）の原則とを、どういふ風に合致せしめ得るか、そのやり方を看ようといふのが自分の興味を惹いたのである。

（一）

アメリカへ入れば、何人も先づその目さましい經濟上の發展に一驚を喫せしめらるるのであるが、不意打を喰ふのは經濟上からばかりではなく、却て司法上並に道德上の見地からも亦、しかも恐らくは一層大きな驚愕にぶつかるのである。この點では、アメリカで行はれてゐる方法はヨーロツパで尊重されてゐるものとは全く逆に使用されてゐるのである。

ヨーロツパでは、我々は刑罰（penalty）と矯正（Correction）とは明かに之を區別しておかうとするのである。刑罰は何を措いても先づ苦痛を加へるといふことにその土台を置くべきもので、矯正といふものは主として世の中から見放された質の惡い少年を改心させるのを其の目的とすべきであるとせられてゐるのである。しかし、アメリカでは之とは全く反對なのである。刑に服するといふ考へと改心といふ考へとが全く混亂してゐるのである。一人の人間を不定期間或る行刑施設に入れてをいて、其の者の釋放はプリズンに於ける本人の行狀に依らせるといふ場合には、これは單に處刑といふ行爲とばかりは云へないのであつて、それはまた一箇の道德的な處遇として考へられなければならないものなのである。

さうかと思ふと一方では、或るステート（合衆國の州）によつては、精神に異常のある犯人並に欠陷ある犯

人を收容するための心理療法を具へた施設を有つてゐる處もある。此等の施設はブリズンから全く異つた、保安處分のために設けられたものと想像されもするが、事實は決してさうではないのである。受刑者は殘余の刑期に服するために他の行刑施設から玆處へ移されて來ることもあるし、精神に缺陷のある犯人が玆處で刑に服するために送られて來ることもあるのである。刑期が滿了した時に、彼等が其處に留まつてゐることもあるが、しかし此の事は是非さうしなければならないといふのではない。刑期滿了後更らに改めてこの施設に收容しておかうとするには、專門醫の特別の診察と判事の新しい決定が必要なのである。で、かかる施設に於ける拘禁は、初めは治療を併用する一つの刑罰で、法律上の刑のマキシマム（最長期）の滿了した後には、それは單に一箇の保安處分となるのである。かういふシステムは方法論の上から見るとはつきりした純一なものとは言ひ難いが、恐らく最も簡單なやり方である。

アメリカの行刑制度の歷史の特長は、常に實行が理論に先立つてゐたことで、これは理論上の研究よりも實驗を貴ぶアメリカ人の性情から來てゐるのである。アメリカの行刑史上の傳統は、百年來、ブリズンはブリゾナー（感化監）に送るより外に道はないのである、と言明してゐたのである。アメリカの委員は、犯罪をやるものは多少何處かに缺陷があるのであるから、一切の受刑者に（受刑者）の品性を改善せしむる一つの手段となり得るものであると信じてゐたのであつて、しかも現在に於てもさう信じてゐるのである。而ししてこの考へはアメリカ合衆國の行刑制度の上に大きな役を勤めてゐるのである。アメリカに保安處分のないのは、現行の行刑制度が保安處分と同じ結果を導いて來るものと信ぜられてゐるからである。保安處分の必要を看ないのである。自分は曾て一九一〇年のワシントンの國際刑務會議に於ける不定期刑に關する面白い討論を憶ひ起すのである。この會議では、アメリカの委員は余り多くを語らなかつたが、不定期刑に關する歐洲委員の疑問に對しては頗る簡明に答へてゐたのである。アメリカの委員の言ふ所は、ブリズンは依然之を設けておくのであるが、不定期間の拘禁に基いた改善の原則を隨處に採用しようといふのであつた。ワインズ博士は、アメリカ人の見地から、犯人が改善を受け入れることができるかどうかを豫め初めから定めることは判事にとつて不可能な事である。これを決定し凡ての不安定な點を除くには犯人をリホーメートリー

差別なく不定期刑を科すべきである、と主張したのである。（ワシントン國際刑務會議議事錄第一卷八十八頁）

我々歐洲人は之とは異つた思想の發達を看てゐるのである。歐洲では、我々はもつと區別を明かにしたいと思つてゐるのである。我々は犯罪には必ず處罰の伴ふことを期待してゐるのであつて、必要であるならば、保安處分は處罰とは別に之を施すべきものと思つてゐるのである。合衆國では保安處分は採用されてゐないが、しかもアメリカの行刑學者は飽くまでも不定期刑に依らうとしてゐるのである。これが歐洲の委員の怪訝に堪えなかつた所なのである。

今や、アメリカでは不定期刑が非常な勢で發展してゐて、到處之を採用せんとし、今では五十年前の如く改善の初期にのみ限られてはゐないのである。不定期刑は次第にアメリカの行刑制度に欠くべからざる要素となつたのである。しかしながら、此等の不定期刑好きの同じアメリカの委員がロンドンの國際刑務會議で、歐洲の委員達から「累犯防止に不定期刑の原則を應用することは可能だらうか、若し可能ならば、如何なる範圍まで及ぼされ得るものだらうか」といふ問ひをかけられた時には、全くあつ氣にとられた顏で、「不定期刑はただ改善の目的のみに適用せらるべきものである。諸君はこれを累犯者や札附きの犯人、望みのないものに適用しようとするのか」と答へて、この問題について、我々の論理の一貫しないことや議論の混亂してゐることを攻擊して、不定期刑の改善の手段たることを力說したのである。（ロンドン會議議事錄第一卷四六四頁）

アメリカ人は我々歐洲人とは異つた性情を持つてゐるので、從つて其の言ふ所も亦異つてゐるのである。ロンドン會議で出された上記の質問は、歐洲人から見れば別に論理を誤つた所はないのである。我々は刑罰に絕對の公平といふことを求めてゐるのである。刑罰は完全に確定し得られるものと信じてゐるのである。而して、我々は刑罰と相並んで彈力性を有つた保安處分を採用しようとするのである。我々は改善といふことを考へるのは、只だ保安處分に關聯して考へ得られるのである。實を言ふと、我がボーランドの刑法草案中に認められてゐる常習犯のための施設といふものは大して改善の役に立つものではないことを白狀しなければならないのである。アメリカ人の見地は正しくないのであらうか。アメリカ人は犯人の改善され得ることを信じてゐるのである。しかも彼等は凡ての希望を棄てなければならないケース（犯

件）のあることをも知つてゐるのである。にも拘らず、合衆國政府の委員となつたスタンホード・ベーツ氏はロンドンの國際會議で、自分の國には英國で行はれてゐる豫防拘留（preventive detention）といふやうな意味の累犯者に對する手段は存在してゐないと言明してゐるのである。これはどういふわけであらうか。しかし、これは凡ての犯罪者が改善せられ得るものであるといふ信念を有つてゐるアメリカ人の樂天主義を知つてゐるものには別に不思議ではないのである。有名なシン・シン刑務所のワーデン（所長）ローズ氏も、「大概な犯人は改善可能であるといふことは勿論である」、と云つてゐるのである（ロンドン會議議事錄第二卷三〇五頁）。保安處分は取らないで、只々不定期刑に基く改善主義のシステムに依らうとするのである。これは理窟ではなく、アメリカ人の趣味といふべきであらう。（つゞく）

Journal of Criminal Law and Criminology, November, 1929



現在の接見を教化上一層有意義にするの考察

井上謙敬

行刑の目的遂行に對し當路及先輩は種々劃策考慮され日々に有効なる方策を案出さる、而して現行監獄法が相當時代色を帶びたる法規なるが爲め、此の有效なる方策實施に當つて何時も一の障害暗礁となり其進路を塞ぐより、又先年改正されたる刑法及刑事訴訟法等と逆進さす必要上より、早晩此の暗礁を除去すべく改正さるるを聞く、誠に其當を得たるものとして國家斯道の爲め慶賀に堪へない……併し早晩は現在ではない、從て我々行刑實務者は現在其職務を執行するに當つて大に考慮せしめらるゝものが相當に在る……が今受刑者に對する接見の如きものを大に考察し、教化上一層有効有意義になさしむるべく改正せしむるの必要なきかを考慮せしめらる、現行監獄法ば第四十五條に、

「在監者ニ接見センコトヲ請フ者アルトキハコレヲ許ス」

「受刑者ニハ其親族ニ非ザルモノト接見ヲ爲サシムルコトヲ得ズ、但シ必要アリト認ムル場合ハ此ノ限リニアラズ」

と規定し、之れが實際運用として其施行規則は第百二十條に「接見の年齡」、第百二十一條に「接見の時間」、第百二十六條に「接見の場所」、第百二十二條に「接見の際の日時」を規定して居る、而して第百二十四條に典獄に於て已むことを得ざる事情ありと認むる時前四條即ち「接見者の年齡」「接見の時間」「接見の度數」「接見の日時」等を法條通り相て固執する必要がないと取除け、條項を規定して接見を有効ならしむべく、又其接見其ものを成立さすべく極めて溫き血を漲らせて、自由刑の執行中ながらも其正しき社會的又家族的關係の維持又之を回復なさしむべく、而して釋放後に於ける社會的生存即ち民衆的生活に復歸せしめようとしてをる……予は竿頭一步を進めて此の接見の目的たる受刑者等の其家族及親族等の融和又其等との意思の疎通聯絡等を敢てせしむると同時に、

此の接見より敎化上の一大副産物を收獲し度いと思ふ、……即ち此の接見に依て先づ最初の試みとして男受刑者には其父子兄弟、女受刑者には母子姉妹だけの範圍に於て其心的融和及其情操醞醸とでもいふ所謂溫情の交通增進を計り度いと思ふ……乃ち男女受刑者等の改悛者には益其改悛の堅き決心と、釋放後の安心とを牢記せしむるべく、又未改悛者には其改悛の機會と改悛の催促を切實ならしむべく……但し此接見の場合には其「年齡を小學齡時に低下し」「接見時間を其必要により延長せしめ」而して「接見の場所を新に設置し、接見房或は接見室と稱し華美に流れざる程度に、多少接見室らしくし現在の房舍狀態に準じ、又現在入所者の多數の生活樣式に準じて疊敷とし、官給として番茶位を汲み交はしつゝ、充分親しく膝を交へて相互に溫情の交流をさしむることが今日の行刑目的を達成する止に於て極めて有効のものでないかと考へしめられる……但し之を敢てするには勿論外來の接見者たる其父子兄弟の思意及其被接見者たる受刑者の意思をも聞き之を希望する者のみに行ふこと、又時には我々實務家が其雙方の平素の事狀及心狀を考察して其必要を認めたる時は所長に具申して許可を得、雙方に其事狀を說き一應の勸誘的慫慂位は之を爲すも妨げざるものとすること……要するに受刑者の一般は全く徒然寂寥の生活樣式に置かれ、其父子兄弟等の溫情に枯竭して居り、又受刑者中には其父子兄弟等と數年或は十數年も音信不通の者其數相當に在り、從て彼等は親しく骨肉近親者と膝を交へて面語懇談等せしことなく、入所通知或は老年に及びて漸く人生孤獨の悲哀を感じ前非を悔ひ發信せし等に依つて、初めて其行衛を知り、其不明の兄弟親子の所在を知り、遙々接見に來る等の者の往々ある、從て此等の者を此の機會に斯の如き所置所遇を爲し、思慕禁じ得ざりし其新父愛兄や、又夢寢だも忘れ得ざりし愛兒愛弟等に接せしめ、其薪設されたる接見房或は接見室に於て番茶を汲み交はしながら、親しく膝を交へ其親及兄の和顏愛語、又其無邪氣な天眞爛熳たる愛兒等の天音佛語的言溫漫容に接せしむるといふことは之れ極みて自然にして、如何なる不逞の未改悛者をも此所に愈々其前非を悟り、其惡性情を一變せしめ得るに非ざるなきかを思ふ、而して此の溫情交流に依りて釋放後の確實なる聯絡を把握せしむることは極めて緊要事と思考す。

——五・二・四——



戸位の懺悔（八）

三水漁夫

○私の病氣と看讀誌「洗心」

神戸と云ふ處は私には鬼門であつた、十五年前神戸在勤の時は僅々六ケ月間に腸チブスで一ケ月間も病院生活をなし、その十五年を經過した後のときは急性腎臟炎で七十日間も病院に居た、私は幸に病氣とは緣遠いのである、……その後大正二年巢鴨時代に輕症盲腸炎で十日間斗り欠勤したが……四十有餘年奉職中欠勤はこの三度だけである。健康を誇りとする私もこの七十日間の病院生活には殆んど閉口した、而かもその病氣は自覺性はないと云うてもよいのである。その頃は京都に木名瀨、大阪に田中この兩典獄と神戸の私とがこの三監獄の改善進展を期する爲め、三友堂と云ふ名稱のもとに一ケ年四回春夏秋冬に各監獄を順番に共々實見して意見を交換し、研究を重ね以てその長を採り短を補ひまた處遇や事務の統一を計ることとし終つてから官舍に於て晩餐を共にし、かたわら親睦を篤うすることを續行して居た。時恰も陽春三月櫻花の候、京都に會合し時間を割いて嵐山の花祇園の夜櫻を見て歸つたところ、平素と違つて多少疲勞を感じたやうであつたが氣にも留めなかつた、夫れから二三日すると惡寒を感じたから、朝、會議の席で醫務主任に話すと私の顏を見て居たが直ちに尿を驗べるとて醫務所へ持つて行つた、まもなく私の室に來た、その監獄醫はこれから直々病院へ入院せよと云ふのである、そして「これは腎臟炎だから絕對安靜を必要とする。あなたの氣質では官舍ではとても安靜は出來ない」とて、私の承諾も待たず縣立病院へ電話を掛ける樣子であつたが間もなく病院長がやつて來て共に勸めるのである、かうなつては我儘も言はれず無理やりに病院へ送られた。令狀なしの强制施行だ、冤罪の者が拘禁さるるときもこんなものかと思ひながら沈思瞑目のうちに。しかしその時は體溫も三十八度位に昇つて

居たやうであるが痛いところもなく痒いところもない、しかもその體溫は五日目ぐらいで平熱となつた。それだのに病院へ行くと牛乳の外は飲食物の凡てが絶對禁止で、而かも牛乳は飲めるだけ澤山に飲めとて一日に一升五合も飲まされる、或る飲みものなら其頃は一升位は飲めたがそれとて夫れ以上は飲めなかつた、然るにこれまで一滴も口にしたことのない牛乳をかく多量に飲まさるるは虐待も甚しきであると思つた、少し動くと看護婦が制止する、見舞客が話しを長くすると當直醫が來て退去を迫る。自由刑に服する身もかくあらんとあきらめながら十日間また十日間と指折り數へても滿期の日の極まらぬ不定期刑である。全體いつになつたら快復するかと聞くと物的證據たる蛋白がなくなり且その痕迹をも見ぬこととなれば全快だ。尤も蛋白は十日ばかり前から顯れぬが痕迹は依然認める、ことに少し動いたり長時間談話するとその量が增すと云ふのである。氣分もよし體も丈夫なのに馬鹿げたことと思ひながら我慢して醫戒を守つてゐた。その內に一課長が來て典獄會議の通知が來たがどう返事をするかと云ふから、君が代理として行けばよい、別に何の傳言もない、これを小河事務官に渡せとて、紙片に、

行く春を牛乳瓶にかこちける

と駄句を書いて渡した。始めて缺席する、この會同だが、ただ同僚と笑談しながら、天どんの晝飯を喰ふことの樂みを思ひ出すと夫れのみが殘念であつた。これから一週間ばかりすると院長が蛋白の痕迹もコヽ暫く出ません今少しの辛抱だと告げた、俄かに明るい氣持となりて悅んだ、かうなるとこれまでうるさく思つた見舞客も頻繁に來ればと待つて居たが當直醫に擊退さるるを恐れて來るものは少ない。偶々來た人に、

我もあき人もあきけんこの頃は

訪ひ來る人の日日にへる

といやみを示したら、また續々訪問者がある、或る日役所の人々が多人數集つたとき私は、

「自由を奪はれた者の唯一の樂しみともなりまた修養となるは讀書の他はない。自分は長らくこの不自由な境遇で體驗してつく〴〵在監者の身の上を想ふのであるが、先づ最初の試みとして小雜誌を發行して修養と處世の資とせしめる爲め、必要なる新聞記事などを加へて看讀せしめてはどうで

あらう、費用は僅少だから我々が負擔して。」

と永らくの間考へて居た內容等も話すと一同も大賛成で直に着手することとした。そして仰向けに寢台に寢たまま發刊の趣旨などを書いた。材料も集めて持つて來たからこれを精選して創刊號だけ發行の手順も附いたので喜んで居ると、また醫者から昨日來痕迹が顯れだした、書きものを續けたり訪問客と話を續けたりするから自然體にさはるゆゑ注意せよとの警告である。また謹愼することにしたがこの小雜誌を「洗心」と題することとし、その題字を私が書くことになつて居たが役所の人々も安靜を慮つて催促もせぬ、私は雜誌の發行が遲れるから心配して居ると或る晩漸く出來たとて持つて來たのを見ると体裁もよく記事もよい、また心配した題字も私の書とは思へぬ上出來である、どこから此字を出したかと聞くと、私どもの俱樂部たる洗心俱樂部についてゐて私が誰れかに送つた手紙の字を版にしたとのことである。ことさら書いたより自然のなぐり書きの方が餘程よい。これ等の選擇意匠及び本紙の編輯に公務多忙の餘暇を求めて努力せられしは西原幸藏君……現札幌刑務所作業技師……である、私は今以て君のこの努力を感謝して居る。其後小首で窓の光が出で又現今は「人」が全國受刑者の唯一の處世上の羅針盤となつてゐるがその頃はこんな企は何處にもなかつた、從つて在監者の喜びとこれに依る効果は非常なるものであつたと確信する。

感化船鎭邊は私の轉勤後間もなくその影をも失つたがこの小雜誌「洗心」は私の去つた後もます〳〵改善向上して十數年繼續して「人」の發刊までよく指針の任務を盡したことは私の快心とするところである。

それから二十日間ばかり痕迹は出たり出なかつたりで、いつまで待ても根絕の期はない、所謂白河の淸を待つと等しいのである。かうなると是迄退院を迫つても頑として聽かなかつた病院長も同情して、「病院の生活と同樣なる生活をせよ」との條件のもとに退院を許した、即ち不定期刑の假釋放である、そこで官舍へ寢台を据ゑるやら、天井から本挾みを吊すやら準備をさして、久し振りに寢台から降ると、腰がぐらついて足が立たない、長らく足を使はぬため、まるで嬰兒の昔に返つたやうなものである。官舍に歸つて十數日矢張り痕迹の隱現は依然たりだ。

この試驗管に殘る痕迹、肉眼で見るとキルクの碎片のやうなもの、が頗る疑しくなつたゆゑ試みに宅の書生、二十三歳の佶强な青年の尿を驗して見ると同樣なものが出た、これは意外だ病院の醫者等は何を以て痕迹などと云つて長く苦しましたかと憤懣して早速自分のと共に病院に齎らして抗議を申込んだ。すると京都の醫科大學へ送つて研究するが、最早牛乳ばかりでなく薄い粥ぐらい食つてもよいと云ふことになつた。かうなると醫者の注意を守るにも及ばぬので、漸次常食に復し杖に凭れて室内を歩いて足を馴し、一週間ばかりで出勤することとなつた。實に馬鹿〳〵しいことで少なくもこの床臥の日數の半若くは四十日間は藪醫者の爲めに蒙つた冤病である。併し冤病でも此間に於いて「洗心」を發行した一事だけで自ら慰めることを得た。もしこの病に罹らねば多忙に追はるる身で企も難いのであつたから。

健康體のモデルと云はれた私が永らくの病院入りで辱知諸君から親厚な同情を受けたが、就中小河博士からは自著「丁未課筆夏の卷」を私に寄するの名に於て出版せられ、その卷頭に私の送つた葉書、床臥の圖に。

書にあきてねあきてさても日の長き

の駄句をその儘彫版して贈られたのは今以て見る度に感謝してをる一つである。

○收容者看讀小誌と「人」に對する希望

前號に述へた私が神戸在勤中創刊した看讀小誌「洗心」が收容者に一縷の光明を與えたことは確信するのである、ことに長期間、世と隔り居りて變遷したる活社會に出んとするものに對しては直接の指導者となつたのである、と云ふのは。

長期刑を終たものに釋放の際賞與金を渡すと、見たことのない紙幣である、表を瞠めまた裏を返し怪疑の眼を以て迎え、如何にして使用すべきかを知らぬ者のあるは私共の度々經驗することである。まさか紙幣を知らぬものは有るまいとこちらで思つて居ても實際この通りである、紙幣にして既に然り萬事が夫れである、また自分の所へ歸るに汽車の通じたことも電車のあることも知らぬものは澤山ある、釋放教誨の際教へて貰たり、出迎人に聞いたりして驚喜するのである。こんな有樣であるゆゑ處世學に就

ては眞の無教育者である、到底一人立ちの出來ぬものである、斯かる無教育者を漫然荒浪の中へ放つて、良民生活を强ゐる如きは行刑當事者の無慈悲の責は免かれぬと思つたので、まづその一助ともなさんとしたのであつた。

今日では刑罰は教育なりと高唱さるるに至つたがその頃に於て私共實務に從事するものの多くは監獄は一の學校である、而かも實科と學科とに依る處世學校でなければならぬと思つた、その實科としては(一)紀律生活に馴致せしむること、(二)業を授けて自活の安定を得せしむること、(三)惰慢を矯正して持久力を養はしむること、(四)以上(二)(三)の結果より得る惠與金に對し執着心を持たしめて釋放後處世の資と爲さしむること、(五)健康を保全し活動に耐へしむることなどである、しかしこれ等は監獄當然の使命として行ひ來つたのであるが、私は實科教育として取り扱ひたいのであつた。そして學科としては普通教育も必要であり、個人教育も施さねばならぬし、またこれ等に依つて國體の精華を彼等の荒むだ惱裡に叩き込み、國法の嚴守すべきを自覺せしめ、愛國心、共愛心、廉恥心、犧牲心等を涵養して社會的教育を完全に施し實科の修了と共にこの處世學校を卒業せしめ穩良なる社會の一員として送り出さねばならぬと努力したのであるが、この複雜した學科に對する教科書もなくまた教授法も容易に組みたてられぬゆゑにただ以上の抽象的綱領に基きこれに適切なる資料、方策があれば何でも取り入れたいと焦慮して居た。この教授法は今も昔もかはりなく、主として刑務官吏が機に臨み事に當りての教誨指導と、訓諭、教誨、看讀書籍とに依る位のもので頗るもの足らぬ感がする。特に看讀書籍に就ては今一層活きた教科書としたいのであつた。この意味に於て「洗心」を發行したことは前に述べた次第である。

處世學の一端たる看讀書籍の不備を補ふ爲め現れた「洗心」及「窓の光」が「人」とその容儀を改めて現出し全國普遍に配付されたとき、この惠澤に浴した受刑者の悦びは想像だに及ばぬところで、また慥かに一の好教材であることは云ふまでもない所である。故にこの好教材たる「人」の任務は洵に重大である、この重大なる指命を以て生れ彼等に處世學を授けむとするには普通看讀書籍の軌範を超越して活きた指南者たらむことを希望するのである。編輯の局に當

らるゝ人々も勿論こゝに留意されつゝあることは其の題材に就きて窺ひ知るを得、常に敬意を表して熟読して居るも今一層世運の進化に伴ふ活世界の模様、各地に於ける日常卑近の有益なる出來事等を、たとへ短文片語にても成るべく廣く網羅して周知せしむることが處世學の一端であると思ふ。忠君愛國克己自制等を基とし又は古の聖賢や孝子節婦などの言行遺績を以て導くも固より必要であるが、それは教誨と看讀書籍とで足ると思ふ、この「人」はどこ迄も看讀書籍の不備を補ふ一教材としたいのである。かく云ふと新聞紙を見せるがよいではないかと云ふことになる、新聞紙には見せてよい記事も澤山あるこれ等は既に各刑務所で切抜いて見せて居るが、一面また絶對に見せて悪ひ記事が多い。陋劣なる政爭の記事や、紳士紳商の疑獄事件など風教の上に大害あるものあれば、また家庭にても讀むに堪えない三面記事の如く悪事を教唆するものがある。これが法令で新聞紙の看讀を許さぬ一例で、もし善良な記事のみなれば處世學の教材として上乘なものである。そこで私は「人」をして善良なる新聞紙化せんことを望むのである。

また「人」は全國の受刑者、大都市より山間僻地津々浦々に歸住するものの教科書であるゆゑ、その地方地方に適する教材を必要とする。現に各地方刑務所に於て見せてゐる切抜新聞は「人」よりも歡迎する傾向がある。大阪などでは收容者が多くて切抜新聞の普及が覺束かないため「いづみ」と云ふ「人」の附錄版とも見るべき小誌を發刊するの止むなきに至つてをる、しかもこの「いづみ」は「人」よりも切抜新聞よりも翹望されてゐる、つまり切抜新聞や「いづみ」がこんなに彼等に歡迎さるゝのは地方色の濃厚なるがゆゑである。彼等が常に憧憬して居る鄉里の近況を知りたい慾望である、この慾望は即ち鄉里に歸りての生活準備と見るべきである、ゆゑに成るべく多くこの生活準備の糧を與へたいと思ふ。

しかしながら「人」としては都鄙各別に地方版を出すことは今のところ不可能と思はるゝゆゑ、とりあえず一ページか二ページを地方記事に割愛して、北海、東北、東京、中京、近畿、中國、九州、の七欄を常設し、また各刑務所に通信員を囑托して各地方に於ける新聞記事等に就き必要なる事柄を通信せしめて、取捨撰擇して各地方欄に掲ぐることゝせば

二層處生學の教科書に近づくことと思はる、私は「人」の使命の重大なると、また看讀者が唯一の糧として翹望するこの「人」に對しこゝに看讀者に代つて希望を述るのである。

つい懺悔が希望に脫線したことは深くおはびをするのである。

○神戸から横濱へ籌を擔ひて

私の神戸時代はあしかけ八年で隨分長い方であつたが、記憶して居ることは前に述べたやうな次第でこの長年月間何の功績もなかつた洵に慚愧の至りである、それから横濱へ移つた、ここでは先づ掃除役であつた、檢事正に始めて着任の挨拶に行つたら「あなたがこちらの掃除の爲めにお出と云ふことを次官から聞きましたが隨分ごめんだうでせう」と變なことを云はれた位だつた、この掃除も籌一本で濟まし本省や會計檢査院の清潔檢査も首尾克く濟んだ。丁度會計檢査院の檢査のとき私は巢鴨へ轉勤の内命を承けて居たが、その終了の日發令の電報が來たから檢査官に話すと「へー巢鴨へですか夫れは大變なお苦勞なことです、巢鴨も大掃除の必要があります、あなたはよくも掃除役が當りますね」と着任の際檢事正から聞ひた挨拶と同樣であつた、しかし私は巢鴨には掃除の必要があると云ふことも聞かず、またそんなことはないと信じて居た。

神戸では最初のことであつたから外國人の收容については多少頭を惱ました、と云ふのは通譯は英語を解するだけで這入つて來る者は歐洲各國人であるゆゑ、ことに姫路分監へ多數のロシアの捕虜を收容したときなどがさうであつた、が實際は言葉が通じなくても少しの支障もなかつた、時をり手眞似で食物の苦情を云ふ位なことで、日本人が啞の旅行で歐米を經廻り無事に歸るのもこんな譯だと思つた。しかし釋放後の處置に就ては相當面倒なことがあつた、それは引受人が殆んど無いから其國の領事に引渡すについて、尤も神戸ではそんなことはなかつた、神戸では各國の領事との交際があつて新任のときは相互挨拶に往復し、また各國々祭日には招待されなどして懇意になつて居るから、電話で引取り方を通知すると、領事館員が引取りに來て本國へ還すことにして居たが、横濱では領事との交際は皆無であつた、私も着任の時は神戸の例に依り挨拶に廻つたが、答

體に來たのは一人か二人、郵便で名刺を送つて答禮したのもあつたが全然答禮せぬ者もあつた、そんな譯で釋放者の引渡しなども各國とも手取り早く行かなかつた、或る時米國の水兵が傷害罪で十年の刑を受けて入監したが、本國には老母が一人ぎりで頻りにこれを慕うて居る、それが爲め病氣にもなりさうだから、檢事正と相談して執行停止として歸國せしむることゝし、領事へ通知したら領事もこの所置には非常に悦んで直ちに引取ると云ふから其手續を濟すと、元水兵だから軍艦で還すことにする、其軍艦は上海にをるが來月はこちらに廻航するから夫まで待つてもらいたいと云ふ、こちらでは既に手續を濟せたから一日も留め置くことは出來ぬと再三再四交涉の末渡したこともある、これは一例だが釋放者の始末には困難したのであつた。

横濱では受刑者も鬚髯の剃除と賞與金の調節には囚情に關係するとゆゑ多少心配した、有賞表者が比較的多く、またこの有賞者は蓄髯したものが多かつた、運動の際は美髯の所有者が必ずその先頭に立つて喇叭手を從へて進行するなど始めて見た奇觀であつた、釋放期の近いものは兎も角殘刑の三年も五年もあるものがある、そこで教誨の際「赭色衣と美髯の調和」を感想として婉曲に話して彼等の反響を見んとしたところ、其日から續々剃除を申し出で一週間も經ぬ内に一人の蓄髯者もなきに至つたのは意外の成功であつた。作業賞與金は有賞者が多いため巨額に上るは當然であるが、率も亦高く作業によりて均衡を得ぬものもある、これが調節には苦心もしたが、囚情を素さぬため徐々に行ひ半ヶ年かかつて漸く達成した。



海外異聞錄

◇連れ子十三人の老花嫁

アメリカのニュージャーシー州に、十三人の子供を抱へて、みぢめなやもめ暮しをしてゐる婆さんがあつた。そして水車小屋の人夫で一週十八ドル働くフレッド・ベーショ爺さんと結婚した。ところで、このフレッド爺さんにも生後三ケ月といふのから上は二十二歳までの十一人の子供があつたので、そのベーショ新夫人たる婆さんが、十三人の子供を引連れて賑かに嫁入りして來たから、家の中はまるで雀のお宿のやうな騒ぎになつてしまつた。これを見たフレッド爺さん、十一人と十三人、それに自分達新夫婦二人で、都合二十六人は、いかにしても食べられないことを知つたので、新婚後いく日も經たないのに早速夫婦別れをしてしまつた。婆さんは云ふなり十三人を一まとめにしてさつさと引上げて歸つた。しかしその儘では濟ませられぬとフレッド爺さんを相手に家族扶助、貞操蹂躙といふお定り通りの訴へを起した。ところで和解裁判所判事の裁きはさすがなもので

英佛に於ける警察搜査方法の比較

歐洲大陸と英國とは、いつもよく色々な點で比較されてゐるが、最近、パリの「巴里と世界」紙の一記者は、英佛兩國の警察に於ける搜査能力を比較して、殆んど等しいと言つてゐる。元來、兩國の法律習慣には根本的な差異が存してゐるのであるが、搜査方法に關してもいづれも一長一短ありで、にわかに優劣を決すべきでないといはれてゐる。此等の差異の中でも普く知れ渡つてゐるのは、英國の法律では、有罪の證據の擧るまでは其人を無罪なものと看做すに反して、フラスでは、嫌疑のあるものは其者の無罪であるといふことの確證の擧るまでは罪あるものとして取扱はれるといふことである。

「巴里と世界」紙の言ふ所によると、

「英國の犯罪搜査はその精確と能率の高いことで今までに立派なレコードを有つてゐる。英國の警察の歷史に照して見ると、一八二九年（百年前）の倫敦には九十萬の人口に對して一千人の警察官があり、人口二十二人に對して一人の犯人があつたが、一九二九年には七百八十萬の人口に對し一萬九千三百人の警察官があり、人口五百人に對して一人の犯人があつたといふ割合を示してゐるのである。

ロンドンのメトロポリタン・ポリス（Metropolitan Police of London—

刑政第43巻第4号
矯正図書館

十三人と婆さんはその日の内にフレッド爺さんの家へ戻ることになつたと云ふ。

◇人形に欺かれて賊を逸す

ロンドンの或る毛皮店の陳列窓を破り、高價な毛皮類を自動車に積んで逃去した數人組の惡漢に、警官はそれッとばかり追跡した。さして將に追つかうとした刹那、その惡漢の自動車から思ひもかけぬ盛裝の貴婦人が飛降りた。オヤと思ふ瞬間、勢ひ込んで駈けて來た警察車はもうその貴婦人を無慘にも轢き倒してしまつた。警官側は、一大事とばかり早速車を留めて見ると、婦人はもう息も絶えた樣子であるのに、これは縮尻つたと、なほもよく檢べて見ると、何の事だ！毛皮店のウインドーに飾つてあつた盛裝の人形なのだつた。ところで、警官連が氣が付いた時には、肝心の惡漢共はもう影も形もない有樣、うまく一杯喰はされてしまつたのだつた。

◇巴里に起つた人權問題

「ラ・スメーヌ・巴里」と云ふ週刊婦人雜誌の有名な編輯長のクロード・フエヤール孃が、最近の或る土曜日の晩、獨り遲く居殘つて仕事をし、深夜の十二時十分過ぎた頃歸途についた。ところが管轄署のペリユと云ふ巡査とその同僚一名のために「怪しい女、暫らく待て」と引留められた。フエヤール孃の小脇に抱えてゐたのは原稿紙を入れた鞄だつたが、巡査は「深夜に獨り歩きをする女が、小脇に荷物を持つとは怪しからん。それは今お前の出て來た建築の足場も取れてゐない。だから一應身体を改めて鞄の中を見る」と頑張つた。フエヤール孃は自分の社名を刷つた名刺二枚と、大藏大臣の認可證に付いてゐる寫眞を見せて、本人に相違ないことを證明し、序に改築中の編輯室へ案内して見せたが、どうしても巡査二人は承知せず、到頭孃を引張つて行つてノートル・ダム・デヨシヤンの留置場へぶち込んで終つた。

翌日の夕方になつて、この事情を聞き込んだシヤルル・ド・センヂールと云ふ、これは著名な大記者が警察に怒鳴り込んで、思ひ切り署長の油を搾つたものだ、結局ペリニ巡査は好い加減な事を並べて責任を逃れて終つたので、溫厚なフエヤール孃も唇を噛んで歸つて來たが、これで承知しないのは巴里の新聞界で、連日記事を載せて「巴里と云ふ處は女が夜歩いて鞄を持つてゐると警察に引張られるかし長い間に、多くの點でフランス流の花やかなローマンテイツクな仕事のやり方が英國流のぢみなやり方よりも良好な結果を擧げ得るかどうかといふことは疑はしいのである。大體に於て、結果は殆んど白仲の間に在ると考へられるのである。

オーストリアでも、ドイツでも、瑞西でも、好んで大學出の極度に科學的訓練を有つてゐる人を搜査課に採用する傾きがあるが、フランスでは、必ずしも大學出と限らず、スコツトランド・ヤード（Scotland Yard——ロンドンのメトロポリタン・ポリス（警視廳）の所在地の名である。これからメトロポリタン・ポリスのことをスコツランド・ヤードと呼び習はすに至つたのである）の賢實な働き振りと歐洲大陸の他の國々の採用してゐる科學的智識とを兼ね具へたやり口の才氣爛發の人物を採用するのである。

フランスに於ける犯罪搜査——固より重大事件のことだが——は、法律の擁護者としての普通の警察とは全く別な高等警察ともいふべき國家の機關である保安局（Sûreté Générale）の任務とする所である。これは純粹の搜査機關で、パリに其本據を置き、地方の大きな都市に分遣哨ともいふべき代理の地方官吏を有つてゐるのである。パリの本營では、報告のあり次第、いつ何時でも犯罪の調査を引受けて、國内の何處へでも出張するべく局員は手ぐすね引いて待つてゐるのである。然し、固より、保安局は地方の警察官憲の請求を待つてゐるわけではなく、自ら進んで犯罪を調査するのが其職務なのである。

この前哨の網を張るやり方は、非常に有力で、之がために極めて老練な探

東京の警視廳に相當するもの）に於ける指紋（フインガープリント（finger-print））による捜査術は、立派に一つの藝術と稱しても差支へないまでに發達してゐるのである。殆んど百萬に近い指紋は愼重に分類保存されてゐて、いつ何時たりとも鑑別（アイデンテイフイケーション（identification））の要求に應じ得られるやうになつてゐるのである。最近は、無線電信のお蔭で、數分間で指紋を世界のどの部分へでも電送することができるのである。これがために今まで無電のなかつた場合には巧みに法網を逃れ得たでもあらう機敏な犯人を一人ならず同時に多數を逮捕し得るに至つたのである。

之に反して、フランスの捜査方法は、犯人の鑑別は指紋よりもむしろ遙かに多く人體測定の極めて緻密な方法に賴つてゐるのである。指紋法も原はフランスのベルチヨン氏（Alhponse Bertillon（1853—1914）——人類學者で人體測定法を發明した人）から始まつたものではあるが、今はフランスでは人體測定法（anthropometry）が指紋法よりも遙かに流行してゐるのである。フランスで蒐集された百七十二萬七千の指紋の中で、一九二七年には僅かに九百二十三が犯人の鑑別に成功したのみであつて、この數字は他の方法を用ひてゐる警察の成功した鑑別數に全くそぐはないものである。

フランスの捜査課には、其の職員に科學的の造詣の深い、之に加ふるに直覺力と機略に長じた人々の多くを網羅してゐるのは勿論であるし、且つ、フランスの捜査課では英國に於けるよりも遙かに取調べの自由があり、更に英國では餘り贊同されまいと思はれる方法を用ふることができるけれども、し

のか」と二段抜きで盛んに書き立てたとのことだ。

◇米國に存續する私刑の氣風

米國では殘忍な私刑の絶滅は、昔から唱へられてゐるのだが、まだ〳〵その跡を斷つことは出來ず、頻々と行はれるのがその現狀である。今度もジョールジヤ州オシタ市の眞中で、五百人から成る群集の一隊が、官憲の手で護送中の黒人犯人を奪ひ取り、これに驚くべき殘忍な私刑を加へた事件が起つた。

最近同地方の有名な地主の娘で、まだ十四歳の少女が無殘にも凌辱を受けた上、殺害された屍体となつて發見され大騒ぎとなつた。凡そ一千人の市民は警官に力を添へ、終夜山狩をした結果、捕へた黒人をその犯人と睨み、自動車で護送することになつた處が護送の途中、同市へさしかゝると、五百人の群集がこれを待伏せしてゐて、黒人の引渡しを官憲に要求した。官憲がこれを拒絶したことは勿論であるが、拒絶されると彼等は直に暴力を以て、黒人の抵抗も構はず引摺り下ろし、打つ、蹴るの手荒な事をしながら自動車に押込み、遠く郊外に連れ去つた。群集は百余台の自動車を連ねて之に續いた。そして私刑場において、打つ、蹴る、あらゆる打擲を加へた上で、その黒人を滅多斬りにし、更に大量の薪を積重ねたものにガソリンをさかけ、又黒人の着物にもガソリンを汁いで、火を點けたから堪つたものではない。燒死の黒人は忽ちの間に黒焦げになつてしまつた。そこで、群集が黒人を奪ひ取るに素顏で行つたのであるが、何にしろ朝早かつたので、人相が分らなかつたと官憲が報告してゐる位だから、一人の犯人も上るかどうか疑問だといふことである。

◇女がツボンを穿く權利の珍裁判

世界の流行は巴里より、とはいはれるその巴里に「女がツボンをはく權利」で裁判が持ち上つてゐる。事の起りはフランスの女子スポーツ聯盟の會員でヴアイオレツト・モリスといふモダーンガールが、常に男同樣のツボンを穿いてゐるのが、若い會員に非常に悪い影響を與へるといふ理由で聯盟から除名された。そこで此のモガは聯盟を相手どつて、名譽毀損料金八百ポンドの損害賠償請求の裁判を起した。その裁判に男女の辯護士が、女がツボンを穿く權利について交々述べたてること四時間半、裁判官連も「女のツボンが包有するエロチシズム」に就いて、愼重なる法律的考察を續けてゐるさうである。

偵が比較的短時間内に、屢々英國で起るやうな手掛りの分明からなくなる前に、犯罪の場所で調査にとりかゝることができるのである。

普通の警察は其地方の知事の指揮の下に在つて、知事は内務大臣に對して全責任を有つてゐるのである。

保安局の職員は犯罪直後調査にとりかゝるけれども、實際訊問を行ふのは豫審判事（Juge d'Instruction）で、英國の裁判組織には之に相當するものはないのであつて、權力の大きいものである。フランスでは、刑事被告人はその無罪の確證の擧がるまでは有罪のものと看做されるのである。證人を取り調べ、被告の朋友親族並びに其人の一身上の敵となつてゐるものを對審するのはこの判事の領域で、英國のエキサミニング・マヂストレート（豫審判事）と相似た職務を實行するのである。彼の訊問は數週數月に亘り、時としては數年に亘ることさへあつて、其間被告は拘禁せられてゐなければならないのである。フランスでは、イングランドの如く、嫌疑者は一定の期間内に罪を定められなければならないもので、然らずんば釋放せらるべきものなりといふやうな法律はない。フランスでは、嫌疑者の運命は豫審判事の手に握られてゐて、不幸な男女は、この特殊の官吏がノン・リユウ（免訴）を宣告するか、其者を公判に付するまでは拘禁されてゐなければならないのである。

英國の法律によると、被告は有罪の證據立てられるまでは無罪と看做されるのである。嫌疑のかゝつたものに對する十分強力の證據が上るまでは令狀は執行されないので、この令狀の執行を待つて初めて逮捕が行はるゝのである。

る。

フランスの捜査方法は頗る個人主義的なるに反して、英國では協同動作で緻密な組織網が張られてゐるのである。英國では、迷宮に入つた大事件の捜査が一人に委ねらるゝことは稀れである。たとへ英國の隅々で起つたどんな少さな事件でも、報告は必ずロンドンの本部へ送らるゝことになつてゐるのである。

フランスの捜査は之と異り、係りの刑事の手法は稍々花々しいのである。與へらるゝ行動の自由の一層大きいのと、調査をする場合に地方の官公吏に對して勝つた權力を持つてゐるのとで、彼は英國の警察には拒まれてゐる有力な武器を有つてゐるのである。嫌疑者を犯罪の行はれた場所へ伴つて自分の面前で兇行を再演せしめる許可を得てゐる如きは其一例である。かゝることは嫌疑者の精神の上に大きな効果を有つてゐるものである。

更に之に加ふるに、フランスの捜査係は、國家の管理に屬する驚嘆に値する設備の完備した多くの專門の實驗室に於けるあらゆる手段方法を自由に利用することができるのである。捜査本部たる保安局には、曾つて警察の手にかゝつたあらゆる人間の履歴を記錄したドシエー（履歴書類）が驚嘆すべき程度に蒐集されて居り、且つ一方には、鑑別課の組織は、或人が何時何事をしたかといふことを、捜査係をして溯つて取調べしむるに十分な程整つてゐるのである。

Literary Digers　February 1, 1929

社會問題講座（一）

婦人問題の種々相

留紅生

非文明社會での婦人の待遇は、實に動物的であつて、婦人は一般に男子の附屬物として取扱はれ、個人的自由の如きは少しも認められてゐなかつたことはいふまでもない。この奴隷的狀態は實に蒙昧時代における婦人の一般的地位で、單に男子にのみでなく婦人自身もこれを正當と考へてをつたのである。

支那に賣買婚が行はれ、婦人の纏足でその自由を奪ふが如きはその遺習に外ならないのである。先般或婦人運動家が印度の某女學校長を訪問したとき、その家庭に男子二人、女子一人の喜戯としてゐるのを見た。はからずもお子供は幾人であるかを尋ねると二人であると答へた。そこで現に三人の子供が居らるではないかと反問すると、彼は微笑を含んで「印度では女子は子供の數に入れぬ」と答へられ驚いたといふことである。これは女子は人間扱にしない風習である。

しかく虐げられて居た東洋婦人の爲めにキリスト文明は竟に浸蝕することになつたし、また所謂國民平等の思想が男女間の差別を徹廢せしむべく擴張して考へられるやうになつた。かくして次の諸問題が婦人問題として世に生れることになつたのである。

一、性的道德の革命問題

多くの婦人問題の基點は、男女の對當觀、すなはち婦人の個人としての目ざめといふことが最も大きなものである。近代文學の父といはれる「イプセン」は、この婦人の個人としての目ざめ、人間としての目ざめといふことの最高調を描いてゐる。

かれが婦人問題に對して最も影響を社會に與へた作品は「人形の家」であらう。女主人公のノラは、夫ヘルマーの病氣を癒したい一心から、クログスタッドといふ男から二千圓ばかりの金を借り、內職までして返濟を急いでゐる。しかるに其の金を借りた手續が法律に觸れることがあつて、かの女は無意識の間に私文書僞造の罪を犯してゐた。そこでクログスタッドはそれを種にヘルマーおよびノラを脅迫する。かの女は夫に迷惑の及ぶことを恐れて、一切の責を自分一人で引受るつもりでゐると夫ヘルマーは却つて女を罵り辱かしめて、これほどまでにお前を愛してやつたのにお前は恩を仇で報ひるなどといふので、かの女ははじめて男の愛といふものがいかに利己的で玩具に對する愛に等しいかを悟り家出するといふ

のであるが、家出するとき夫は、お前は女の唯一の職務である妻たり母たる道を捨てゝ行くのかと詰じると、かの女は妻たり母たる職務よりももつと大切な人間としての職務、個人としての職務のために出て行くのだと答へる。人間としての職務すなはちノラの目ざすところは男に愛されるなら玩具としてゞなく人間として愛されたい、又認められたいといふのであつた。

かうして性的道德、男女間の關係にかかわる一切のことがもつと高められねばならぬ、もつと純潔なもつと堅實なものにならねばならぬ。スエデンの女流思想家エレンケイはいち早く婦人解放、自由離婚、戀愛の自由等婦人問題の立場から種々重要な問題を提唱したのである。

女史は曰ふ「性の問題は人性の問題であり社會の問題であつて、この問題に比すべきすべての他の諸問題は全く無意義な問題と思はれるほど重大な問題である」とし、從つて戀愛を非常に重大視したのである。世人は子供の教育とか子孫の繁榮ならびに向上とかはよく口にするが、それの土臺を爲す男女の關係すなはち戀愛に對しては驚くべき無關心、且つ甚しきは不道德視してきへをる。尤も世人のいふ戀愛、男の見た男女關係は單なる色情、單なる生殖作用を意味するものであらうが、すでに女が人間として目ざめた以上そこにはもつと重要な意義が生じてをる。すなはち男女關係を從來のそれよりもずつと高い、人格と人格との結合、精神と精神との一致にまで引上げその權利を正當に行使せねばならない。そして大なる戀愛によつて創造される場合には、人間は次第に時代を經るごとにその靈魂を擴大してゆく……すなはち現在よりはずつと豐富な、ずつと完全な人間が創造される。さて、それでは大なる戀愛とはいかなるものであるか、感覺を以て靈魂を裏切るとなく、同時に靈魂を以て感覺を裏切るとのない境地に戀愛の意義はある。と女史はいつてゐる。

結婚が戀愛を中心として行はれるものとすれば、そこには當然離婚の自由も認められねばならない。現今の道德なり法律なりは、相互を、殊に女を一度結婚した上は身動きも出來ないやうにくゝりつけてをる。どんな野卑な人格の男にでも一旦嫁した上は生涯仕へねばならぬとされてをる。それはあだかも妻にも夫の如く野卑になれ、夫に同化せよと强ひるのと等しい。離婚の自由を有せない夫婦殊に女は法律上からも夫からも何等人間として認められてをらぬ。單なる私有物、單なる奴隷としか認められてをらぬ。といふのである。

此外、性道德に關する新思想家が現はれた。英國のバアナード・ショウ、エドワード・カアペンタア、米國のシャーロット・バーキンス、ギルマン夫人をはじめ社會主義の根據に立てる人たとへば獨逸のベーベル・バックス等がそれである。

バアナード・ショウはその作「結婚」の序文において、大膽にも現今の結婚制度に反抗の聲を上げてをる。現代の結婚儀式や一夫一婦制の嚴守（歐米における）に對して極端に反對してをる。かれは「畢

婚は事實において結婚の破壊でなくむしろ結婚保存の第一條件である、なぜならその夫婦はみな再婚し得るから、……」といつてゐる。

獨逸の社會民主黨の首領ベーベルも亦「現代の如き結婚制度及び賣淫制度は共に一種の商業組織である」と論じ、「社會主義は自由選擇及び自由意思に基く結婚外的壓迫のないといふことで特色づけられた結婚の時代を造ることによつて現代の惡結婚制度を粉砕するであらう」といつてゐる。

かゝる性的道德の革命は、現代の結婚制度が早晩破壞さるべき運命に在ることは明かであるが、現代の社會制度の下に在つては、この實現はとうてい不可能である。ゆへに現代婦人の苦惱はなほ一層深刻であるわけである。そしてそこに幾多の問題、幾多の運動が生ずるのも亦當然であらう。

先年わが前大審院長横田博士が、男子にも女子と同じく貞操の義務がある。といふ判決を下し、さらに改正せらるべき刑法において姦通罪は男子も今までの女子と同じく構成すべき立案がされてをることを考ふれば、わがくにおける性的道德の革命もまさに到來しつゝあることを思はされるのである。（つゞく）

二、婦人參政權問題

婦人が參政權を要求するやうになつたのは、婦人が個人として又個の國民又は公民として界子同樣の資格あることを自覺したからである。米國では「米國憲法の精神を徹底せしめよ」といふ立場から婦人參政權問題が叫ばれたのである。それも萬人の中の一人であるから、他の男子と等しき權利を行使する自由をもつてゐるといふのであつた。米國の禁酒法案の可決の如きは婦人參政權を許されてゐるから功績の顯著なるものといはれてをる。そして大統領選擧に際してもこの婦人參政權者の向背によつて選擧の結果が左右せらるゝほどの偉力を有し、婦人に參政權を與へて以來社會の淨化は著しきものがあるといはれてをるのである。

婦人參政運動が婦人運動中の重要な一つとして社會に認められるやうになつたのは、英米における運動が耳目を聳かしめてからのことである。一七九二年、すなはちフランス革命の影響を受けて、クラフト女史は「婦人の權利擁護」といふ著述を爲したのは婦人運動の濫腸だといはれてゐる。その後十九世紀の後半にジョン・スチュアート・ミルの紹介によつて女子參政權が英國議會に要求され、一八六九年には租稅納付を爲す婦人に都市行政の選擧權が與へられ、翌年婦人が數育委員會の委員に選擧される權利を得、後「婦人參政權同盟」といふ四百餘ケ所に支部を有する婦人團體が生れたのであつた。（つゞく）

記念懸賞論文

糧食自辨を理由とした作業賃金

鈴木隆夫

勞働が人生最大の本務であり、人が皆働くべく造られてゐる以上、特に徵役受刑者にのみ定役を課すると云ふ我刑法の規定は、恰も定役をして犯人に對する痛苦なるかの如き誤つた解釋を下さしむるの虞れこそあれ、決してこれを妥當なものとは言はれない。

蓋し働くと謂ふ事は生きていく事で、働く事の嫌いな人間は生きる事の嫌いな人間である。猿と云ふ獸は夢を食つて生きていくと言ふが悲しい哉人間がいくら萬物の靈長だと威張つて見ても所詮理想や空想のみで生きていく事は出來ない。

生きるが爲に働く、それが人間本來の正しい面目なのである。受刑者も又人間である。やはり自らの糧は自ら働く事によつて求めていかなければならない。

人間がパンの爲に働くと云ふ事は或は間違つた考であるかも知れないが、働いた結果に附隨して來る報酬を求むる事は決して間違でもなければ卑むべきものでもない。むしろ働いてパンを得た事は人間として最も尊い誇りなのである。働く後にパンのある事は誰れでも知つてゐる。だが人は實際に働き終らねば決してそれを取る事は許されない。

若しパンが働かない以前に得られたなら、誰が好んで眞夏（フイゴ）鞴の前に立つ者があらう。誰が進んで寒の中水仕事をするものよう。誰が勞働者があらうか。

然るに今日受刑者には既に働かぬ以前に於て、其糧の保證が與へられてゐる。

勿論拘禁と謂ふ事が、多少なりとも彼等の意思に反して行はれてゐる以上、その期間中彼等の生活を絶對に保證してやる事は、蓋し國家としては當然であるかも知れない。

然し、萬一さうした糧の保證が徒に彼に依賴心を育ぐまし め生るが爲に何等不安なき日の連續が、ひいては其獨立憤起の精神をも鈍癈し腐蝕せしむるの虞が有るとするなれば、其給與こそ、實に考ふべき大きな問題と言はなければならない。

與へんとする慈悲が、受ける人をして徒に依賴心や乞食根生を持たしむるならむしろ與へざるの無慈悲こそ却て慈悲と言はねばならない。雨の朝、風の夕と、ともすれば怠けたいと思ふ心に鞭打つてまで働きに出る眞面目さや、月二回の休日さへ時に休まずに働かうとする熱心さは、糧や仕事の保證された彼等受刑者の上にも果して認め得られるであらうか。

働きたい、然し職がない。幸ひ職に惠まれても再び失業の憂目に泣かぬ樣、怠情

や過失によつて職を失はぬ樣にと、働く上に於ける不斷の緊張さや人に知られぬ苦痛を味ひつゝある今日社會の勞働者と比較したとき、幸か不幸か受刑者はさうした苦痛や生活に對する不安は毫も味はずに過していかれる。少くとも法廷で嚴かに懲役何年と言渡された以上、その期間丈は如何に深刻な不景氣が襲來して來ようが決して生きるが爲の糧の怖威は只の一度も受けないのである。

唯定められた科程さへ上げていくなれば、時にその科程さへ滿足に上げ得なくても、日に三度の糧食は時を違へずに給與して呉れるではないか、失業の憂も、糧の不安もあらゆる生活上の戰闘は全く休戰狀態になつてゐる。沈默の下に科程さへ上げていくなれば、聽て滿期が放免が近くなると、所謂御座成り仕事を繰返す結果、同じく木を削りハンマーを振り上げてもその心は空虛で、生きるが爲に働くのだと云ふハチ切れる樣な眞劍さはその片鱗をも見出す事は出來得ない。

彼等が爰る一日は罪の報と諦めた、よんどころない一日であつてはならない。生るが爲に働くと云ふ全く眞劍味の溢れた一日でなければならないのだ。かく生活の不安なき零圍氣の裡に養生せられゐる彼等受刑者が、時來りてあの激甚な生活場裡に送り出された時果して自ら働き自ら食つていくと云ふ正しい强い意思の下に能く其荒浪が乘り切れるであろうか然も前科と云ふ重荷を背負つた彼等が一寒い一夜を職業紹介所の窓口で明かして迄其日一日を正しい仕事により强く生きてゆかうとする涙ぐましい程の眞劍さは、仝じく人である彼等受刑者の上にも共に期待し得る事が出來るであらうか。

行刑の目的が犯人の改善であり、刑務所が彼等を社會の適格者として送り出すべき場所であるのなら、どうして實社會と隔絶した異つた境遇の下で生きた社會への適格者が育て上げられよう。生きた社會は一瞬の停止もしない、分を割き秒を削り益々複雜多岐になりつゝあるのだ。社會がかくも激甚であるのに、糧に仕事に何等不安なき刑務所の生活が能く此の荒浪に耐へ得るの力强い人間を送り出せるであらうか。生きた社會へ送りだす彼れなれば、やはり生きた社會と變らざる訓練が施されてこそ、始めてその適格者が育て上げられていくのだ。

溫室で咲す花に、より一段の美しさは見られても何處に、風霜の忍苦に耐へ得るの力强さが見られようか。

行刑の目的は善良なる受刑者の養成ではない。あらゆる社會苦生活苦闘に耐へ得る强い正しい社會人の養成なのである。彼等の生活を實社會のそれに近付かしめよとは、決して彼等を優遇せよと言ふのではない。人が不景氣によつて不斷に勤儉節約と處世に緊張味の缺くべからざるを感じ、失業の苦痛が、平素貯蓄の必要さを知らしむるにより大なる刺戟であるとするなれば、塀一重内部の生活者にも又かゝる刺戟を與へる事、あへて一笑にふし去る程無價値なものでもあるまい。私は刑務所の高い塀が不景氣の浸入までも防ぐとは云はない。時にさうした打擊を受け、彼に賦課する作業にさへ苦

しむの場合もあるが、仕事の缺乏に苦痛を感じる者それは決して受刑者ではないのだ。只刑務所それ自身なのである。社會が如何に不景氣でも作業が如何に暇であらうが、今の彼等は全く無關心で毛程の痛さも感じてはゐない。

勿論刑務所としては、如何に作業の賦課に苦しめばとて、彼等を就業さすためには出來得る限りの方法は講じつくさねばならないであらう。だが然し、僅か一部の不就業者をも認めぬと云ふ理由から、無理してまでも土木を起し効果なき作業を課して迄就業せしむる事に、どれだけ行刑作業としての目的が達せられてゐるのだらう。起床と仝時に糧も仕事もあてがわれていく生活が、どうして生きるが爲に働くと云ふ眞劍さを抱かせ得るであらうか。如何に苦心しても、其の結果が不幸にして全部を就業をさせ得ないなら又やむを得ないではないか。不就業者にも又職業教育、訓練と適當なる方法はいくらでもある筈である。若し作業に賃金が與へられ、糧が自辨とされたなら、なんでも彼等が不景氣や仕事の缺乏に無關心でゐられよう。不就業により賃金が受けられず、其の日の糧又自辨だとしたなれば誰が仕事のない事を希うであらう。

かくて結果は、彼等をして競うて就業せしめられんとするの眞面目さを持たしめ、働く事の如何に尊く力强いかを知らしむる上にも遙かに大きな收穫を望み得るではないか。

刑務作業は決して國家の收入增加が目的ではない。單なる技能者の養成でよつて、よし累犯への危險は除かれるであらう。然し手に職ある者は罪を犯さずとするなれば、今日刑務所へ特技を有する犯人は送られて來ない筈である。見よ。洋縫、木工等あたらすぐれた腕を持ちながら如何に入り來る人の多きかを——。刑務作業は決して單なる技能者の養成ではない、たゞ彼等をして心から規律と勞働の世界に馴れしむるにのみ其の生命があるのである。彼等に働く事の價値の尊さや、勞働に對する趣味を持たせるにはどうしても働く事高をめてやらなければならない。只時間が、時間まで動いてゐるなら牛や馬と何等異なる處がない。そんな働きは機械や動物の爲に職を奪はれてしまう。

社會の勞動者が働くことによつて賃金を得、それによつて生活していく以上、やはり受刑者にも自らの糧を自らによつて稼ぎ出さしむる爲め其の勞働に對しては、賃金が認められなければならない。若し彼等が如何に働かうとも、それに些少の效果も認めてやらなかつたなら恐らく何人と雖も、働く事を厭ふであらう。受刑者は決して奴隷ではない。奴隷でない彼等になぜ賃金を認めてやる事が蹲踞せられるのであらう。勞働が如何に改善の最も優れたる手段であるとされても、效果の認められぬ勞働がなんで改善の一助とならうか。

泥田にしみた汗の雫がやがて秋の實となつて現れてこそ、始めて勞働の愉快さが湧き尊さが知り得られるのだ。效果のない勞働になんで愉快さが湧き價値が知り得られよう。

彼等に勞働の愉快さ尊さを知らしむるにはどうしても賃金を認めなくてはならない。

行刑の良果を期する一私見

長岡三市

緒論

刑罰が苦痛であると謂ふ點に於いては今も昔も變りはない、若し假りに刑務所を樂天地であると假定せば極貧者と雖も亦此勞苦の伴ふ事は吾人の親しく體驗する所にして所謂非凡人と凡人との差は天性及時運にありて强ち努力の高底に於いてのみ決するものではない、況んや一旦の魍魎一夕の謬りから自己の心に鞭つの痛苦は進んで受くべきであつて苟くも之を避けんとするが如きは此れを一生涯反覆するも更に効果なく棺前に横たはるに於いて始めて悟るも覆水の盆に複らざると等しきである。

終結的行刑と其價値

リストの目的主義に於ける科刑の意義は一般豫防と特別豫防にありて主として

若し彼等に賃金が認められるなら今迄の樣に就業の遲延もなくなるであらう。勞働に對する嫌厭性、怠惰や假病による免業の惡手段又あとかたもなく矯めされるであらう。權利の前には能く數倍もの能率も上げていくであらう。その精勵さその眞面目さ其處に社會適應性が養なはれていくのである。彼等が正しく働く事に眞の尊さ力强さを知つたなら、決して不正な手段方法に其の生くべき道は求めなくなるであらう。私は彼等に賃金を認よとは決して新奇を街うて言ふのではない。又釋放後の資金を增大ならしめんが爲でもない。人が生きる事に眞劍でなければならない、私は糧や仕事に何等生くべき上に惱のない生活では、決して生きた社會への適格者は育て上げられないと考へるのである。刑務所は決して生活に不安なき場所であつてはならない。否さう思はせてはならないのである。受刑者又自らによつて稼ぎ出すべきである。私は前述の樣な考から、今日刑務所に於ける糧食官給の廢止を叫ぶと共に、自辨食を理由としてその賃金制を高唱したいのである。

此等の根本を司るは刑事裁判にある事は論を俟たざる所なるが行刑の目的とする所は一般豫防よりも寧ろ特別豫防を以て基本とせなければならない、即ち初犯者をして再犯に陷らざる事に依りて行刑は完成するが反之累犯を生ずる事は識者其れが釋放者自身の社會的壓迫に耐へ兼ね或は親戚の忌憚に遭ひ甚だしきは糟糖の妻にさへ見限られて之等の誹譏及生活の問題に依り自棄となる所謂環境的再犯に陷るとしても結果は此等の障害を超越せしむる丈けの準備を刑務所に於きて創造する事が吾人の職責であると共に其性質を扶植し得ざりし點に於きては明に吾人は社會に對してお詫すべきである。

此所に於きて行刑は初犯者をして再犯に陷らしめざるに依りて權威を生じ累犯を生ずる事に依りて其効果を世に疑視せらるゝに到るものである。從而眞の行刑は初犯にのみ限定すべきで累犯に到りては補足的でなければならない、恰も之れは學校の敎師が自己の膝下より落第者を多く出す事を恥辱とすると其立場に於いて毫も變りがない、然るに行刑の現狀を見るに初犯より寧ろ累犯者の數の超過してゐる事により初犯者を以て標順とすべき行刑が累犯者を以て中心とせざるべからざる矛盾せる現象を呈してゐるのは甚だ慨嘆に耐へざる事である、喚言すれば行刑とは累犯防壓の機關でなければならない。

斯くの如く行刑は初犯者に對して其價値をより多く發揮すべきであるとせば現在の累進制度にあるが如く其始め嚴正獨居より夜間獨居に更に雜居制といふが如く秩序整然としてゐるが其終期にありては普通釋放、假釋放共に前者は監、施一六七條に三日間の獨居とし後者は其儘釋放するが如き彼の始に非常に大規模に所謂終結的行刑に對しては甚だ曖昧模糊たる點をより多く發輝すべきであるとせば現在の累進制度にあるが如く其始め嚴正獨居より夜間獨居に更に雜居制といふが如く秩序整然としてゐるが其終期にありては普通釋放、假釋放共に前者は監、施一六七條に三日間の獨居とし後者は其儘釋放するが如き彼の始に非常に大規模に所謂終結的行刑に對しては甚だ曖昧模糊たる點を顯して居るものである。元より釋放前に於きて其準備の行き届きゐる事は普通の場合に於きて更に假釋放に於きては再犯の憂ひなきものをして釋放するを以て蛇足を加ふる必要なき事を肯定するも蓋し釋放前の準備は輕々にすべからざるものがある。何とならば數日前迄工場に打連れて作業を共にし意思の疎通を計りし者が例へ單獨釋放すると雖曾て永年の惡習に染み中には相互隋落の約、手、を以て釋放する者さへあり又長年月刑務所生活をして其總勘定をなす釋放獨居の短かきに失するに終結的行刑に依る自己反省の暇なく寧ろ危險なりと謂はなければならない、此故を以て私は何時の場合も釋放時に於きて最終とする終結的行刑の創設を冀望する者である、即ち釋放前又は假釋放にては許可書の到達したる日より貳週間若くは參週間之れを獨居に附して相互隋落の約、手、を無效たらしむべく反省を待ち更に其間に個人敎誨の充實を期して前非を悔悟せしめ將來の方針を授け就中保護會に依る就職口の撰擇又は家庭の連絡等悉く釋放準備を完成せしめて而る後に釋放する終結的行刑をして遺憾なきものたらしむべきである。

要之釋放獨居の延長は現行刑法の稍もすれば龍頭蛇尾に陷るの弊を救ふ最大なる方法たる事を信じて疑はざる所以であ

る。

他力改善と自力改善

前述に於きて私は釋放者の終結的行刑を述べたるが累犯者に到りては初犯者の場合よりも更に一層を輸せざるべからざるものにして之より其動機にありては一滴の涙ある者も尠なからざるも其大部分は刑務所は比較的與し安き所なりとの觀念を有して僅の理由に基きて再犯に陷り而も犯を重ぬるに隨ひて受刑者相互間又は職員に對する樽俎折衝振りは實に妙を得たるものにして斯る柔順なる者が如何して累犯を犯すやと疑を起す所なるが此等に對しては最早や他力主義に依る教誨師の教誨、教師の教訓、所長の諭告等は眞實傾聽するが如きも其實腦裏が空虛なるが爲に更に蓄積の餘地なく所謂砂上の樓閣を築くに異ならざるものにして元より之等の他力改善は必要缺くべからざるも更に自力改善の培養と相俟て累犯者達を救ふ所以となりはせまいか。

今の蓄音機、活動寫眞、其他の看讀書籍も自力改善の動機を與ふる無形の教誨として平素勞務に服し其余暇に於いて之等の社會的慰安に接する時は不知の間に其テーマに引きづられて恍惚として聞き或は見る時自己の境遇と彼此對照して大なるセンセーションを心中に惹起し此所に人生の僞はらざる眞理を發見するに到るであらう、即ち廻る因果の小車に依りて其應報を覺り又は書中賢哲の教に己の愚を知り或は宗教的インスピレーションに依りて自己を悟り等する事は自力改善の誘導をなす物にして之等の効果なき物とせば蓄音機、活動寫眞等は單なる一つの娯樂物にして有害無用の長物たる譏りを逸れざるや明なる事實である。

凡そ現代の宗教に於きて因果應報の理を說かざるものはない、蓋し善因善果惡因惡果の理法は日常吾人の生活に顯はるゝのみならず自然科學の均しく立證する所で何人と雖此理法を曲げ得ざるや明である。然らば犯罪者にして自己の罪は自由刑執行のみに依りて直に普通人と同列になると信んずるはまだ一を知つて二を悟らざる者にして普通累犯に陷る者の大部分は此感念に乏しき者である。此所に於きて私の更に發唱したいのは何故に今一步進みて社會冒瀆に對する謝罪並に被害者の賠償に付き彼等を鞭撻して反省を求めざるか。此點は前科者たる彼等をして就職難の折柄此上の負擔は酷に過ぐるの嫌あるも必ずしも法律的に求むるに非らず此れが要求に依りてより以上に堅固なる意思を生ぜしめんとするに外ならない。古來此の例は乏からず彼の恩讐の彼方への僧了海に於ける又目的の錯誤に依り己が愛人を殺害せる文覺上人さては敎盛の首を打ちて目醒たる熊谷蓮生坊の場合に於ける何れも己が罪劫を滅すると共に衆生濟度に志したは普く世人の知る所にして元より釋放者に對して百の了海千の文覺を創出する事は謂ふべくして行はれざる所なるも現在の釋放者にして一刑期を犯罪の代償なりと考へさす事は面白からざる現象である。要するに彼等に受刑の目的を明にし同時に社會害毒の如何なる程度のものなるやを知悉せしむるに於いて自力改善の念を扶植せしむる事は尠からずと信ずるものである。

次に自力改善の發達助長の一因とするは受刑者の家族救濟である。即ち自己は數個囹圄の身となり猶殘る家族は世の指彈に遭ひて生活の安否も分らずとせば如何に安心して受刑せらるべきであらう、如何なる極惡人も愚故を知らざる者はない受刑中の家族も刑務所の保護會が之れを救濟する時は其鴻恩に感じて或は心機一轉する者なしとせざる所である。

要之現在の保護會の釋放者保護にのみ沒頭すると比較して其効果に於きて思ひ半に過ぎるものがあらん。

次に個人教誨も彼等の自力改善に與つて大いに力あるものにして彼の總集教誨にありては抽象的に修養談を講ずるも個人教誨にありては其包懷せる意思を忌憚なく發露せしめ又個性の洞察に依る處遇方法を講ずるにあるからである。此點に就ては今中國南端の某教務主任は第一人者としての定評ある所其熱心なる教示は如何なる頑迷者の妄誕も好く開き眞に平身する迄は好く二、三時間を費しても順

ゝと說きて倦む所がない、依而居房に歸りても自然自己反省の餘議なきに依り改悟する者又尠なからずとする所である。

斯くの如く他力改善も其人及時季に於いて自力改善に優るものあると雖自己より出でゝ自己に歸る意思の本能を建て直す所に自力改善の强みがあり更に其根底に於きて他力改善に優るものあるを確信するものである。

結論

古の獄卒といへば親不孝の代名詞となつてをる時代は移れり吾人は凡ゆる科學會學を中心に人間改造の事業に從事しつゝある所謂特種の教育者である。教育者の力の尊重すべき點は溫故知新である。溫古は實務家の實際にして知新は理想である。一方にのみ偏する時は片輪者を製造する結果に成る双方を研讀してこそ初めて良果を結ぶ事に成る。刑政も五百號を記念せらるゝに當り吾人も自己體驗と新傾向を刑政に依り摭取して更に第二のクルネー第三のジョンハワードと成り斯界に貢獻する日のあらん事を祈りて息まざるものである。

國音相通ず

細田正一

犯罪者が前非を後悔し、將來履むべき人道に對し、自覺的に悟りを拓く修養道場で、其行事の光景は森嚴そのものであると惟つた。後日それが戒護で職能は斯るものであるを知つてからも、口や筆には常に戒護とするも、心の奥深く癌の如くコビリついた悔悟は、執拗で中々取り去れぬ、今日なほ戒護と悔悟とが相錯綜心の中で混線する。オヽ悔悟よ、そして戒

護よ、汝等は語音に於て全く相通ずるも其意義に於て相當の開きを見る、即ち悔悟の自覺的——自動的であるに反し、戒護は他覺的——他動的である如く、一は自憤的に純であり、一は注入的で其間雜を挾む、故に一は一度發して未來永劫變ぜず、一は咽喉もと過ぎて熱さを忘るゝ虞れがある。而して現狀に察するに、戒護の前の悔悟の寔に影の薄きことよ、完全に彼等を保管し改過遷善、懇切に誘掖せよ、我等の赤心を彼等の面前に展開し信賴を得、己が人格を以て彼等の情操を高めよと、美辭麗句は駢べるが、其實績に徵すれば、依然一介の舊阿蒙である。今や刑務所輪奐の美は、歐米のそれに劣らぬものが、次から次と濟されるが、此莊嚴偉大の營造物中の官能が、口に世間態のよい効能を併べ、逃走は刑務所第一の恥辱なり、紀律は刑務所の生命である刑務所は學校でないからと、形而下の問題のみに忙殺される心持は、一應讀めるが、他に爲さねばならぬ形而上の、緊切なる問題の解決を忘れたる如くに、晏如として朝に甲を送り、夕に乙を迎へる極言せば一種の旅籠屋渡世に、其日を送ると評せられ、血の循りが悪いと罵らるるも、蓋し辯解の餘地はあるまい。國家經濟多端の折柄、勘からざる國帑を此方面に傾當さるゝ所以は、好奇心を滿足せしむるためでない、一般を豫防し、社會の安寧秩序を維持し、行刑の効果としてといふものゝ、究極は惡習の矯正にありといふものゝ、究極は悔悟そのものであらねばならぬ。物的戒護に於て、諸國の粹を蒙むる矢先、人的戒護に於てのみ、常套手段を繰り返し能事畢れりとしてはならぬ、閑却されんとする本來の眞髓に向つて精進し、建直しを行はねばならぬ。人の情に關所のない如く、人の善心に甲乙はない、敢て收容者と役人とを問はぬ、玆に收容者を傳染病者と觀ずる、病者を隔離收容する、國家としての心持は、刑務所の收容と同じである、そして病に於ける、第一養生は悔悟であり、第二看護は戒護であり、第三醫者は刑の分量である。然らば此間、種々の看護と醫療を加へなば、養生の點に至りては病人の心懸け次第、火葬場へ送るも、全治退院せしむるも、向次第であるとはチト最善を盡さな過ぎはせぬか。我敬愛なる所長は言ふ、刑務所は上水道の如く、その職員は濾過池の作用をなすもの故、これが構成分子たる個々各員は平素内觀修養なる清淨法を施しつゝ、沈澱池より送らるゝ水を待ち、其惡素を吸收し盡し、立派なる上水に仕上ぐるものと、穿ち得て寔に至言である、希くば此バラスや砂に單に、水を通過せしむれば我能事終れりとなすなく、清淨ならしめ得ざれば畢生の恨事なりとの熱、即ち積極的苦闘を翹望して止まぬ。人を動さんには、先づ己より動け、人を悔悟せしめんとするものは、先づ神の前に魂を衝め此信念にして動かずば、人を悔悟せしむる敢て難事とせぬ。今歌ふ戒護には、學の深淺廣狹、經驗の厚薄、乃至地位の高と下が物を言ふも、今謳ふ悔悟には、此懸念は毫頭ない、醇風美俗、人倫の大本は、德より出で、他に何物の背景も要せぬ、德の力は獨立獨歩、無人の境を行く

慨がある。時勢の推移に伴れ、諸々の權力、好言美辭、空念佛等に眞心を動かすものは數を減じた、社會の秩序維持上これに處する道念は捨てざるも、世の下層にいたるまで社會生存の波に洗練された此時に方り人を感動せしむる爲に、殘されたものは愛と誠の力のみである。況んや行刑有終の目的として、人を悔悟せしむるに當り、此二つの力以外に何物もないことを裏書されると信ずる。蒙を啓き因果の關係を敎養する悔悟でさへ、熱がない、單なる職業的敎悔であると評し、迷ふ心に此のヒントを與へぬ、賴りなきこと夥しと訴へらるゝ時、凝寒に汗を流し、酷暑に汗を枯らす作業の聖音が、敎育室に這入り、來客との對談を妨ぐるから、一時其作業を中止して貰ひたい、といふやうな世迷言をなす、理解なき敎誨師が若し萬一ありと假定せば、その敎誨師の官舍に於ける、ジヤズ放送のラジオの雜音が、夜間舍房に於ける彼等修養の心の耳を障げたとき、ナント行刑の本質に對し、申し開きをするか、かくては百の說法も、聖なる法衣も、何のものかはである、戒護とても此通り、葉末の露にも心を用ひ、收容者眼前の在否に係らず居常不斷、此熱を必要とする、昔より熱に差引きある病氣は危いとされてゐる。御馳走政策や、御座なり說得は、我收容者は裏心より嬉ばぬ、これ等は其日の勝利者で、永遠の勝利者でない、また勝てば官軍、敗くれば賊の氣配が、一番彼等悔悟の邪魔をする。傷を負へる人に、傷は如何に痛むやと聞く前に、まづ自ら傷負うた人になり、陰に陽に影の形に添ふ如く、盡し來り、世間より白眼視された我等は、今社會の上下層を通ずる、醜惡なる現象を觀望し、そして自己の脚下を凝視するとき、此立場のいかにも立派やかに見ゆるを覺へる、世相は轉じ、相場が出た、刑務所も相場なかりしものにも相場が出た、刑務所細胞たる小さき我等の、世潮に染まず、一意專念、褒貶を度外し、榮辱を介せざる、加之晝夜を別たざる犧牲的勤行は、既に彼等の感愼を得、幾多眞の悔悟者を出したことは、彼等の告白により明かである、我等の信念により、贏ち得たる効果は、單なる日常行事に於ける、行狀善良改悛の狀ある者と異り、爾來再び此門を潜らざる點に於て、强味がある、玆に於て亦、自發的悔悟と、他覺的觀察を主とする、悔悛者との相異を見る、世相惡化せば、多々益々、我等信條の堅確は其度を增す、此點に於てのみ、社會と背馳する所に、我等の生命がある、我等は土着の機關にして、移動するを得ず、一層の留意を要す。そして根氣よく、生きた標本を、彼等の前に提示し、眞の悔悟を待たねばならぬ、眞の悔悟なき釋放は、本來の目的よりして刑の滿了でない、此意味よりして、釋放者保護の領域も、依然たる行刑の過程である、從つて社會は良民として遇せぬ、ところに我等の焦燥がある。昔報復時代にありて、既に心ある當局は、人を殺せることの、人倫上惡しきを悟らざる、犯罪者に對しては、直ちに刑の結末をつけず、徐ろに敎養その罪科を悟り、悔悟の閃きあるを覩て、後斬に處しておる、これ他なし、刑の目的

は悔悟にあるを達識せるがため、敬養遙善を標榜する今日、悔悟を等閑する戒護の、價値なきを知るや切なるものがある今日の收容者中にも、月並の理智は享有するも、忠孝の本義、愛國の觀念等一言して人の情を全然知らざるもの、乃至は初め稍此情念を有せしも、境遇上枯渇したものが相當にある、この儘これに行刑するは、自他共に意義をなさぬ、先づ此空虚を充たし、人の心を注入し、後これを陶冶、又陶冶し、悔悟を俟たねばならぬ煩もある。いま今日に於ける、普通釋放者が、刑務所を辭するときの心持ちを、概括的に解剖して、我等の信念がどの程度まで届いてをるかを顧みたい。それは素より日本人である、百死百生、身の續く限り心の存する限り盡したいと、祈願してをるは事實である。また刑餘の身を以て、社會の荒波と戰ふのであるから先づその相談相手は、今日に於ては人であつては頼りない、絶對であり、神であり、眞如であり佛である、之等は皆親子の關係であると言ふのも、一應首肯してやらねばならぬ、扨其一番緊要な、自己生活の所存は、第一に赦されて活きたいと泣き第二に藥の用途を誤らぬやう、細心の注意をすると盟つてをる、然れども其の實際に於ては、何處までも劃の惡い仕事を背負ひたいと念じてをる、否背負はされると危惧してをる、私は到底其餘のことを語るを得ぬ、唯彼等の爲に、暗然と涙を下すのみである、何故に、比較的、劃のよい仕事をさして戴く、否爲して戴ける、と信ずると言はぬか、言はざるもの、罪か、鼓に至つて、一向其限界を明瞭意識することを得ぬ、一向に自己念願力の足らざるを恨むのである今此善良なる悔悟者は、羅針盤を有せず澎湃たる海洋に放たれる、此悔悟を持續せしめて佛となすも、悔悟を捨て情操なき鬼畜に戻すも、一に懸つて、大きく言へば社會の同情、小さく言へば保護事業の振否に存する、熊本の籠城は、あのまゝで既に立派な忠死であつた、然し難きを知つて谷村を煩はしたのは、本來の眞目的を達成するためには、内外の呼應を必要としたからの策動である、我等は此意味に於ける、行詰り牙城にて、忠死することは敢て辭せぬけれども、またしても、社會の協力といふことを頭に浮べる、そして一時提唱された、刑務委員の設置を思ふ此力ある人々により、平素所内の狀態をよく叫囂して貰ひ、若し、因習傳統の陋ありせば、之に鮮風を注入して貰ひ、所外に向つては、悔悟者の紹介に力を盡して貰ひたい、悔悟の固質より割り出すときは集團保護は、徒らに前轍の悔ひを殘すのみであるから、宜しく個々の保護に俟たねばならぬ、此關係よりし、猶更刑務委員の力を藉りたいのである、あはれ我等獻替の効果をして、有終の美を就さしめよ嗚呼戒護は手段にして、悔悟は目的なり、一は因にして一は果なり、國晉の通ずる宜なりと言ふことができる。共に共に健在なるを祈る。

神聖なるべき、我刑務所を旅籠屋の如しと稱へ、或は舊阿蒙の如しと呼び、或は逃走を、紀律を輕んずる如き、語氣の必ずしもほの見へぬには、あらざるも

こは刑務所を愛する熱誠と、自責の念一の燃ゆるとより、迸れるもの、悔悟は我等の恩愛と、我等の確信を注入したる所謂物的戒護を超越したる人的洞察戒護の結果であることを百も承知の上であるから、悔悟には感激がある、故に逃走せぬだけの悔悟紀律服膺だけの悔悟等々のあることは必然の道程で、これを前提としての眞の悔悟であることを語つたのである。諒せらるゝを望む。

作業企畫課の設置と作業敎化を論ず

小山博

◎序論

刑務作業をして官用主義に合致せしむる事、今日の大勢より見て誠に當を得たる處にして、

既に其趣を徹底せしめし爲めか最近陸續として、之れが利用さるゝに至りたるは我が刑務作業の爲めに喜ふ可き現象なりと賛同する處なり。然るに最近の趨勢を見るに各官廳競うて利用せられつゝ有るに反比例し、各刑務所共緊縮されたる豫算を以て到底其所望の一端しか入るゝ能はざるは甚だ遺憾なる現狀と云はざるを可からざるなり。之れ各個刑務所の小規模なる設備と多數の分割されたる豫算配付の僅少なるに禍され大量の要求に應ずる能はざる結果に外ならず、要するに多量の官用主義に對抗するには勢ひ大量製産をモットーとし、大規模の企畫の元に刑務作業の發展を期せざる處なりとす。此所に於てか昨年度遞信省電三號（電報着送紙）を中央に於て全部數引受け巢鴨小菅、豊多摩、横濱、千葉、靜岡、名古屋、京都、宮城等の各刑務所に於て其能力に應じ之れを配分し、其一切の交渉其他は擧げて巢鴨に於て引受たるが如き實例を見ても官用主義に對する大量製産が一定の規畫、方法の元に行はざる可からざるかを知るを見ても、中央企畫課の機既に熟せるを立證するに足る可きなり。

此處に於てか吾人は行刑局内に作業企畫課の設置を叫ぶ者也。

⊙作業企畫課の設置

刑務作業の發展を期するのには先づ企畫、監督、奬勵、の機關なかる可からず而して此の機關を遂行せしむる爲め左の官制を必要とす。

課長　一名（書記官兼務）

司法作業官（各專門作業技師兼務）
（若くは同任命若干名）

係長（作業官若しくは技師及屬官若干名）

先づ作業官をして全般の企畫、製品の改善、能率の增進法、工業管理及監督、作業訓練の規畫、大量購入の檢收、動員計畫に對する刑務作業の能力調査、規畫

統一、カタログ編纂、機械及器具の設計
作業科程統一、基本標準價格、受負業の
工賃統一、見本市の開催、各種品評會博
覽會への出品企畫、中央製品陳列所監督
技術官の配給、作業訓練所の指導、各刑
務所作業計畫及督勵、新設作業の研究。
作業教育の研究指導、作業教化の研究及
教誨、發明奬勵の援助と審査、專門器具
の考案及設計、統計の編集、作業廢止の
研究等を中央に於て企畫、指揮、運用せ
しめ、尙カタログの編纂に對しては各官
廳若しくは組合等の了解ある者と交涉し
米國が大量製產上實施せる如き一定の規
畫統一の元に所謂フーバー、ナイズされ
たる方法を以て一般標準型（タイプ）を考案、作製
し部分的に之れが需用に應じ例へば官廳
用甲型雜箱と云へばカタログ第何號に該
當し直ちに之れにより作製し得可く、然
も仕樣其他規畫により一定せるを以て檢
收に際して不合格の憂目を見る事なかる
可く、而して其部分品に對しても規畫統
一せるを以て他日破損等の場合に於ての
注文に就ては第何號「鏡板」「棚板」「抽出
シ」等の名稱に依り特別に寸法を知るを
要せず、直ちに製作納入し得る便あり。
又作業訓練上にも一定の規畫に依り製作
するは熟練と同時に能率增進せしめ且つ
機械作業上最も便宜を得る特長とを具備
し、從つて價格も低廉に供給する一擧兩
得の方法なり。

◎大量製作方を企畫課に於て引受各所へ配付

從來の刑務作業の素品購入法を見るに
其多くは電話注文に依り現品も見ず購入
しつゝ有る弊あり、從つて比較的高價な
る物を所謂御役所相場によりて購買せる
傾き有り、故に如何に刑務所が工賃底廉
なりとも坊間に於て安價なる材料を仕入
れ比較的高き（然し能率よき）人工を支拂
ふも刑務所製品が反つて損色あるを見る
之れ購買係の多くが全く素人にして常に
相場の變動、社會の投物等に留意せざる
結果に外ならず、此處に於て企畫課に於
て大量の素品を購入するに當りて、よく
此の道に明かなる購買係を以て常に相場
の變動の時機如何を考慮し、廣き聲眼に
依り堅實なる支拂性を基礎とし最低の好
機會を捕へ大量購入を爲さしめ、專門技
術官をして直接之れが檢查を命じ其合品
を引受刑務所別に納入せしめ、之れを以
て各規畫に元づき選定刑務所をして多量
製產を爲さしむる方法を以て、先づ企畫
課に於て大量製產の注文を受け、而して
後特色ある（運般上便宜の地點等を考慮
す）刑務所に委托するに於ては、今日迄
各刑務所に於て行はれつゝ有る作業主任
技師、技手が滯貨せる事務を放擲し、然
も他の刑務所の勢力範圍迄も浸食しつゝ
注文取りに沒頭し、率ひては刑務所間の
競爭軋轢となり、所謂共食いの結果醜き
安値の爭奪となり反つて二魚の爭は勢ひ
漁夫の利を注文主に占めらるゝ愚を演ず
るのみならず適々官廳間に於ては義理合
上其取扱に困憊し不得已之を民間に注文
する如き結果に陷る弊害を除去し、併せ
て製作能力に對し配分宜しきを得ば緩急
を中央に於て自由に調節し、各刑務所も
濶擇に其恩惠に浴し無仕事に陷らざるを
得るに至る。

◎常設訓練所の設置

官用主義と大量製產とを發展せしむる
爲めに、先づ常設訓練所を中央に選び設
置を要す、即ち米國流の作業刑務所の特
色を加味し、心理學的にも其性向に合致
する職業を選澤し之れに就かしめ、所謂
個別處遇の本義に從ひ、性格の方面、刑
期の長短、前職業との關係を考慮し、各
刑務所に於て檢查し最も適當なりと認め
たる者を選出し、之れを常設訓練所に時
々移送し此處に大規模の作業訓練を行ふ
而して同訓練所は東京附近に於ける大刑
務所を以て之れに充當し、初等科、普通
科、高等科の三階級とし其技能の程度を
考慮して各階級別に收容し、各細目に涉
る科程、科目を定め東京附近勤務の技師
若しくは技手をして其指導に任じ、各特
色ある技術を注入す（但し只一人の專門
技術者のみに賴る時は、一律に其型に捕
はれ從つて片見の個性迄も心醉し短所も
合せ鵜呑にする弊あるを以て同型ならざ
る二人以上の指導者を必要とす、之れ一
面に於ては各自競爭心が助長し熱誠の良
風を透導する特點あり）

◎作業教化の訓練

作業訓練と同時作業教化（教誨に對し
假りに作業教化と名づく）を加味したる
教訓を實施する方法を以て訓練と合せ行
ふを要す、例へば藝術的肌合の者に對し
ては此の特長を善導し益々之れを發輝せ
しむ、即ち繪畫、圖案、彫刻、彫型、寫
眞、篆刻、經師等有技能者若しくは天才
的素質ある者には成る可く此の方面に向
はしめ、所謂藝術家的超人氣分は其性格
を向上せしめ審美的善良心の者と數化す
るの可能性を有す、其他一般的にも藝術
的良心の涵養、純美化の良心に及ぼす反
響の利用、職業（仕事）に對する堅實性
職業の趣味、成巧の興味、技術の美觀、
入念の良心化、手腕より來る確信、競爭
心と優秀化、職人肌の無邪氣、勞働の神
聖化　勞働者の單能化（生一本）熱心と
向上的精神、斯く擧げ來れば數限りなく
作業上にも又數化し得る見逃し難き特長
を有す、從つて數化と云へば只單に宗數
（佛數）とのみに託せず、明幕作業に沒
頭し仕事と離る可からざる關係ある最も
卑近の日常生活より、感化と數化とは反
つて深刻に會得せらるゝ者にして、例へ
ば一基の佛像を彫刻する上に於ても入念
即ち魂を入れて作製する上に於ては其作
品の反響に對し淨化されたる自己が崇高
の者と化し、微妙なる藝術的良心を生ず
此處に偉大なる感化の力を生じ數化上に
絶大の機會となる、觀するに自覺なき宗
數を如何に强制的に名僧が得度したりと
も「緣なき衆生は度し難く」自ら活眼を
開くに非らざれば馬耳東風に終り所謂馬
の耳に念佛に外ならず、吾人の立場より
論せば最も手近なる仕事上より最も入り
易く又自覺し易き方法よりして一步〳〵
不知の間に自覺してこそ、眞に其選に入
る者にして要するに途は違へど同じ高峰
の月を眺るに非らざるか。

此處に於てか常設訓練所に於ては殊に
作業數化上に重を置き、此の意味に於け
る優遇、表彰、製作品に對する等級及賞
與金を附與し以て作業數化の督勵を有し
累進制を以て各學期末に於て考查をなし

順次累進せしめ「正しき腕に職」を目標として自他共共力一致して完全に仕上げしめ具つ變化せる良個性より、彼れ自身の創作—工風—考察—を加味したる新意匠により唯單に使役せらるゝ考より脱して少くとも自己を發輝せる自由型の製作を其修業製作に於て力作せしめ、自尊心を傷けざる樣凡て同方針に於て訓練するを原則とす。

◎刑務作業は教育主義か生産主義か

刑務作業を教育主義に實施す可きか果又生産主義に實行す可きかは常に等しく迷ふ處にして方今行刑に就き世界一の稱あるソヴエート・ロシアは前者を以て進みつゝ有るを見ても行刑の目的より見れば後者即ち營利は其副産物は外ならず、と思考する方、妥當と云はざる可からず、我が作業に於ても屢々此のヂレンマに蹈入り迷ふ處なるも、前述の作業教化が實施せられ又效果を生ずる上に於ては恐らく作業教育主義たる事を辭む能はざる處なる可し、我等は此の理想より立脚して作業教化を實施せんと期する者也、然るを一刑務所内に於ては一に戒護本位、二に教誨本位に捕はれ作業教化の充分に發輝する能はざる傾きあり宜しく作業企畫課の一方針として此の實行の一日も速ならん事を翼望す。

◎結論

之れを要するに一日も早く行刑局内に作業企畫課を設置し作業の方針を確立し官用主義に對する多量製産の企畫をして一刑務所内に蟄居せる幾多の作業技師を以上行刑作業が又社會教育的目的の旗幟して、中央の企畫に參與せしめ其外に顧はし得ざる手腕を發輝せしめて全般の規畫統一を實行すると同時に訓練指導上に作業教化を實施せしむる事、行刑教化上誠に重大なる使命の一にして現今の過度期に於ては須らく新生面を開き以て作業の能率と教化とを合せ發展せしむる事誠に一舉兩得にして且つ新規軸なりと云はざる可からず、此處に私見を述べ上司の一考を促す。

作業能率は如何にして増進せしめ得べきや

福山家賢

◎緒論

生産に於ける一般的能率向上の問題は經濟學の教ふる法則に依る可きであらう近代行刑が應報觀念を離れて個性化する處なる可し、我等は此の理想より立脚して其の下に立つて進出するのは蓋し必然の勢ひでなからねばならぬ、隨つて最早特殊の目的の外は行刑作業の能率と云ひ發展と云ふし社會適應を以つて基準とし嚴かに生産と區別す可きである。私の玆に所

謂能率と云ふも此の意味を出でない、私は私の所屬刑務所が成年短期男受刑者の拘禁區分なるが故に觀察の對照が之にある事を斷つて置かねばならない。

◎本論

一、行刑作業の意義、獨逸の國民教育の復興を成したフイヒテ氏は其の著「獨逸國民に告ぐ」に述べて曰く「自己の力で働き衣食し得る有爲なる勞働者を造るは人間の物質的獨立心を養成するに缺く可からざるは勿論道德的獨立の爲に一層必要である」と、更に曰く「我が教育に於ては生徒を勤勞に慣れしめ他日生活難に遭つても不正の道に誘惑せらるる憂なからしめ勤勞による自己獨立の生活を人間の生活の最も重要なる原則とし自己の生活を自己の勤勞によらずして他人の勤勞によつて支へんとするが如きは甚だしき恥辱なることを深く銘記せしめねばならぬ」と、此の言は其の儘之を行刑作業に當嵌めることが出來る即ち收容者の大部分は無産者である、無産者にとりては職業の對價は實に生活保證の根本たる重要性を持つて居るものである。隨つて其の保證の危まれる時は生存欲の否定ともなり延いては生活の破壞となり思想の惡化となり諸多の害惡の根源をなす事となる故に勞働習慣を養成し確實なる生活資源を賦與して之等の禍根に超然たらしめむとするにあるとせられて居る。昔ひ換ふれば職業勞働を媒介として獨立精神を培養し社會的精神を發揮せしめんとするに外ない。斯の如き高遠なる見地に立脚して我現行々刑作業の組織形態が成り立つて居るのである。然らば如何して此の職業勞働賦課の目的を達し得可きか行務作業としてより多く受刑者の社會順應に作用せしめ得可きやの問題は一に教育方法の如何に在る。元來職業教育は職業に有能ならしむるに在りとし單に當該職業の遂行上の手腕技倆をのみ意味するか。將た又德性の問題を含めて技倆と道德と兩面の陶冶を目的とするかに就いては暫く措いて論じない。乍併刑務所職業教育は特殊の人物を對照として居るが故に其の特殊の那邊に在るかを探究し之に相應するの教育方法を採用するとは最も妥當であるかに考へられる。

二、受刑者の作業能力の缺陷、私の調査したる處に依れば初犯者に於て特殊技能を有する者二八%を示し一見犯罪原因が技能に負ふ所極めて大なるやに思はしめたが社會一般職業人と雖も必ずしも特殊技能の保持者のみでない又收容者の四〇%乃至五〇%は無職として入所したる者である。勿論之等の者の中には經濟界の不況の犧牲となつた人も多いであらうが其の九〇%は獨立生活をなし得る勞働能力を有し且つ其の殆んど總べてが入所の幾何前迄何等かの職に就ける經驗を有する者であるが故に失職乃至犯罪の原因も技能の拙劣と云ふ以外何等かの理由が潜在して居なければならない。性質に就いて調べて見る發猾二五%放縱二四%懦弱一五%短慮一二%等を示し如何に犯罪者が性質に於て正常なる職業人能力を欠いで居るかを証明する。若し夫れ怜悧實朴溫和に至りては實に寥々曉天の星の如く合して僅々四・二%に示すに過ぎない、此

の性質は直ちに反映されて利欲二七%憤憾一五%色慾一四%憤怒一一%酒色貧困各七%其の他一八%の犯因を表はすに至つた。然も右の如き異常性に於て漸次悪性に陶汰せられて累進の率を辿つて居る社會如何に寛容なりと雖も到底相伍し相揚携し就業せらる可き性格と行動の主体でない。殊に況んや生存競爭の劇甚なる今日に於てをや。彼等が自ら求めて失業の渦中に投ずる事正に火に入る夏の虫の如きものがある。私は之に關して參考す可卑近な實例を待つて居る。私が曾つて葬具屋に行つた。葬具屋は棺擔人夫の人選の必要を切りに說示し物色之れ力め而して注文に應じた事であつた。當然多少の變質者にあらずば能くし得可からざる斯の如き業種に斯くの如く人物の詮衡せらる可き時代である。換言せば職業人は職業人としの内面的能力を有することの先決的問題とされる時代ではないかと思ふ。此の社會に復歸せしむるには斯の如き社會の要求に恰當した職業人を作ることがとりもなほさず刑務所に於ける職業教育の根本方針であらねばならない。

三、技能訓練の必要、釋放者は其の前科者の名に於て既に就職に當り一大受難の立場に置かれてあるが故に勢ひ他に優越なる技能を有することが必要である。我が行刑に各種の職業訓練所が設置せられ各刑務所に作業技師技手等が配置せられ大工場施設刑務所が逐次に建設せらるゝ等々の務所製作品々評會を開催せらるゝ理由は一に玆に在つて存する。此の目的に於て招來せらるゝ事項作業別集禁區分說の實現である。刑務所に於ける屋内女流的手工業の廢止であらう。男性的機械作業及半技巧的並に筋肉勞働數育的施設である。分業の弊害と社會復歸との調節である。累進制の統一的實施に當つて作業用器具並圖書の自辨は敎育と職業準備との意味に於いて必ずや其の何れかの段階に於ける特權として採擇せら る可く責任點の基準としては努力點も採用しなければなるまい。經濟界の推移の實況を知らしめるが爲には監獄法施行規則第八十六條の緩和されることも必要に違ひない。世の權利思潮の背景もある。被敎育者の人格を確保し職業上の心的物的利己性の充足よりして敎育の効果を增大せしめむが爲には賞與金の賃金說も採擇せられねばならない。斯の如き事項と保健衛生施設の充實規律の勵行給與の適度及就業被害者に對する手當等と相俟つて働く可く餘儀なくし又働き易からしむる制度組織の確立する事は訓練の實蹟を擧げ社會復歸の二大要件の一に大いなる根柢を與ふる事は想像するに難くない。

四、德性涵養の緊要、乍然如何に職業的の技能の訓練を施し立功の人たらしむるとも一日一人にても道德に離れんが到底社會の共存は破綻を免れぬであらうが故に職業敎育は有効なると同時に有德なる可く敎化せねばならぬ。特に前に述べたるが如く敎容者が先天的に若くは後天的に德性に欠くる事大なるを思ふ時、道德的陶冶の緊要事たるを切實に感ずるのである。如何に優秀なる技能も道義的志操の支持がなければ結局沙上の樓閣たるを免れない。

德性涵養の必要の依つて生ずる所以である職業生活が實生活の大部分を占め且つ其の中心部分を爲すが故に職業も宗教道德等と至大な關係を有する、特に我々は宗教上の敎說を職業生活に於て含味さる可き偉大なる價値を見逃してはならない。即ち實生活に有用の宗教を職業生活に密接に關係せしむるなれば職業の意義は愈々深遠となり効果の偉大なる知る可きである。動もせば職業は單に衣食の爲にする苦行とのみ觀念せらるゝを以てさなきだに利慾に厚き被敎育者をして愈々利己性のみを發揮せしめ道德的根柢がぐらつき其の効果が甚だ少く就職後の有價力も弱少となり又は他の拒斥を受くる因となり結果は生活に不安を增し累犯を生むことゝなりはせぬか。清澤滿之師は「各自の事業を以て絶對無限に對する行業を觀念す可し各自の任務を以て絶對無限の命ずる所の職分と觀念す可し。我職業は天與の任務なり之を愛重せざるは天與を辱しむる者也」と云へり。職業の聖職たる本義を發見せしめ自覺せしめ職業を天與の任務として遂行せしめ自己と職業とが一體となすが如き境地に至らしむる底の敎化が必要であらねばならぬ社會的並個人的の一般道德觀念を扶殖するの必要なる事は勿論職業に於ける特殊の道德即自利傾向を抑制して利他に努めるの却つて利己が之に正比例的に隨伴するものなることを敎へ仕事の上に金錢等の利害を超越したる恰悅を見出さしめ之に依つて勤勉事に當らしむる樣指導啓發しなくてはならない。又我々は敎容者の德性が極めて低いに不拘之を基礎とし之に培はんとして來たが實際に當つて情緒的方面の極めて大切なることを知つた。

於玆周知せらるゝヴアイランドのモツトーとせる「先つ幸福を其の他は次に」の如く其の思想を導かんとする時先づ其の感情を導くの得策なるを感ずるのである。此の點に於て活動、映寫及蓄音器に依るリズムの演奏等は預つて力あると信ずるが又彼等は多く世の中の惠まれざる環境の裡に育まれし者なるが故に同情と親切とは極めて偉大なる効果を奏する事がある。懇切なる擔當看守の注意言辭又は慰安の言葉が顯著なる好結果を齎す事は決して稀有の事でない。感情を養ふ所は隣所に時は當に往來して居る只其の之をよくするは一に職員の手腕如何に在ると云つても敢えて過言ではあるまい。

◎結　論

以上述べたるが如く行刑作業敎育に於いては技能と德操の並行陶冶に於てのみ社會適應の確實性がある。乍併結局刑務所職業敎育は社會職業人としての人的要素を養成するに止るものであるが故に刑務所職業敎育の完璧を期せんが爲には釋放後に於ける職業保護に負ふ所甚大なるものがある。故に職業人としての適當なる敎化が行はれ加之職業保護が其の宜しきを得て始めて刑務所職業敎育の成果があがり社會復歸を生産品と見たる私の所謂作業能率が增進するものなることを信じて疑はない。私は現代産業界の趨勢に即した機械工場の設備ある所謂モーダン刑務所の新築せらるゝを喜ぶものであるが之と共に道義的志操の訓練に定見ありり人格ある刑務吏員の養成せらるゝ事はより喜びに思ふ所で更に職業保護の方法が確立するなれば私は之を以て滿足しなければならない。（終）



◇刑務官と劍道に就て

市谷高野生

刑務官は國法を犯し社會安寧秩序を害したる反社會性の受刑者を矯正陶冶して社會の良民に伍せしむべく改善して送り出すと言ふ職司であつて換言せば一種の教育家である。而も人間改造を標榜して立つ教育家である。此の教育を施すに於ては先決問題として當該吏員の適應せる修養を具備したる崇高なる人格に俟たねばならぬ。西哲曰く「人ヲ正サント欲セバ先ヅ己ヲ正スベシ。然ラザレバ害アリテ效ナキニ終ル」と宜なる哉。已に然り苟くも彼等受刑者の師表者であり指導者たるを自任し、默して化すると云ふ活模範者たるの覺悟がなければならぬ。一面又、直接、戒護の任に當る吏員に於ては百務中の激務と謂ふべく到底青額柔弱の身を以て此の難務に堪ゆるものではない。勤勉の數は健康に宿るの譬須く强健の身にあらねばならぬ。

果して然らば何を以て適應せる修養となすか。他なし、劍道の鍛練に若くもの はなかるべし。然れ共人或は曰はん。現代文明の世に於て劍道を鍛練する必要はない。今は科學的有利の武器が幾多世に滿ちてゐる。斯樣な蠻的武道は廢するに若かず。と、或は然らん然れ共之れ未だ劍道の理解なき徒輩の言にして寧ろ暴言である。如何に功妙なる武器が出來ても之を使用する人の精神が出來て居らなかつたらならば結局實用に效なきことになる。何を言うても武道に贏ち得たる精神があらねばならぬ。故に吾人は以下劍道の意義如何を披瀝して卿か武道の存在を明かにするであらう。

抑も劍道は我國建國の基礎であつて其歷史は遠く神代に起り矛を用ひ劍を取りて有效に使用せられたことは蓋し事實であらう。而して神代より神皇時代になつて追々劍術と見るべき型が出來武家と名付けるものが生じたのは結局劍と謂ふ武器を以て武に依つて身を持し家を成したからである。さうして漸次世が進むに從ひ完全なる劍術として劍道なるものが生れたのである。之が歷世護國の主要なる要具に用ひられ主として武士の修行する道であつて戰鬪に於て敵を制し自己を護る唯一の武器であつたのである。斯くて世は武をもつて興り武に依りて治められたのである。故に武道の興廢は國家の盛衰に關すると謂うも敢て過言ではなからう。斯うした武道の修行は眞に國家的である。之單に武力のみの體得でなく武道を鍛練すると同時に精神的訓練が出來るからである。而も我國特華として尊重する武士道は武道に胚胎して忠君愛國の思想を涵養し以て大和魂の存在する所以は武道が密接の關係あつて其の根本を爲すからである。

延ては國民の思想と化し國體觀念を懷抱して我が神州國の神秘の靈力は國民一

至團決の威力を海外に揚發する所以である。

以上は劍道の意義を概括的に闡明にしたのであるが武道を學ぶに於て心すべきことは文武兩道の不可分的なるを忘れてはならぬ。何となれば武を離れて文を取る能はず。文を離れて武を取ることは出來ない。即ち武に偏すれば殺伐に流れ、文に偏すれば文弱に流れ二者何れに偏するも害ありて益なきことになる。併し之が往昔にあつては武を以て身を立つるの故を以て當時の修行は主として武道に重きを置き、文は第二の修行であつた。現代に於ては須らく時代に順應して調和するは最も肝要である。而して偏せず離れず其の分に應じ學ぶに若くはないのである。劍道の效果として其の諸德を擧ぐれば即ち左の如し。

一、持久力に富む
一、體力を增す
一、忍耐力に富む
一、進取の氣に富む
一、武士的精神を養ふ
一、克己心に富む
一、沈着の氣を養ふ
一、勇敢の氣を養ふ
一、尙武の氣を養ふ
一、廉耻心を養ふ
一、果斷の氣を養ふ
一、義俠心を養ふ
一、信義禮節を養ふ

既に武道の諸德斯の如しとするも之を具體的に述ぶれば殆ど枚擧に遑ない。

劍道を歷史的に見るならば時に盛衰の時代もあつたのであるが、要するに劍道の意義に於て我國に之を廢することの出來ないのみならず之が國家の生命であらねばならぬ。此の意味に於て當局は現代社會の狀態に鑑みて武道の必要を痛切に感ずる所あつて政府は既に中學校に正科として加へられたのである。從つて今日では小學校、延いては青年團、在鄕軍人團と言つた樣に國家一般に普及し奬勵して益々盛になることは喜ばしい現象である。殊に警察界及刑務界は職務上一段の必要があつて奬勵の步武を進められて居る。時代の要求は尙ほ刑務界に武道の急務なるを告げたのである。其の急務とは何か。曰く、現代刑務官は右手に靈劍、則ち、溫情の利刀を振り翳し、左手に帶劍を守護して犯罪軍に突擊するのである。

不動尊は右手に靈泉を持ち左手に劍を捧げて居つて、靈泉以て人道を步むものを救ひ劍は以て惡逆非道を迯るものに對し嚴正の制裁を表徵して善人に改むるにありと。刑務官の職能洵に其れと同樣であつて改善の道祖神ならねばならぬ。斯うした利刀に如何なる猛惡の徒と雖も之に敵するものなからう。即ち其の利刀は武道の眞髓であつて前述精神的諸德を語るものである。武道は斯うした身心の鍛練を得べく斯道の急務を以て稱すべきで

ある。

此處に於てか刑務協會は一般刑務官に奬勵すべく士氣を鼓吹すると同時に精神的修養となし、既に刑務官練習生に正科として加へられたのである。其の奬勵方法として毎年各刑務所に於て武道大會を催されることは洵に適當の方法順序と謂ふべく武道奬勵に與つて力あるのである故に刑務官は斯の趣旨を体し大いに修行して身心を鍛練し一面武を調和すべく文を學び斯道に適應せる研究をなし、以て精神的修養をして欲しいのである。然れども多數職員の内には之を好むものあり厭ふものあることは止むを得ざる自然の狀態であるまいか。之が實際厭ふ者に强いて稽古を勸むるは寸效なきことであるが、元來刑務官は武道を鍛練することは何れも規定ある以上、好、嫌、如何を問はず必ず稽古するの義務を有する、否一種の勤務であらねばならぬ。然るに多くは之を厭ひ、動もすれば之を避くるに努めて居る。斯くては折角の演武も何等效なき事になるのである。其の厭ふべき原由を考察するに終日の勤務に身體疲勞し尙且武道の鍛練を强ひらるゝは非常の苦痛であると云ふことが重なる因である。又實際に氣の毒に思はれるのである。故に之を一般に强ひるならば勤務時間を利用して致されたならば一般洩れなく出來るであらうと思はれる。眞に刑務官に武道を强ひるならば此の邊の消息を考察して便宜を與へられることを希望するものである。

何事も習ふに於て最初は非常に困難である。況んや武道の稽古を始むるには特別に困難である。其の間厭氣のさすことも度々あるが稽古の數を重ぬれば自然体力が出來、從つて持久力も增して來るのである。其の苦を暫らく忍耐し努力すれば鰮ては興味を覺え、止めんとしても止めることが出來なくなるのである。其の域に迄進まれん事を希望するのである。

刑務官の武道は之を以て生活すべき天職として學ぶべき性質のものでなく、要は單に士氣を鼓舞し精神的修養にあるを以て敢へて疲勞の身を以て猛烈なる稽古をなす必要はない譯である。故に宜しく自己の体力に問ひ適當なる範圍内に於て稽古して充分であると思ふのである。然れども精神的修養は自發的に鍛練することを切に希望するものである。

然し刑務官は帶劍して勤務する以上は尠くも之を使用する術を辨へねばならぬされど劍を拔いて戰ふの意味でなく帶劍を守護するに其の術なくして言ふべく出來るものでない。固より帶劍は嚴格に守護して苟くも奪取せられぬ樣寸時の油斷は出來ぬ。さうして拔劍を禁じて納めるに利あることを忘れてはならぬ。かくて靈劍則ち溫情の利刀は飽くまで振り翳し攻擊せねばならぬ。要するに武道は斯うした場合苟くも彼等に對し自己の身邊に隙なく峻嚴にして冒すべからざる態度を示さねばならぬ。之劍道の骨子である。故に前述の諸德を修養することに大いに武道の鍛練に勵みて其の筋の奬勵の期待に副はれんことを望むものである。劍道の現代に由りて來る所以は精神作興にあることを力說するものである。

◇執務實話

巢鴨　上條冨士太郎

私は巢鴨刑務所教務の書籍係をして居ります。未だ日も淺いので從つて經驗も薄いのでありますが私の有する見解の概略を述べるのであります。さて書籍貸與係と云ふべき仕事は巢鴨刑務所の受刑者一同の看讀する書籍の貸與を取扱ふのであります。此の仕事は一日に云へば社會に於ける圖書館の事務員格の仕事であつて、此の刑務所では純然たる事務員の手で行はれた時もあつたとの事であるが、現在は受刑者二名を使つて居ります。從つて受刑者に關する作業としては最も上品で文化的で趣味の多い頭の入る仕事である樣に思はれます。人員も二千人余の收容者に對して二人乃至三人の小人員の撰拔者であつて此の小人員に依つて看讀用に備へた約一万四千冊からの書籍を在所者一同に每月二回宛取替へ貸與するのであります。而も書籍の種類も大凡六千種にも分たれて居る位であるから、受刑者一同に左程不足を感ぜさせずにすむと思ふのであるが實際は隨分望みの本が貸し與へられぬといふ不足を訴へるものがあります。之れは處遇上の方法に依りますから仕方がないのであります。又當所では看讀回數は每月二回宛の原則になつて居りますがそれ以上廻る事もあるのに色々小言が出て相當煩さい仕事であります。此の仕事は一日に云へば社會書籍の撰擇を誤るからであつて一つは自分の學力を計らず程度不相應のものを願ふもの、一つは書籍の種類を撰ぶ心得良からぬもの、自己が工場に於て選定漏れ等から來るのが大部分を占めて居ります。而も自分の不注意や間違は棚にあげて二千人からも居れば隨分勝手の熱を出して困らすものがあります。

書籍貸與の方法及選定としては

一、書籍を宗教、修身、習學、史傳、實業、雜の六種に分つてあります。

一、貸與書籍の選定はカード式を用ひます。

一、カード（書籍票）は部類番號、書名著者、發行年月日、學力の程度、ふり假名の有無、紙版、頁數の各事項を記入せるものを書籍一冊に對し一枚を作成し之れを各部類に分ちいろは順に排列して箱に收め一括して每月二回宛各工場を順次に廻し收容者各自に撰定させて居ります（奇數番に當つた工場に對してはカードの補充をいたします）

一、書籍の貸與は處遇上四階級に分けてありますので特別級（有賞者）甲級者（現在二ケ年以上引續き科程を了し居るもの）乙級者（現在一ケ年以上引續き科程を了し居るもの）は自由撰擇者として前記六種を隨意に撰定させます。丙級者（科程を了し居るも一ケ年未滿の者及科程不良のもの）は制限選擇者として宗教、修身習學、實業の四種に限り撰定させますが特別級甲級者に對しては同時に二冊の貸與を許します。又制規の貸與冊數外に教誨師の許可を得たる者に對しては宗教本に限り特別貸與と

して一冊を増本する事になつて居ります。

一、工場に於けるカードを選定した時は豫め配付してある願票（切取線に依り許可證票の附してあるもの）に工場舍房、番號、階級を記入し担當看守認印を捺し之をカードに添へて書籍係に差出す事になつて居ります。

一、書籍係に於ては受取つたカードに依つて順次工場毎に、書籍を取揃へ各自の書籍貸與票に書名貸與年月日を記入しカードに添附してある願票並に許可證票に交付年月日を記入し切取線より許可證票を切取り其書籍に貼付けて貸與するものであります。願票は其のカードの裏面に貼付け各部類に分ち工場毎に整理保管をなすものであります。

一、看讀せし書籍は次回の書籍を貸與すると同時に引上げ豫ねて保管中のカードと各工場毎に照合して整理を致します。整理濟となつたカードは各部類毎に分ち豫備カードとして保管し順次補充カードに使用するのであります。故に書籍は常に全工場を循環して居りますから公平に選定が出來る譯であります。

別表は本年二月第一回の書籍貸與一覽表であります。

表一覽一數與貸籍書回一第月二年五和昭

處遇種別	甲級	乙級	丙級	計	備考
宗教	32	9	163	204	加算ニ十七ノ甲級ニ百五十ハ級別特ス
修身	32	5	463	500	總貸與數ニ對スル率モ千分ノ八冊ニ付
習學	32	3	251	826	
史傳	120	108	—	228	
實業	22	6	161	189	
雜	89	82	—	171	
計	327	213	1,038	1,578	

種別看分數讀數比率

處遇種別	甲級	乙級	丙級	總數ニ對スル貸與比率	備考
宗教	1,56	,40	8,00	129	加算ニ位ニ下ス以入五點甲級ハ別特ス小數捨四
修身	,64	,10	9,16	317	
習學	1,11	,10	8,80	181	

力學程度別割合

種別＼程度	小學卒業	中學三年終了	中學卒業	高等學校或專門學校卒業以上	備考
宗教	130	65	5	4	
修身	400	90	10	—	
習學	210	75	1	—	
史傳	196	30	2	—	
實業	123	52	4	10	
雜	120	48	3	—	
計	1,179	360	25	14	
史傳	5,26	4,73	—	1,44	
實業	1,16	,32	851	1,13	
雜	5,20	4,79	—	1,07	

常識修養に就て

鹿兒島　永夢生

世人口を開けば即ち常識の修養と言ふかの熟語は日々に新に月ごとに喧しく吾人の耳朶を破らんとし、文明は後々乎として人口は增加し社會は爲めに複雜となり、生存競爭の激烈なる今日に於ては、上は貴人より下は卑人に至る迄、職に等差なく常職は必要なり、又看守定期考査試驗に新に常識の項を設けられたるより見るも明なり。此に於て我等刑務界に身を投ずる者常識なくんば、彼の社會より落伍せる彼等收容者をして社會の有用人物とし、以て改化遷善し社會の一員として出所せしむるは不可能と謂はざるべからず。故に日常行刑執行に當り直接間接とを問はず我等の眼前に廻轉する總べての問題は此の常識上より起り常識の如何に依りて決せられること多きものなれば我等は常に常識の修養に勉めざる可からざるは何人も知れる處なりさて常識とは其の時代の人として、生活し世に處する上に於て必要な一般的知識を備へ日常の事理を解し普通の人情に通じ物事に對し正當な識別判斷をなし適當な理解と處置を取り得る能力を謂ふものにして凡て正當であり適當であり過不及なく中庸に適ふ處が即ち常識であると謂ひ得るものなり。故に之れが修養としては、何事にありても、要領を捕捉し、日常の事物に當り、細密なる觀察をなし、物の表裏因果

を研究し沈思熟考習慣の養成に努むれば常識を涵養するに至るべし。

嗚呼我等の日常勤務は極めて繁忙なり朝は星を戴き歸りは燈を見て家に歸り又是れに伴ふ身心の疲勞すること察するに餘りあり、かゝる繁忙なる職務を有し身心の疲勞とを併有する中に於て常識の修養に勉め様とは如何なる見地よりも至難なると謂へども、是れ努力不努力は總べて其の人の如何に依るもの多し、茲に於て我々は此の繁忙の寸暇を善用し催少なりと謂へども益々常識の修養に勉め様ではないか？

雜居房建坪に關する一考察

沖繩 淺學生

刑務建築が著大の進歩し來りたることは吾々刑務界に職を奉ずる者は勿論帝國臣民として等しく喜ばしき現象なり、尚一昨年刑務所建築準則なるもの制定せられ近來は何れの刑務所も之れを基準として建築せらることは明なり。當所は該準則制定なき以前大正十二年起工し七ヶ年經續工事にて本年度を以て終了するものなり故に雜居房の定員第一舍は一房に二十名、第二舍は十二名として既設せられ居れり然るが故に二十名定員にありては余り廣大過ぎる感あり該準則中第三十九條に旅ては雜居房の定員は十六人以下と爲すべしとあり故に將來の新築刑務所は其範圍内に建設せらるゝは疑はざる處にして該規定中十六人は最大限度を示されたるものなるため其の坪内に於て建設せらるべきものなり。然れども余は實際上雜居房の定員は普通は十名以下、七、八名を最も適度なりと思料す。蓋し當所に於ける大雜居房の弊害あればなり。左に之れを一、二述べん。

一、多數なる人員のため諸種の點に混雜多し

一、熱帶地にして四季蚊蚋を吊す爲め視察上不便多し

一、蚊蚋余り大き過ぎる爲め吊す場合及保存上不經濟且不体裁に流るゝ感あり

一、多數人員の爲め便所等混雜し朝出房前に全部の用便不能、例へば一人四分間を要するとするも出場前一時間二十分も以前より起せざれば出來ざることとなる

一、多數人員のため外部に雜音夥く、近來非常に靜肅になりたりと雖も各人が低聲に話すが如きも集結する音聲は房外に余程響く之れ建築上の欠陷なりと思料す

一、其他諸種の弊害あり

右述べたるが如き弊害多く利とする處尠なきの感あり、建築費に於ては房數を增すに伴ひ幾分費用の多額を要すると雖弊害多きを認めらるゝに付き將來、新改築の刑務所にありては最多定員の房舍は二、三房に止め普通は十名以下に計劃せらるゝを適當なりと思料す卿か愚論を呈し識者の參考に供す。

考査試驗

高岡 松井生

ごん、ごん、又、ごんと柱時計は恰度十と一つを鳴らした。今夜は臨時釋放のため其の手續を終へて今方歸へつた許りである既に夜更けのことであるから。

一人息子の修坊も晝の遊びに余程疲れたと見えて、ぐつすり寢込んで居る。見るから滑稽至極なのは昨夜無理無体に買ひ求めさせられた、大枚、十錢の鐵砲と劍劇刀をば、さも大事さうに抱き込んだ其の恰好である。今頃は鐵砲荷へて、一二三、と步調揃へて走つて居る夢でも見て居ることだらう、此の二品は斯程までに小さな胸に滿足を與へたかと思ふと、なぜ、もつと早く買うて、やらなかつたかなぜ遒んで求めてやらなかつたか、今更父の無情父の無慈悲さを嘆かずには居られなかつた。然しながら此の子が成長するに隨うて此の子の要求通り與えられるか余に其の資力があるか聽ては世に出すために、高等學府までの仕入否中等敎育さへ受けさせる丈けの資力があるか、若し其の資格なきときは、筋肉勞働者の一人として、失業の憂目を嘗させねばならないのか、等と思ひ浮べたときには、そゞろ冷汗をかかずには得られなかつた。

聽て手早く方付けて、試驗準備のため薄暗い電燈の下に行刑法は開かれた。五六頁も亂讀したか、仲々追ひ付かない、あせればあせる程尙ほ進まない。それに何處からともなく聞ゆる汽笛の音、何處に走る汽車だらうか、車内には、悲みを持つた人、喜びを持つた人、行く人、返る人其の現實が眼の當りに思ひ浮び殊に終列車といふ映畵劇の主人公高木英二が扮した驛長が娘の憂にひかされて半狂亂となり、助役に護られながら歸途に着く場面等が展開されて大事な、試驗準備はそつちのけとなつた、既に試驗は二週前に告知された筈ではなかつたか、其れに、明日となつた今夜になつて然かも、こんな遲く、今のさまは何に事か、其の、のろま、其のずべら、には、フツフツ、自分ながら吾が身に愛想がつきた。斯様なざまだから、何時も、シンガリー、で今漸く、銀筋で行き止つているのだ、己れの同輩は既に、自分を蹴飛ばして進み出ているではないか。殊に部下が、飛びこえ、嘲笑うてゐるに於てをや、然しながら、悲嘆する勿れ、悲嘆は人生の終局である。過去の終點は現在である。現在は未來の出發點である。光明は彼岸に輝いてゐる。其の光明は誰れが手に入るか。其れは現在より、スタートを切り各自の心掛如何によるのだ、愚痴はやめさうして勵め、緊縮で晩酌一本、節約するよりも二本飲む丈けの働きをつくれ。自己が不出來な人間だと思ふ眞事の心こそ、進歩の階段に足を踏み入れたのだ。何處となく、自分に鞭を與えた。をゝさうだ。しばらくの後、其の亂讀が精讀と變つたことは當然である。明日の試驗問題、其れに對する答案、其の結果が、如何なる場面となつて展開するかは、それは、豫想が出來難い。（四一二一五）

不景氣に處する我心

廣島 林學治

世の中の不景氣が社會問題となつて現れた今日地位よりも名譽よりも求めて居るのは糧である生きんが爲に食うた時代はまつて食はんが爲め生きて行く之が現社會中層以下の人達の現狀ではあるまいか。時計の音が「コチツ」と一秒時を打

矯正図書館

てば人間二人が生産されて行く今日、反比例的に減じて行くのは吾人の食糧問題で之が現世に至りて既に解決さる筈の土地である。自分の土地に作つて自分で食うて行ける間は未だ結構であるけれども吾人の今日は自足自給の生活を續け居るのであらうが乍遺憾不景氣は人口問題と食糧問題を向向に之を否定して居る。昔時の不景氣は金五兩也を懷にして百里も二百里の京參りや伊勢參りが結構に致され現今の如く吾人の生活を脅す事なく乞食をしても二人や三人の生活は安定であつたと云ふ然るに現世は黃金が黃金を生むと云ふ今日祖先が汗と油で作り上げた田畑を食ひ山林を濫倒して何々學士と築き上げた、折角の地位も失業や就職難で否定された滿された時代には役立たず勞働者として雇入れる所もない、之程に今日の不景氣は深刻に趨き乞食をしても食うて行けないと云ふ悲慘な凋落が社會を脅して居る。都會の商人は其れ實出しだ福引だ、拂だ、安いぞと陳列窓や街頭に景氣を見せて、不景氣は何處だと地方人の吸收を試みて居るけれども其れは空元氣に過ない、世想を語る現世の裏面には十餘年間商家の一流者として信用を博したる老舖も深刻化した不景氣に破産せられ裏長屋に閉居し、世の辛苦を知らぬお嬢さんも「マッチ」箱張の收入に俟たねばならない。涙ぐましい悲劇もある。又頻々として各地には强盜傷人事件があり、然るに世の善導者であるべき敎育者に依つて行はれたのも昨年の事である。斯した不景氣の反響が直接に間接にも行刑に及す事態は至大である。時と場所と人心の其の自然が停止せられない限りは斯うした現象を生む事が時代趨勢の當然だと云ふ人もあらうが其れは偸りに急激な變化ではあるまいか。現世想が表はす犯罪の名稱としての大部分は强盜强姦强盜傷人殺人持兒器傷人である。血潮で色採つた恰も帶刀時代も斯迄非道德なすざんだ世想ではなかつたときく。もしあつたにしても其れは義の爲め禮の爲めであつた事は古書に依つて見ても想像される。斯の如く社會を汚し罪した人の行詰りは社會の安寧を保持する機關である。即ち熟慮を欠き輕擧盲動に走つた人の敎化場である。然らば如何にして改善敎化の實績を得せしむるか、學者の論說を是となす博學多才以て萬壑に研究を續ける事が大事な事ではあるまいか。頻死の病者も一注射名醫に依つて全快となる。善なるも惡なるも親たる人の心の支配に依つて如何共出來得る事である。されば吾人刑務官の不景氣に處するに追詰た時間を利用し刑務官として社會人として社會の一線に立つて苦味も快味も總てに於て研究し、以て重大任務の存する事を忘れてはならないと想ふ。（一月八日）

高僧ミリイルの德とヂヤンバルヂヤンの言葉

青森　千葉生

千八百十五年佛國東南端プロボンと云ふ一州にダインと稱する小都會が當時高僧ミリイルの住んだ土地である事を知つてゐるでせう。彼の鬼のやうな破獄逃走囚である終身刑であつたヂヤンバルヂヤンをマダラエの市長であり慈善家であると迄も唄はれた人に造りしに依り高僧ミリイルの德望高き事と如何に慈悲深かりし人かを知る事が出來る。彼の破獄囚であるヂヤンも只一夜宿泊を許された事と銀の燭臺と皿を與ひられた後慈愛の龍つた誨へに依つたのだ。ミリイル曰く汝魂を入替よ。生れ替つた人となれ……と是れが肝に刻んだ僧正の誡めである。戾瓦戾は何時迄も高僧の誡めの言葉を忘れなかつた。彼は再び市長の位置を捨てゝ無實の罪に陷入らんとする人を救ふ爲めにアラス裁判所へ自首せねばならぬ身になつた。僧正の德を信じる彼は今自分の名の爲めに陷入らんとする人を救はず昔のヂヤンに歸らねば生れ替つた人と云はれぬ善人でない。依然たる惡人である。眞に我が心を救ふは我身を永久に地獄に落さねばならぬ。人の目から見れば之れは墮落。天の目から見れば之が復活である。身の極樂は心の地獄此世の榮耀は永遠の墮落である。破滅である。僧正は此やうに榮耀の墮落を求めよとは誨へなんだ。

彼は斯ふ叫んだ。そして無實の罪に陷ちんとする人を救ふべくアラス裁判所へ自首した。尙アラス法廷に於ける戾瓦戾の曰く「不幸が人を害するのだ。監獄は惡人を作るのです。監獄に入れられる前は私は無敎育な農家でした。監獄に入れられた化したのです。愚かな田舍者が殘忍な惡人となりました。宇を出て後幸ひに信切と寬大な恩愛を受けました為め人間らしい了見に立返る氣になりましたが全つく苛酷な取扱ひは人を惡にし。慈悲は惡人を感化して善に爲します」と、文化の行刑とか明るい行刑とか云うて行刑の本旨を愛の行刑に依つて效果を揭げんとするも要は收容者を立派に育てやらうとするもので無くて社會の否時代の適應せる善良社會民を作らんとするものなれば個定せる法律の動かざる事にのみ執着する事なく漸次に刑罰密行主義から社會万般に近付けて其期待に叛かざる樣に高僧ミリイルのそれの如く日夜行刑の骨である肉である德望と慈愛の念を養ひ少くとも戾のアラス裁判所に於ける言葉のやうに監獄が惡人を作るやうな事や苛酷な取扱ひに依つて人を惡化せしめぬ樣に努めべきである。故に寸時も進化に緩めなき時代を見る吾々刑務官吏は收容者全般を同一視せず矢張り十年後の放免者には十年後の社會に適すべく五年後の釋放者には五年後の時代に適應せしむべく心掛けてなすべきが時代適應の行刑と云ふべきではなからうか。





はやり風に特効のある野菜と果實

のど痛み聲のかれる風邪に林檎

先づ林檎をそのまゝ果心を下に向ふ側へ通らないやうにゑぐり、そのゑぐり取つた部分を下にしてあみにのせて焼きます。するとそのゑぐられた部分を中心に林檎の果汁が滴りますが、外皮が黒くなる程度まで焼きつゞけ、上下をかへします。そしてゑぐつた中に白砂糖をなるべく澤山つめるのです、焼けが增すに從つて砂糖は煮えて來ますから外皮の黒くなるまで焼き、その黒焼きになつた皮は除いて就寢の時召しあがつてごらんなさい。

しかしそのあとすぐお休みにならなくてはいけません。翌朝は必ず忘れたやうに咽喉の痛みはとれ、美しい聲が出ます。なほふだんのどの弱い人、又聲樂家などは毎夜用ひるとよろしいのです。

熱の高い風邪によい人參

野生の人參ならば一層よいのですが、東京ではちよつと求められませんから普通のもので結構です。なまのまゝ約五十匁位を細くきざみ、土瓶に入れ(必ず土瓶にすること)水三合程入れて火にかけ、恰度半量になる位まで煎じたものに、別に梅干を二三個黒焼にして加へ、就寢前に飲みますと、翌朝はちやんと治つてゐます。

殊に小兒の風邪に對しては藥として一般にアンチペリン等が用ひられてゐるやうですが、これは屢々用ひますと副作用を起しやすいものですから、小さい方には特にこれをおすゝめします。大人の方は右の場合少量の生姜のおろしを加へると一層よろしうございます。

咳の出る風邪に効く金柑と生葱

金柑十個を約二合の水で半分位に煎じ、それに生葱又は大蒜を細かく刻んで適當に加へ、就寢の時飲むとよろしいのです。呼吸器病や喘息の方は平常お用ひになるとよろしい。

但し大蒜等は—臭氣が强いため普通にはよくオブラートに包んで用ひますが、それでは効果を減じますから、なるべくそのまゝ用ひる方がよろしいのです。そして約三十分程してから梅干一、二個か又は白砂糖少量かを食べますと臭氣はとれます。

鼻に支障を生ずる風邪に効く生葱と玉葱

生葱をおろしてその汁に季節の果汁(たとへば林檎、蜜柑等)を等分に加へたものを一日三回位づゝ用ひるとよろしい。

惡性の場合には鼻腔から生葱の汁のみを少量さしこむと更にきゝます。玉葱も用法は同じです。

ルビーのやうな苺は幼兒の風邪によい

苺をよくつぶしたものに白砂糖と食塩を加へ、同量の牛乳を注ぎ、ちよつと煮立てたものを一日數回づゝ飲ませますと幼兒の風邪に特効があります。

又乳兒のある婦人、娠婦の方にも適してゐます。また前に記した人參湯を混ぜて就寢時に飲むと一層よいでせう。

衣類の汚れを除く法

油　をこぼした時は深くしみ込まないやうに直ちに水をかけて油を浮かせ、そこを乾いた布片ですつかり拭き取つてから熱湯で拭きます。それでも跡が殘るやうでしたら吸取紙の上からコテを當てます。インキでしたら直ちに石鹸をつけて洗ふかまた稀鹽酸をかけてその上へ鹽を撒いて拭くのですが、手早くやりませんと落としにくゝなります。

墨汁　をこぼした時には水で洗つたり拭いたりする事は禁物です。この場合には飯粒をすりつけて墨をとり、これを何度も繰返し墨がなくなつた頃熱湯をそゝいで拭きます。

灰　をこぼしたときは鹽を撒いて掃取る事。子供達のおしつこは一度酢をかけその後を水でふくことです。

煙草のやに　がついた時はフランネルに揮發油を含ましてよく押し付けてふく。

石油　をこぼした時は熱い灰を紙に包んでその上におくか、または吸取紙を當てアイロンをかけます。

醬油や酒　など溢したら直ぐに熱湯をそゝいでふけばよろしいのですが、墨一體がよごれてゐる場合にはだいく

澤庵の變つた食べ方

澤庵は、いつたべても食を進めておいしいものですが、さうかといつて年中續けるのも氣がきゝませんから、ちよつと工夫して目先をかへて行きます。

鹽の辛い澤庵でしたらこまかに刻み、お酒を少しかけますと變つた味になります。殊にお酒呑みの方などに喜ばれるものです。

又寒の目に切り深い小丼にでも形よく盛上げてお酒をかけ鰹節を花かつをに削つてふりかけたりしますと、急のお客樣の副菜などに氣のきいたものになります。出しおきの澤庵の尾や切れはじがたまりましたらきれいにきざんでざつとゆすいで水をきり、お鍋に鰹節と味淋と醬油を煮立てた中へ入れ焦げつかないやうに注意してかき廻しながら程よく汁のなくなるまで煮ます。熱いうちはいけませんから、冷ましてからいたゞきます。

これは辨當のお菜にもよく茶漬にしてもおいしいものですから、摺へて蓋物に入れておくと重寶です。小皿にちよつと盛りますとやはりお酒を二つに割つて先づはげしくよごれた部分をこすり、その後で布片に酢をふくませてふき最後に水でふけばよくなります。

刑政第43巻第4号
矯正図書館

の者になります。たゞ煮た時焦げやすいものですから用心してあまり強くない火でいたします。

間食心得十則

間食についての注意として栄養研究所では次の通り十則をつくりました。

一、腹持ちよろしきものを避け
二、消化吸收よきものを取り
三、容積があつてすぐお腹に滿つるものを選ぶこと
四、水氣少きものは水氣を適宜に加へること
五、含水炭素を主眼とし
六、無機質、ビタミンに富むはなし
七、果物、疏菜、あめ、甘酒
次きには團子、麵、餅類、パン、せんべい等よろし
八、たん白質や脂肪もの、肉豆、卵、クリームやスルメの類は不可と知るべし
九、間食過ぎて定食を減らすは愚の至りなり
十、運動せぬ時、寢る前は間食なきが分別なり

苦心するほど——

美しい朝がほ

大輪の作り方

朝顏の種子が一粒四十五圓したことは斯界で有名な話である、それはどんな種子かといふに、大きさは普通の朝顏の種子と同じですが、直徑六寸五分から七寸の花を開く逸品で、その種子を採るため專門家が三四人がかりで晝夜の別なく世話する始末、なるほどそれなら一粒がそれ位するかも知れまぜんが、然しそんな種子は逸品中の逸品で素人が種子を手に入れることは困難です。さて、朝顏の季節がソロ〳〵來ました、次に普通の花で大輪の變つた作り方を話しませう。春の彼岸がすんだら直徑三四寸位の朝顏鉢をいくつか揃へて培養土を入れます。鉢の一番底には水ハケをよくするため、荒土を三分一位の高さに詰め込み、其上へ腐葉土を盛り表面へ薄く土を撒きます。鉢へ播く種子は粒の大きい暗褐色を呈した形狀のよいものを選ひ、粒の小さい白褐色のかたちの不揃ひのものはいけません。種子は鉢の表面へ淺く埋め日中は日當りの良い場所へ出し、朝と夕の二回灌水します。鉢の表土が乾かぬ程度で結構、水はくみ置きの生ぬるいもの、又は天水桶の腐敗しかゝつたものが一番、くみたての淨水は絶對に使はぬこと、それから鉢は是非地上から三尺ばかり高い棚の上に置くこと、地上に置くと棚氣を吸收して絶對に優良な花を開きません又夜分は鉢を屋内に收容し三日目に一回位夜露にあてればよく、發芽したらば油粕五勺を二ヶ所へ埋めてやり本葉の出るのをまちます。但し本葉が頭を擡げたならその前に延び出た双葉の一葉を鋏で摘心を行ひます。

鷄卵の保存法

鷄卵の保存法には
(イ)食鹽中に埋めておくこと
又は食鹽濃液中に漬て置くこと
(ロ)濃厚なアラビヤゴムの溶液を外部に塗つて置くこと
(ハ)木炭の粉末中に埋めておくこと
(ニ)蠟を熔解し其の熔液を外殻に塗つておくこと
(ホ)ワセリンを塗ること
(ヘ)石灰水につけておくこと
右の様にいろ〳〵の方法がありますが長時日の保存法には硅酸曹達水(水硝子)一に湯冷し九の割合でよく溶いたものを瓶に入れて其中に貯藏する方法あります。

◇選句所感

正岡子規が明治俳句界の革新者であることは、俳句に志ある程の人はすでに承知のことと思ふ。此の子規が起きることの出來ぬ病床に於て日々物した隨筆に「病床六尺」と云ふがあるが、明治三十五年七月二十一日の條に「柳に翡翠」といふ題を自ら設けて句作してゐる。これは大に諸君の參考になると思ふので、此處に記してみる。その作句は左の十句で、即ち

翡翠の魚を覗ふ柳かな
翡翠をかくす柳の茂りかな
翡翠の來る柳を愛すかな
翡翠や池をめぐりて皆柳
翡翠の來ぬ日柳の嵐かな
翡翠も驚も來居る柳かな
柳伐つて翡翠終に來ずなりぬ
翡翠の足場を選ぶ柳かな
翡翠の去つて柳の夕日かな
翡翠の飛んでしまひし柳かな

である。然して此の句作に就いて斯う言つ

毎月募集
刑政俳壇
題 當季隨意
〆切 毎月二十日限
用紙 官製ハガキ

編輯部選

天
大凧に手をかす畑の男かな　名古屋　古樂
地
桃咲くや牛の顏出す小舍の先　水戸　皎月
人
打晴れし港入り來る初荷かな　晋州　あらた

五客

鶯を聽くや登山の道すがら　神戸　靈雪
境内の冬木に白し鳥の糞　金泉　安泉
冬ざれや水なき川の長き橋　王池　右舷
夕風に流るゝ羽根を突きにけり　晋州　あらた
長き夜の夢に故郷へ歸りけり　宮城　さん

佳作

しめやかに人語りゆく臘祭　宣蘭　馨秋
父ありし昔を偲ぶ雜煮哉　三池　たひら

てゐるのである「併しこんな句の作り様は、一時の戯れに過ぎないやうであるが、實際にやつて見ると句法の研究などには最も善き手段であると云ふことが分つた。つまり俳句を作る時に配合の材料を得ても句法の如何によつて善い句にもなるといふ事が、此のやり方でやつて見ると十分にわかる様に思うて面白い」

その作句と此の言とを合せて味つてみる時作句上何が大切であるかを感知される事と思ふ。

子規は句法と云つてゐるが、藝術は表現なりと言はれる程に、表現は大切だ。勿論内容も優れてゐる必要がある。けれどいかに優れた内容を持つてゐても、その表現が拙劣であつたら駄目である。優れた配合の取材（即ち内容）を選ぶと共に、その表現を完全にしなければならない。優れた内容を生かすのも殺すのも、全くこの表現の一つにかゝつてゐる。子規が試みたこの方法は、觀察を鋭敏にしなければ出來ぬので作句の修練として、面白いと云ふ以上に大に必要である。

子規は其後また同じ様な作句を試みてゐるが。これは「十句にして十句にあらず、一意を十様に言ひこゝろみたるもの」と言つてゐるもので、それだけ前よりも尚一層表現の修練上參考になるかと思はれる。

即ち

春水の盥に鯉の唼喝かな
盥淺く鯉の背見ゆる春の水
鯉の尾の動く盥や春の水
頭並ぶ盥の鯉や春の水
春水の盥に滿ちて鯉の肩
春水の鯉の活きたる盥かな
鯉多く狹き盥や春の水
鯉の吐く泡や盥の春の水
鯉の背に春水そゝぐ盥かな
鯉はねて淺き盥や春の水

此の様にして、異ふ限りの句法を修練することを怠らなかつたら、その上達は自ら大に見るべきものがあらうと思ふ。敢て參考に供す。

◇

春風に尾をひろげたる孔雀哉
年玉を並べて置くや枕元

斯うした句を寄せて來た人々もあつたがこれ等は誰も知る有名な先人の句である。暗合とは云ひがたい。此様な自己の人格に傷をつける眞似はせず、自分獨自の句を寄せられたい。燒き直しなども斷然止めて欲しい。

紀元節の鮮人街や紙國旗　西大門　豊友
駄馬に乘りて木の芽の峠越しにけり　南竹軒
馬の尻斑にしたる吹雪哉　顧岡
蕗焼きて爐邊樂しき讀書哉　宮城　久光
帶解けを幷手に押へ羽根を追ふ　松江　佐緒
蕗開き梅の小株は殘しけり　金泉　尚圓
大いなる門開けてあり春の壺　三池　水月
破れ壁の隙間にもあり初日影　同　久子
湖の上に舞ひゆく落葉かな　同　思靜子
初日大きく昇る海邊の巖かな　同　高子
寒く來て圍爐裡にドカと座しにけり　馬山　華月
金屏の蔭や小さき嫁が君　同　
牛の鳴く藁家の里や今朝の春　德島　白鷺
藪入や家に老いたる母一人　金泉　安雪
畑隅に圍ひ殘したる根深哉　同　尚圓
松買ひて我家にいそぐ師走かな　三重　五鈴
下萌や土にもなりぬ瓦屑　神戸　靈雪
一人酌む島の酒屋の海鼠哉　岡山　雷峰
冬の月トタンの屋根に光りけり　三池　雲龍
亡き友の事など語る長夜哉　宮城　蘆村
葱切つて庖丁に香殘りけり　金泉　安泉
風切れて飛び去りにけり春の空　三池　雲龍
景品の山と積みあり年の市　三重　五鈴
紋付のふらり〳〵と御慶哉　平壤　旭水
バラソルに柳を分ける女哉　三重　翠月
人形に綿入作る乙女哉　宮城　花白
梅



花と罪と罰

石井德馬

去りし一月二十四日、高松宮殿下が、小菅刑務所御視察の砌、構内第四工場と第五工場を隔つる綾瀬川支流に架した三省橋上に御足を休めさせられ、堤上に並列する老櫻樹の幾十株にお目をとゞめ、「花時には收容者に花見をさせるか」との御下問があり、これに「花見と云つては致させませぬが、工場へ往還の途中、各自に眺めて樂しむことゝ存ぜられます」とお答へ申上げたと聞及んで居る。

抑も櫻は、木花咲耶姫の古へより我が民族に親しみを有ち、來る年も、來る春も、「花と云ふ櫻をながめ日は暮れぬ」と白雄の吟にある如く、觀ざるなく、謳歌せざるなく、而て「何事ぞ花見る人の長刀」去來の句の通り實に大衆的、民衆的の花である。花に醉うて喧嘩する者はあるけれども、これは花の罪ではない、花が開き花が散るを眺めて腹を立てる男もない。又泣く女もない。唯花に逢ふ毎に涙を誘ふものは軍書に悲しき吉野山の類ひ以外にない。時に落花無情悲壯の嘆はあるとも櫻は畢竟笑ひの花である。千本の松一本の櫻かな、櫻なくては日の本は暗闇である。さればこの花が刑務所の中に爛漫と咲き盛るとき、接すればその心はなごやかに、邪念は消え徒らに塀の高きを嘲るであらう。收容者の敎化上、情致の涵養に稗益することの多大なるを疑はない。

×

江戸芝の田村邸で罪に服した播州赤穗の城主淺野内匠頭長矩は、散りゆく花と諸共に短命に終つたのであるが、その種子は根を下し、芽を吹いて遂に斧を用ゆるも及ばざる幹と成り、花も見事に、その名も高輪泉岳寺に四十七義士の實を結んだ、而てこの櫻の叢林は萬代不易榮ゆるとも枯れはせぬ。

花と刑、これは趣を異にして奇しき物語がある。德川の治世、切支丹宗嚴禁の令が布かれ、この禁を犯して捕へられ、罪せられた者尠くないが、その中に朝妻と呼ぶ賤妓があつて、江戸小石川の俗に山屋敷或は切支丹屋敷と稱へた牢獄に繫がれた。罪定まつて刑につく日は迫つたこの時、朝妻は牢格子の間から窓前の櫻樹を見て牢役人に願つた。「私のお仕置がいつかは存じませぬが、この櫻の花が開くのを待て死に就くことが叶へば、思ひ殘すことは御座ひませぬ」と、牢役人とは云へ木石ではなく、却て人情は普通人以上に有ち合せて居た。朝妻の願を容れ奉行に申告して、お仕置は花の開くを待て執行したのであつた。後、この櫻は朝

妻櫻と呼ばれ、又牢屋敷が取拂はれ、毛利讃岐守政時の別邸になつた折、政時はこの地號に「山莊の碑」を建立し、碑文二百有余字中にこれを誌すこと三十八文字、いま碑は轉々して豊多摩郡野方町大場、日蓮宗蓮華寺内に在る。高さ三尺八寸五分、幅九寸三分、厚さ五寸四分、表面に「山莊之碑」と彫し裏面に文を六行に刻んである。櫻樹の終りは明かでない

罪人の名を冠せた櫻樹は他にもある。その一つは「正雪櫻」であつて東京市牛込區天福町七八に殘存し、薄色の山櫻である。この邊昔、榎町といつて慶安太平記の由井民部正雪の道場があつた。今一つ「佐野櫻」一名「世直し櫻」と唱へる麹町區上二番町大妻女學校の玄關脇にある。大震災の厄に遭つて見事な枝垂れ櫻であつたものが燒失し、今小さな二代目を植繼いで標札が建てられて居る。天明四年三月廿四日の午後、幕政を專斷して私腹を肥やした田沼父子、その伜の方の意知（三八）を、新御番衆、五百石の旗本、佐野善左衞門政言（二八）が刃傷したこの佐野邸址が大妻女學校であつて、「世直し櫻」といふのは、田沼父子の專横ぶりは當時の人心を阻隔して居て、佐野に同情が集まつたからのことである。而て佐野は翌月四日傳馬町の揚屋で、從容として切腹刑を受けた。

俳人丈草の「芳野賦」に、櫻の名目を擧げ、その中に「熊坂」がある。熊坂長範に關係があるかと思ふ。

朝妻は刑死であるが、花と死と結びついたものには、東京府下、池上本門寺の「會式櫻」は日蓮上人入滅時に初めて咲いたものであり、また伊豫國道後弓削院の「十六日櫻」は當院老僧の臨終に開いた、時は正月であつたといふ。刑罰を離れたこれに類する話は諸國の傳說の櫻には數多く發見されよう。

×

川柳に「文道にくらく櫻へ手をのばし」とあるが、花盜人は天下御免の歷史がある。それは歌人藤原定家卿が或る時、禁延の櫻を一枝失敬したが後に、この罪科は風流心があつて犯したのであるに依て盜人にして盜人に非ずとの判例が下されて、花盜人はこの時よりして罪科に該當せないことになつて居る。されば俳人などは鐵面皮で堂々とこれを多くものして居る。

船よせて櫻盜むや月夜影　太祇

傳られるともよき花を盜みなん　傳房

山の月花盜人を照し給ふ　一茶

塀越の枝垂櫻を盜みけり　白鬼光

齒愚佛子花を盜む臘月夜の檢事哉　紅葉

しかも一つこの反對に花の制札の文獻がある。

此花江南所務也、一枝於二折盜之輩一者、任二天永紅葉之例一、伐二一枝一者可レ剪二一指一者也

壽永三年二月　日　源　義經

兵庫名所記に、この制札は須磨寺の若木櫻に對するものとして居る。また或者は、弘安禮節に、難波の別當源判官殿へ花の制札を申し請ふとそれを辨慶に命ぜられた、辨慶は筆を採つて、江南梅花折一枝者可處嚴科者也と書いた。義經御覽あつて、花を折る者は心なくては（風流心）折らず、それはあまりに無骨である

とて、折一枝可切一指者也と訂正したらある。で元來梅の御札が須磨寺へ轉じて櫻の御札になつたといふのである。淨瑠璃の一谷嫩軍記熊谷陣屋の臺詞は梅になつて居る。要するに問題はこの花にあつてとにかくも花の御札としては有名な文章である。

×

戲曲の上に櫻を扱つたものを拾ふと、第一に彌生興行になくてならぬ「吉野山道行の場」清元なれば「道行初音旅」であつて婉麗なる所作事である。政爭に破れた源義經は落人の身となつて吉野に入る。その後を靜御前と忠信に化けた源九郎狐が逐うて行く。その父あとを早見の藤太が捕人多勢を召具して馳向ふといつた場面である。このとき櫻は背景に過ぎない、が思へば非運の義經を飾る最後の弔ひ花のやうである。

「源平盛衰記布引瀧」の小櫻責め、これは小櫻といふ少女の名文で場面は三人上戸が登場して紅葉を折り焚く、その罪を「林間に酒を暖めて紅葉を焚く」の故事を引例して赦される。紅葉の背景に少女の小櫻が主役をつとめる。

河竹默阿彌作、天衣紛上野初花（くもにまがふうへののはつはな）これは藝題丈であるが、河内山と直侍の惡事が描かれ、上野輪王寺宮樣の名を詐欺する場面が命どころ。結句は河内山宗俊が度胸を据え「奉行へ下知が廻つたらもうそれまでと覺悟して、上の仕置を受けるがいいさもない時は善惡の道が立たず第一に邪正を照らす天道が誠の人に濟まねえ譯だ」と直次郎の高飛を押へ、二人が天命を覺悟する、男らしい、櫻の散際に似たところを見せる。

花雲佐倉曙は、佐倉義民傳であつて、騷動の本據佐倉領の語音から來た名前に過ぎぬが、筋は農民の義心を主として宗吾靈廟の花やかな祭典で終を告げる。

竹紫梅松作、「高尾丸」は隅田川の花見船を舞臺として、奥州の太守伊達賴傳の放蕩三昧が、遂に有名の高尾斬になる段である。

菅原傳授手習鑑の櫻丸は、梅に押され松に隱れて夭折し、これは余りにあつけない。

「清水清玄」は活きた花に迷ふ人間のあさましさ、意馬心猿の狂態を店卸ししたやうな演劇であつて、その座室は櫻姫對清玄の終焉場とて花嵐も殊に執拗である。隅田川花の御所染、櫻姫東文章、懸衣雁金染、浮世清玄廓の夜櫻何れも同じ取材である。

「娘道成寺」は前と反對に男に對する女の執念を出したものである。物語は櫻と關係はないが、物語の女の怨靈が憑いた鐘の供養を花に結付けたところから生れたもので、殿御〳〵の氣が知れぬ、氣が知れぬ、恨み〳〵てかこち泣き露を含みし櫻花といつた文句がある。

「黑手組助六」は戀と劍の走馬燈とも云ふべく、男の中の男、花川戸助六の活舞臺であり、夜櫻の場面は殊にうつくしい。孝子の仇討で幕を閉ぢる。

清元「彌生の花淺草祭」は「彌生中ばの花の雲、鐘は上野か淺草の、利生は深き宮戸川」から始まり、善玉惡玉が現はれそれが法の奇特で消えて行く。

以上何れも櫻を借りて背景とし詞を夫々に裁いたものである。

許六の百花譜に曰く、櫻は全盛の傾城なり、天晴當風に打こみたる風俗、行末明日のたくはへの一點もなき花なりと又、民諺に「梅にや惚れても櫻にや惚れな、同じ花でも散りやすい」と。遊ぶには罪作りな花である。心して櫻に對すべきである。

第二十一回刑務官練習所卒業式辭

渡邊司法大臣臨場して祝辭

來賓として牧野大審院長祝辭

春うらゝかな三月十二日！　第二十一回刑務官練習所卒業式は、此日午前十一時から樓上大講堂に於て擧げられた。半歲の間行刑に直接、間接關係ある基礎的學問の全般を修めることに身をしばられた卒業生は、この日だけは晴れやかな面持を禮服に輝かしつつ午前十時ごろからつめかけてゐた。

まづ定刻一同着席するや、總裁たる渡邊司法大臣は松井練習所長の案內によつて御臨場あり、來賓として牧野大審院長、小山檢事總長、三木東京控訴院檢事長、林、宮城兩大審院檢事、小原司法次官、泉二刑事局長、田中東京地方裁判所長、岡部、森山、正木各司法書記官、芥川衛生官、秋山東京區裁判所檢事、吉田（小菅）椎名（豐多摩）根本（市谷）佐藤（巢鴨）の四刑務所長、香川輔成會理事、講師その他合せて四十名、にぎやかに臨席された。

式は住江本會理事の告式の辭につゐで松井會長より卒業生總代浦口市之進君に五十八名の卒業證書一括授與に始まり、成績優等の浦口市之進（名古屋）松本貞男（市谷）先本恒輔（木浦）の三君に賞品授與、眞田常雄（光州）三井滿治（西大門）文致善（新義州）在木武喜（大阪北區支）今里末作（長崎）橫山和義（小菅）の諸君に賞狀の授與あり、かくて松井行刑局長は練習所長として約一時間半に亙る訓辭を述べられ、次で渡邊司法大臣の祝辭、來賓總代として牧野大審院長の祝辭あり、卒業生總代として、浦口君の答辭を以て盛大裡に式を終り、一同司法省表玄關に於て記念撮影をした。時に午后一時半。

惟ふにわが刑務官練習所が、時を繰ること二十一星霜、しかも千名に餘る卒業生を出して行刑界に少なからざる貢獻をなしてゐることは內外共にこれを認めてゐるところである。顧みれば昨年九月開講以來、三十五科目について六百二十一時間の講義を爲した講師は五十名に及び、その間或は刑務所、新聞社或は行刑

に直接間接關係あるところを見學すること二十八ケ所の多きに達したのである。しかるに五十八名の練習生が全部打揃つて卒業し、その成績の如きは從來にない好成績であつたのである。すなはち從來の最低平均點は六十點そこ〳〵であつたのが、今回は六十五點平均が最低のもので、殊に優良者と然らざる者との開きも小さかつたのである。これ全く刑務官の素質が年々歳々ます〳〵改善進歩しつつあるものに外ならぬであらう。ちなみに卒業生の氏名は次の如くである。（Y生記）

卒業生（順不同）

小菅　中克己
同　横山和義
市谷　松本貞男
豊多摩　田上義人
同　西田直
巣鴨　服部忠藏
横濱　山上厚武
同　阿部源三郎
千葉　清水鵬太郎
前橋（浦和支）　蔭島和吉
静岡　山口重幸
京都　市川鴻章
大阪（北區支）　在木武喜
奈良　關山正右衛門
德島　倉淵安市
名古屋　浦口市之進
同　大矢竹三郎
同　戸倉一夫
同　日山環
同　岡田榮
同　下田武夫
松江（鳥取支）　松尾秀雄
長崎（浦上支）　高島鹿一
同　高橋繁太
長崎　今里末作
同　中野眞一
福岡　有馬奈翁嗣
同　内野義隆
同（小倉支）　牟田作一
熊本（佐賀支）　宮崎田方義尚
宮城　照井明治郎
青森　小泉正一
同　中村力藏
札幌（旭川支）　村田耕作
同（樺太支）　江口孚
函館（汐見支）　藤田甚太郎
網走　森川照雄
釧路（帶廣支）　今井澄
小田原少年　小林捷造
川越少年　柳澤利喜平
岩國少年　森田增嘉
久留米少年　岩橋鶴吉
西大門　三井滿吉
同　村本岩松
西大門　日淺嘉見
平壤　井澁美

新義州　文致善
大邱　平賀一郎
木浦　先本恒輔
光州　眞田常雄
台北　高橋肇
台南　嵐梅太
新竹少年　淺野靜一

渡邊司法大臣祝辭

茲ニ第二十一回刑務官練習所卒業式ヲ擧行スルニ際シ一言祝意ヲ表スルハ私ノ深ク欣幸トスル所デアリマス

惟フニ立法ノ目的ハ犯罪ヲ未然ニ禁遏シ非違ヲ無形ニ匡正スルニ在リマス故ニ古ノ聖王ハ刑ハ刑ナキヲ期スト云ヒ其ノ効用ヲ述ベテハ禮樂刑政其ノ極一ナリトモ申サレテアリマス然レバ一旦法網ニ觸レタル者ニ對シテハ務メテ天賦ノ良能ヲ誘發シテ改過遷善ノ實ヲ擧ゲシメ釋放後ハ直ニ良民ニ復歸シテ再ビ刑辟ヲ犯スコトナカラシメ賴リテ以テ國家社會ノ公安ヲ維持スルノ力行刑制度ノ本旨デアラネバナリマセヌ然ルニ此ノ本旨ヲ遂行スルハ言フニ易クシテ行フニ難ク特ニ晩近ノ如キ思想ノ惡化セル時代ニ於テハ最モ其ノ困難ヲ感ズルノデアリマス若シ此ノ本旨ヲ遂行シテ敎化ノ功ヲ奏スル能ハザル時ハ行刑ノ意義ヲ失フニ至ルノデアリマスカラ其ノ事業ニ從事スル刑務官ノ職責ガ國政上如何ニ重大デアルカト云フコトモ亦自カラ明瞭デアリマセウ是レ當局ガ屢々行刑施設ヲ改善スルト同時ニ練習所ヲ開設シテ年々優良ナル刑務官ノ養成ニ努力スル所以デアリマス

抑モ刑務官ニ必要トスル所ハ廉潔身ヲ持シ恪勤事ニ當リ正義ニ由リテ紀律ヲ正シ情實ヲ以テ法規ヲ枉ゲズ而モ從來ノ如ク刑罰ヲ以ラ單ナル應報ト爲スコトナク更ニ刑事政策ノ見地ヨリ着眼シテ之ヲ道義的ニ敎化シ誠心誠意ヲ以テ其ノ良心ヲ助長セシムル德性ト智能トヲ具備スル點ニ在ルノデ刑務官ニシテ若シ此ノ資格ヲ缺ク時ハ幾多ノ施設幾多ノ法規モ遂ニ其ノ運用ヲ誤リ世人ヲシテ忽チ行刑ニ對スル疑惑ヲ抱カシメ延キテ立法ノ本旨ヲ阻害スルニ至ルノデアリマス是ニ由ルテ之ヲ觀レバ刑務官ノ任務ハ頗ル重大デアリマシテ其ノ適材ナルト否トニヨリテ直ニ國政ノ消長ニ大關係ヲ及ボスベキハ啻々ヲ待タザル所デアリマス

諸君ハ全國幾多ノ刑務所ヨリ選拔セラレ遠キハ京城平壤新義州臺北臺南新築等ヨリ來リテ本所ノ練習ヲ受ケラレタルモノ孰レモ看守部長看守等ノ現職ヲ有シ多年實際ノ事務ニ執掌セラレタル方々デアリマスカラ必ズヤ高尙ナル品性ヲ以テ常ニ收容者ニ接シ其ノ敎化ニ就テハ優良ナル成績ヲ擧ゲラレツヽアツタコトヽ信ズ

ルノデアリマス然ルニ今又所長以下各講師ノ熱誠ナル指導ノ下ニ半歳ニ亘リテ規定ノ學科ヲ習了シ考査ヲ經テ玆ニ卒業証書ヲ授與セラルヽニ至ツタノデアリマス即チ諸君ハ其ノ職務ニ關ル基礎科目補助科目ハ勿論行刑實務教養訓練實習等ニ就テ日進月歩ノ新智識ヲ得ラレタ譯デアリマス是ヨリ各其ノ任地ニ歸リ之ヲ實地ニ應用シテ從來ニ比シ更ニ能ク刑務官ノ眞面目ヲ發揮シ收容者ニ對シテハ恩威並ビ行フト共ニ一般世人ニ對シテハ行刑ノ威信ヲ示シ以テ立法ノ本旨ヲ貫徹スベク國家ニ貢献セラルベキコトハ亦私ノ確ク信ジテ疑ハザル所デアリマス國家ガ諸君ニ期待スル所モ全ク此ノ一點ニ在ルノデアリマスカラ諸君ノ卒業ヲ祝スルト同時ニ切ニ此ノ意ヲ體セラレンコトヲ希望スル次第デアリマス

昭和五年三月十二日

司法大臣子爵　渡邊千冬

答辭

技ニ第廿一回刑務官練習所卒業証書授與式擧行ニ方リ閣下並ニ諸賢ノ光臨ヲ忝フシ生等ノ前途ニ對シ慈父悲母ノソレニモ增シテ懇篤ナル御訓諭ト祝福激勵ノ至言トヲ戴キマシタコトハ生等ノ無上ノ光榮トスル所デアリマス顧ミマスレバ昨年九月上旬諸賢ノ推挽ニ依ツテ練習所ニ入リ爾來半歳ノ長キニ亙ツテ練習所長閣下並ニ諸先生ヨリ行刑事務ニ携ハル者ノ必須科目ニ就テ新智識ヲ普ク授ケラレ且ツ實地見學トシテ附近刑務所ハ素ヨリ特殊少年刑務所其他各關係諸機關ノ實況ヲ見學セシメラレ各專門的指導ヲ受ケル上ニ新知識獲得ニ大ナル收穫ヲ得タノデアリマス識者ハ謂ヒマス「行刑ノ進歩發展ハ施設ニ非ズ將制度ニ非ズ只其運用ノ局ニ當ル刑務官ニアリ」ト寔ニ當ヲ得タ至言デアルト存ジマス生等ノ責務ハ移リ行ク行刑思潮ノ流ニ掉シテ奮闘又奮闘努力又努力研學又研學以テ德器ヲ成就シ行刑事業ノ開展樹立ニ裨補セネバナラヌト思ヒマス斯クアリテコソ一ハ練習所長閣下並ニ諸先生ノ日頃ノ眷顧ニ報ヒ奉ルト共ニ練習開設ノ主旨ニモ適ヒ一ハ國恩ニ感泣スル一臣民トシテノ義務デハナイデセウカ今ヤ學業ヲ終ヘテ實踐ノ任務ニ就コウトスル生等ハ其責任ヲ全フスルヲ得ルヤ否ヤヲ憂フルノデアリマスカラ只管日頃ノ御訓陶ヲ遵奉シテ渾身ノ誠意ト能フ限リノ努力トニヨツテ此ノ任務ヲ貫カンコトヲ期シマス卒業生一同ニ代リ聊カ燕辭ヲ陳ベテ答辭ト致シマス

昭和五年三月十二日

第廿一回刑務官練習所卒業生總代

名古屋刑務所看守　浦口市之進

孵化する頃

浦口潮風

毎年練習生受驗記を出してゐるので今年はどうかと探りを入れて見たが、どうもそれらしい氣配が見えぬので斯くては第廿一回生の名折れになると、くだらぬ處へ力こぶを入れて迷文を羅列する。

「六ケ月間の總決算」とは曆代練習生の常用語ではあるが是より他に適當の言葉は見當らぬ。その決算をなす日が來た。逆上つて記憶を辿ると冬期休暇終つてからは一同緊張の度を加へ一月下旬、二月上旬……中旬と日を追うて白熱化し試驗三四日前は其のクライマックスに達した。夜十一時、十二時は何のその、一時！　二時！　三時！　徹夜等も稀しくはない。勉強家番附に入らない私等から考へると、よくもあんなに躰が續くものかと恐嘆する。

運命の定まる日が來た！

數日續いた雨降りで頭が重い。

三月四日午前八時半、もう此處まで來ると度胸が据る。試驗場で一同を見渡して見る。その三分の二は寢不足らしい顏。內心ビク〳〵表面泰然をよそふ顏。凝面神經を譯もなくピリ〳〵させて居るらしい顏、どれもこれも平常の元氣は何處へやら皆他所行きの顏ばかり。

正九時、無關心に振る小使さんの鈴は五十八名に取つては命が縮み上る地獄からの呼鈴の樣な氣がする。出題講師によつて嚴封封印された試驗問題入狀袋は大野書記殿の鮮やかな手付きで破られる。

會計法　岡部先生　（一時間）

一、過年度支出ヲ說明スベシ

二、左記四問ノ內二問ヲ選ビ答ヘヨ

イ、年度讓渡

ロ、事後調定

ハ、現金出納官吏ノ種類

ニ、出納官ト命令官吏トノ差異

鬼が出るか、蛇が出るか乃至は佛が出るか心臟の皷動あわたゞしき五十八名の前に展開されたは右の問題であつた。「占め〳〵」「困つた」「宜しい」「しまつた」等も口へ出せない。只各自各樣の思を胸に秘めてペンを走らすのであつた。その人人の內心こそ、よもやお釋迦樣でも御存知あるまい。私個人としては此の問題は有がたかつた。その有がたいと思ふ心は不知不識ペンを運ばせてくれたのでスタートを逸早く突破した事は自己採點で間違

ひのない所。

刑法總論　木村先生　（二時間）

一、罪刑法定主義トハ何ゾヤ

二、著手ノ概念ヲ明ニセヨ

刑法各論　正木先生

一、單純逃走罪

二、殺人ノ罪

刑法總論は練習生の大多數は刑法第三十八條を中央値と定め附近一帶に網を張り共犯に至り順次他へ及ぼして研究してゐた者が多かつたのでその意外な問題に目を白黒させなかつた人が幾人あるかを疑ふ、私に卒直に言はしむれば餘り安過ぎて却つて敗比した人が多かろうと目測する。勿論私もその一人。

午後には筆記試験の大難關たる刑事訴訟法が控へてゐるので晝食がまづい事〳〵。御飯の胃袋への到着通知をも待たで早や筆記帳抱へて表へ飛出した熱心家もある。

刑事訴訟法　森山先生　（二時間）

甲ノ妻乙第一審ニ於テ懲役三年ノ言渡ヲ受ケ右ノ判決ニ對シテ控訴ヲ爲シタリ

右、事案ニ付キ

イ、夫ノ所在不明ナル場合ニハ乙ハ單獨ニテ上訴ノ取下ヲ爲スコトヲ得ルヤ

ロ、檢事附帶控訴アリ徵役四年言渡シアリタル場合ニハ未決勾留日數ヲ通算スルコトヲ要スルヤ

ハ、判決確定後、夫ヨリ離婚ノ訴ヲ提起サレタル場合ニハ臨時出所ヲ許シ得ルヤ

右理由ヲ附シ解答スベシ

刑事訴訟法　秋山先生

一、管轄ノ競合ニ付キ說明スベシ

二、左記用語ニ付說明スベシ

(1) 回避　(2) 捜索　(3) 宣誓

(4) 自首　(5) 不起訴處分

森山先生の出題には感心してしまつた。餘り感心し過ぎて頭がボンヤリして來た。是ではならぬ、感心した成行上、是が非でも相當の成績を得たいと極力努めた。秋山先生の出題には面喰つた者が驚く勿五十八名。刑事訴訟法の大家を以て自ら任じてゐる自稱天才君の顏を失敬だが親つて見るに全く閉口頓首したらしい。是だから試驗は面白いのだ。試驗地獄だ等といふは嘘だ。試驗極樂と改名すべきだ。從つて此の問題では豫想以上の番狂せがあつたものと推定する。

明て三月五日、やつはり雨天で滅入る様な陰氣くさい朝、芳しからぬ頭は餘計に鈍る。でも二日目とくれば初日の様に落付かぬ事はない。

行刑法　正木先生　（二時間）

刑務官ハ何故身ヲツヽシマネベナラヌカ

行刑法　芥川先生

一、收容者ノ糧食ニ付キ論ズベシ

二、收容者ノ健康診査ヲ行フベキ理由ヲ述ベ且ツ之ヲ行フベキ場合ヲ列擧セヨ

最初の問題は恰も修身科の試驗を受けてゐるやうに皆が緊張して咳一つする者もない。

午後一時から筆記試驗の大團圓を告ぐる問題にとりかゝる。

行刑法　岡部先生　（二時間）

行刑思潮ノ變遷ヨリ觀テ雜居制及獨居制ノ將來ヲトス

行刑法　森山先生

一、作業科程ヲ定ムル利弊ニ付キ論ズベシ

二、作業賞與金剝奪ニ付キ論ズベシ

（以上ノ內一問撰擇）

岡部先生の大問題、大きい事は地球に優り深い事は千仞の谷に比すべき好問題。「將來ヲトス」……に至つては「私等を易者と見るのですか」と受驗者の一人が小聲で言つた者があるとか、無いとか、私此處で證明すべき限りでない。

筆記試驗は終つた。殘るは口述試驗だけ、とにかく本年卒業生は途中一名の落伍者もなく無事入所當時の五十八名が卵の殼を破つて今や任地に巢立ちせんとしてゐる。

半歲の間慈父の如く溫情溢るゝ御訓誨を受けた講師諸先生並に慈母のそれにも增して御面倒をかけた刑務協會住江理事殿外係員御一同の御多祥を祈りつゝ稿を結ぶ。

（五・三・五記）

花島本會小使死去

刑務協會小使花島酉松氏は腎臟病に罹り入院加療中のところ、藥石効無く去る三月七日遂に死去した。享年七十一歲、氏は明治四十四年五月より本會小使として雇はれ爾來今日まで二十一年間骨身を措しまず本會のため忠實に働らいて來たのであつた。したがつて氏の死去は各方面から非常に哀惜の念を捧げられ、九日の葬儀の如きも會長以下各知名の士が參列せられ非常なる盛大さであつた。これ全く氏の生前に於ける德の致すところである。こゝに氏の生前の勞を謝し永へに靈を弔はん。

保健技師、教誨師及作業技手講習

刑務官練習所に於て、今回保健技師、教誨師及び作業技手の講習を開始することに決定した。講習期間は

保健技手　三月三十日より向ふ五週間

教誨師及び作業技手　四月五日より向ふ四週間とし、

講習者の氏名は左の如くである。

保健技師　成田德太郎（市谷）安達政信（巢鴨）入澤都三郎（水戸）三井文夫（宇都宮）桂榮三郎（前橋）靜間省三（京都）阪本貞俊（大阪）西野雅市（德島）井上吉四郎（長崎）田中晉吉（沖繩）平野武一（秋田）丸山郁雄（札幌）松田茂（網走）酒井代三男（小田原）岡本主計（岩國）計十六名

教誨師　杉川洞觀（千葉）岡本敬之（大阪）栗眞峻（三重）教山祐馨（長崎）藤岡哲才（宮崎）井上謙敬（宮城）吉田教靈（姫路）柳原教貫（久留米）行友貫量（京都）帆足琢磨（岡山）吉藤賢英（松江）計十一名

作業技手　柴山重俊（小菅）大河內恭三郎（同）吉田武男（同）五島林太郎（豊多摩）大竹繁太郎（同）五十嵐正勝（横濱）牛島牧造（大阪）高原廣（神戸）加藤金太郎（名古屋）櫻井繁香（金澤）青柳興市（福岡）村山芳郎（宮城）横山義平（札幌）林英太郎（川越）生田義淳（岩國）計十五名



第二十一回刑務官練習所終了記

去る昭和四年九月十日より六ケ月間の豫定を以て開始された、第廿一回刑務官練習所は、三月四日・五日筆記試驗、同七日より口述試驗を施行して三月十二日を以て卒業式を擧行し終了したことは別項の如くである。

本年の卒業生は五拾八名（內地四十七名內五名女看守、朝鮮八名、臺灣三名）であるが、練習所授業科目及担任講師並に見學せし個所等は次の通りである。

◆第廿一回刑務官練習所授業一覽

科目	擔任講師
行刑法（總則、收容、拘禁、戒護、領置）	司法書記官　岡部常
行刑法（作業、賞罰）	同　森山武市郎
行刑法（教誨、教育、接見、信書、釋放）	同　正木亮
行刑法（衛生、醫療、給養、死亡）	同衛生官　芥川信
刑事政策	同行刑局長　松井和義
刑法總論	前九州帝大教授　木村龜二
刑法各論	司法書記官　正木亮
刑事訴訟法（第一編及第二編三章迄）	東京地方檢事　秋山要
刑事訴訟法（第二編四章以下）	司法書記官　森山武一郎
法學概論（私法）	同　齋藤直一
法學概論（公法）	東京地方判事　垂水克己
會計法	司法書記官　岡部常
陪審法、選舉法	東京控訴院檢事　岩村通世
少年法、矯正院法	司法省保護課長　大原昇
治安維持法、思想問題	司法書記官　池田克
工場法、工場管理、能率增進	煙草專賣局製造課長　神田孝一
社會教育及成人教育	帝國大學教授　春山作樹
低能兒教育	同助教授　青木誠四郎
犯罪心理	石井俊瑞
犯罪社會學	中井學院長　勝水淳行
倫理學概論	日大教授　佐々木英夫
保護概論	大審院檢事　宮城長五郎
釋放者保護	輔成會理事　香川又二郎
社會政策	帝大助教授　戶田貞三
適性檢查	吉益脩夫
行刑實務（教化）	刑務所長　吉田律
（階級處遇法）	同　推名通藏
（被告人處遇法及職制）	同　根本仙三郎
教養訓練（修養）	東洋大學講師　加藤咄堂
（訓育）	同　常務理事　住江敬義
（操練）	同　中學校教師　水谷嘉市
（劍道）	同　市谷刑務所教師　白土留彥
（柔道）	同　伊藤四男
實習（刑務ニ就テ）	同　事務囑託　和田岩雄
（統計ニ就テ）	同　司法屬　泉英斌
（經理一般）	同　大原虎夫

刑政第43巻第4号
矯正図書館

同　（作業契約ニ就テ）　鍵山俊治
同　（豫算ニ就テ）　松岡民五郎
同　（營繕ニ就テ）　永原萬吉
同　（指紋ニ就テ）　仁科正次
同　（作文ニ就テ）　主事　赤田眞了

科外

警察行政　法學博士　松井茂
刑事訴訟　司法省技師　濱野三郎
財政講話　文部省囑託　橋田丑吾
國民經濟　帝大教授　河津暹
救貧問題　東京市社會局囑託　草間八十雄
科外講話　小山松吉
同　泉二新熊
同　牧野英一
同　太田正孝

◆刑務官練習所見學

一、多摩御陵參拜並八王子少年刑務所、多摩少年院
一、明治神宮參拜並歩兵三聯隊
一、國立感化院（武藏野學院）
一、小菅刑務所
一、川越少年刑務所
一、所澤飛行學校
一、市谷刑務所及商全會（保護會）

叙任辭令

一、千葉刑務所
一、豊多摩刑務所及浴風園
一、小田原少年刑務所、谷津保護會
一、東京衛戍刑務所、二葉保育園
一、東神倉庫
一、巢鴨刑務所、自立會（保護會）
一、三省堂書店蒲田工場、松竹蒲田撮影所、
一、横須賀軍港（工廠及軍艦）
一、煙草專賣局淺草工場
一、東京日日新聞社及東京朝日新聞社
一、千住製絨所

以上　二十八ヶ所

任典獄　宮崎刑務所長　四等三級　堀田實寛（濱松區檢事局檢事）
從六　看守長　田中岩藏（神戸地方裁判所）
橘通支所勤務　同　遠藤勝三郎（同）
同　同　村岡喜久（橘通支所）
神戸本所勤務　同　伊藤二三郎（同）

事實物語

天保

江州百姓一揆

本篇は、いま問題になつてゐる藤森成吉氏の「蜂起」（二月本郷座上演）の題材で、「の中の句」は同氏の原作によつたのも、主として、史實的に取扱ひました。尚、木村靖二氏著、日本農民爭闘史並小野武夫博士百姓一揆論叢に及ぶところが多くあります。

時代は距りてゐますけれど、その本質的なものには刑政上、或る接觸點がある樣であります。

（A生記）

天保十二年十一月であつた。

◇

突然京都の奉行所から、江州琵琶湖附近及び仁保川、野洲川知内川等の庄屋へ召喚狀が發せられたので、直に各庄屋は上京し出頭すると、湖水緣り、川々筋各村地先の空地、又は提外洲寄地等の新開地を見分するからその用意をしておけ、ことに今度は御公儀からの直接の御命令であるから、この前の樣に愁訴歎願する樣なふるまいは決して相成らぬといふ嚴しい口達である。

各庄屋達は、文政年間に、大久保今助が見地に來て、苛稅を賦課し、今濵村のごときは六百餘石の高から二百六十石を打出したので一村の疲弊は、實に悲慘に陷つた苦い經驗があり、今助の再來かと、身ぶるいをしたがお上のお達しを抗ずるわけにはゆかないから兎に角、請書をかいて夫々村に歸つて來た。

◇

十二月、見分の先觸れが仁保川筋に來た。驚いたのはそこの村民である。安藝川が、野洲川が先に著手されるとのみ思ひ込んでゐたのに、いちばん初めの見地と來た。

さア俄に風呂や雪隱を新築するやら、壁の上塗をするやら疊の表換へ、天井のない庄屋の家では俄に天井をはる。砂盛敷地もせねばならぬ。その混雜は、言語に絶した。

十二月中旬、幕府勘定方市野茂三郎は、部下四十人をつれて野洲郡野村に到着した。

壁がかはいてゐないのにかこつけて文句を言つたり、砂の敷方がそんざいと言つては、因緣をつけたり、實に苛酷な處置をとると共に、賄賂を出さねばならぬ樣な振舞をした。而て、三寶をもたせ來らせ、御朱印御用物皆御大切な荷物であるからとて、焚火を禁止した。針の莚に坐する思ひをして村民は、寒氣と威壓にふるへた。

いよ〳〵田地の丈量となつた。

處が間竿と言ふのは、十一尺六寸の長さの竿に十二尺二分の目盛がしてあるのである。

のみならず、市野は、新開の地のみに止まらず高地の本田まで測量するに至つたので、初め歎願哀訴を領民に禁じた江州の諸藩も、密に使を江戸に派遣し、領民の窮狀を訴へ、檢地の停止せられんことにつめとたが、もと〳〵この檢地は、老中水野越前守忠邦の所爲であるから、聞き入れられよう筈がない。たゞ傍觀するより外はなかつた。

天保十三年九月、檢地は、野洲川筋に移つた。農民等は、庄屋に哀訴を促したが、彼等は奉行の嚴命を論し、その無駄なことをといて戒めたが、三上村庄屋土川平兵衞は、身を賭してこの暴擧を停止させるべく決心した。

一夜同志は、彼の家に集つた。

土川平兵衞	野洲郡三上村庄屋	四十二歳
黄瀨文吉	甲賀郡柚中村庄屋	五十七歳
田島治兵衞	甲賀郡市原村庄屋	六十歳

◇

三人協議の場面である。

治兵衞「全く意久地がねえ、庄屋ッて、一体何の役だと思つてるんだ。百姓仲間の總代役だらうが、そいつが百姓一統の苦痛ッて云ふ場合に、やれお上の命令だから仕方ねえ、京都町奉行の云ひつけだから背くわけにはゆかねえ、泣く子と地頭にやア勝たれねえ、だけですましてゐられるか。總代にされるなら、こんな時こそ百姓衆の爲めに働かねえでどうするんだ？　默つてお上や市野のやるとほりに任せてゐる總代なら百姓の總代でなくてお上の總代だ、怨んでゐる市野達と同じ仲間よ」

平兵衞「その通りだ、實際俺達の敵の庄屋もゐるんだ。百姓衆に高利を貸したり商買したりしてゐる仲間は立派な敵の同類だ」

文吉「ちげえねえ」

平兵衞「ついちやア治兵衞さん、おれ達が立つについて腹藏ねえ意見を聞かせて貰ひてえ」

治兵衞「平兵衞さん、駄目だ、おれの意見よりおめえだ。おめえは口數ア寡えでしつかりして、今迄もいろんな事で御奉行へかけ合つて、百姓衆から深く信用されてる人だ、おめえからまづ意見を吐いて貰ひてえなア文吉さん」

文吉もそれに賛成する。

平兵衞の意見はざアとかうである。

今度は死ぬ覺悟でやつゝけるより仕方がない。たとへ庄屋衆がみんな一致しなくても檄を四方にとばし、大いに同志を募り百姓衆と心を合せたら、きつと追拂ふことが出來る。無論さうすりや發頭人はふんじばられるが、それこそ益々もつてこいだ。取調べや裁判のとき、あべこべに奴等のやり口をあばきたてゝ、これからのち二度と無茶が出來ない樣にしてやる。それからおれ達は刑場で死ぬ。と云ふのである。

しかし治兵衞は、心持は同じだが、きつと成功する戰術でない。市野だけは、追つ拂へるかも知れないが、又ちがつた狼か犬がくることがきまつていると云ふ。

文吉も同じ意見である。

「原因は幕府の金が年々減つて苦しくなつてゐるからだ。いくらへつても大名たちからうんと捲きあげることが出來ねえ、大名どもゝ内々商人に首根ツこを押へられてみんな七苦八苦なんだ。商人からはどうかつて云やア、これも散々無理をさせてゐるからそう〳〵フンだくるわけにも行かねえ。となると、それ油と同じに搾るだけ搾れる百姓をやれ、つて事になるんだ」

平兵衞「そりやおれにもわかつてゐる。だが向ふが死物狂ひならこつちもそのつもりでなくちや駄目だ」

治兵衞「だが平兵衞さん對手はつぶれかゝつてゐても幕府だ。そいつを向ふに廻して、この琵琶湖の傍の二つ三つの郡の百姓が、反抗したつてまるで鐵の車へ向ふ蠑螈の斧つて奴と同じだ。たかゞ市野位のこつ葉野郎にあれだけ我がまゝ勝手が出來るのも、うしろに幕府を控へてゐるからよ、殊に今飛ぶ鳥さへ落す水野越前守が、直接奴を支持してゐると來てゐる。京都の町奉行でも何でもみんな同じ穴の狐よ。だとすると、こいつアどうして容易な對手ぢやねえ」

つまり、治兵衞の意見は、幕府を倒さない限り、市野は何千人でもくる。死ぬことは、惜くはないが、犬死になることをおそれるといふのである。

◇

土川平兵衞は、しかし、極力反抗を信じ、その必要を力說する。

自分もそれを思はないではない。が人生の事は、とかく變化が極まりがない。苟も必成の算、必勝の望がなくては、やらないとするならば、仁保川筋のやうにたゞ命に從ふより外はない。事の成否は、これ天である。あの大久保今助のときでも若し死を以て奴を排斥し、幕府に出て奸曲無道なることを陳逃したならば、或は今日の憂もなかつたかもしれないと思ふそれにかれ等のかく暴威を逞くし、誅求に力むるも未だかつて大藩の領地に這らないのはどうか、彦根藩の領地にも入らないのは何故か、その強い力を怖るゝからだ。今我々は縛せられて江府に下り、天下の決斷所において、逐一ことの次第を陳述し刑場の露と消へるのは、聊か國家につくすといふものだと思ふ（義民傳）

「反抗が重なり重なつてこそ、俺達百姓全体が解放されるんだ」

かう熱と力と自信をもつて、言はれると、他の二人も、なるほどだと、反抗を信じた。さうして、肥料値段引下歎願を名義とする相談會を開くことゝなつた。

文吉「わかつた。ぢやこれから、おれ達ア四方八方へ飛ばう。さうして出來るだけ大勢同志をまとめて、出來るだけ早く肥料歎願の會議をひらかう、平兵衛さんおめえその召集狀を出してくれ」

平兵衛「野洲郡栗田郡の召集は、おれが引きうける、だが甲賀郡の方は、丁度治兵衛さんが取締役年番だし、是非治兵衛さんから出して貰ひてえ、三郡の庄屋を一箇所へ集める事ア、とても出來ねえから、會議も二箇所で、同じ日にひらかう」

かくて天保十三年九月廿六日、甲賀郡は水口の宿屋萬屋傳兵衛丸屋金兵衛の兩家を會場とし、野洲栗田の兩郡は、戸田村立光寺に於て庄屋會議を開催することになつた。

處が庄屋の中には、幕府の見地を奇貨として之に和し、人民の膏血をしぼらうとたくらむものもあるし、幕吏をおそれて病と稱しこないものもあるし、結局、怨に燃へる先衝的な分子が五百余名集つた。鬪志が燃へてゐるだけ、言論は區々である。憤怒慷慨の氣は、宅の内外を震動させたと記されてゐる。檢地中止をさせる方法論に、樣々な意見が續出したのである。奉行への歎願說も出た、直訴說も出た。だが、だん〳〵討議してゆくとみんなそれはいまの場合、有功なる方法ではなかつた。また市野を一息にやつゝけるといふ過激な說もあつたが、田島治兵衛の提案を協議した結果、遂に、甲賀の農民は、横田川原、野洲、栗田の兩郡の勢ば、野洲河原に集め、土川平兵衛、田島治兵衛等の首謀者は、死を以て市野に愁訴し、他の庄屋は、血氣にはやるものゝ暴擧の取締にあたり、歎願がいれられない節は、旅館におしよせて、臨機の處置をする。といふことに大体まとまつた。

一方野洲郡の立光寺に於ける會議も首謀者の初めの意志の如く、はこんで散會した。

◇

十月六日、市野は、仁保川筋の檢地を終へて小篠原に移つた。そこで、想像で見地をすると云つたが村民が應ぜぬので、一部の實地の測量をすましたのみで、十一日に三上村に來て庄屋大谷治太郎方を本陣とし、其他六七軒の家に分宿した。

◇

十月十四日夜、甲賀郡矢川神社に、突如として鐘はうちならされ、之に相應じて法螺貝を吹き、幕旗をおしたてた群衆が、鯨波をつくつておしよせて來た。曉には、農民たちで、社頭はうづまり、凄愴の氣がみなぎつてゐる。而て、刻々その人數は增すばかりでなく、これを聞き知つた遠州の農民一万は、はる〴〵と應援に來り、氣勢は頓にあがつた、それに乘じて一群はさきに大久保今助のときも下調役となり今も檢地の下調役となり、百姓をくるしめた庄野久太夫、特兵衛、佐兵衛等を襲ひ、家屋を破壞し器物をこはし、横田川原に赴きこゝで篝火をたいて示威をすると共に、勢ぞろいをし有志は哀訴の手續を協議した。

水口藩では、万一にそなへるために、細野亘正方を將として泉村に屯らしめた。

◇

治兵衛は、あくまで燒打ちや暴行を否定した。暴徒とされることをおそれ、あくまで合法的な手段を選ぶことを主張した。勿論それには、總代達も異論はなかつた。たれだつて百姓の敵である久太夫などをこの際制裁することは當然だし、さうした百姓共の行爲を非難する氣にはなれないけれ共、そのために役人たちに暴壓の上、取靜められ折角の本當の目的を達することが出來ないのをおそれたのである。

◇

さて三上村へ一同がおしよせるか、總代だけがゆくか、食糧問題やいろ〳〵なことから、意見がまとまらない間に、白裝束で身をかためた一老人が群集の前にあらはれ、諸行無常と記した小旗を打ふるひつゝ

「我は此度の發頭人なり、汝等速に我につゞけ」

と、大聲にわめきたてた。

何しろはやりきつてゐる連中だから、みんなワツと喊聲をあげて列をつくり、ツナミの樣におしよせた　それを知つた總代の方では今となつては、どうすることも出來ぬ。

文吉と治兵衛と平治と宗兵衛と彌八の五人は村の百姓衆をつれて近路からさきにゆき、他の總代は、菩提寺村を通つて食糧や軍資金を集めつゝ、野洲川の北岸に沿うて下るといふことになつた。

途中三雲村には數百の大桶に握飯を盛つて一揆軍に與へた。

◇

十月十六日のひるである。三上村の市野の本陣に群集はつめよせた。法螺貝、鐘太鼓、鬨の聲、更に三上村の五ケ寺を初め近村の鐘が乱打される。三上山もために崩れ、野洲川もために裂けんとするの有樣である。（つゞく）

昭和四年十二月中入出監並在監人員 △ハ減

Prison Population during the Month of December, 1929

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者	36,930	4,344	3,781	37,493	36,930	36,411	563	△ 1,082
刑事被告人	4,332	4,247	4,560	4,019	4,332	2,941	313	1,078
労役場留置者	332	580	590	322	332	265	△ 10	57
乳兒	8	1	1	8	8	7	—	1
總計 男	40,867	8,926	8,696	41,097	40,867	38,900	230	2,197
總計 女	735	246	236	745	735	724	△ 10	△ 21
總計 計	41,602	9,172	8,932	41,842	41,602	39,624	240	△ 2,218

備考　内朝鮮人受刑者男1,124人女1人　刑事被告人男124人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名	受刑者	刑事被告人	計
支那 男	76	62	138
露西亞 〃	1	—	1
羅馬尼亞 〃	—	1	1
伊太利 〃	—	1	1
總計 男	77	64	141

昭和四年十二月末日在監者人員表

The Number of the Inmates during the Month of December, 1929

備考　×印ハ被疑者

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			労役場留置者 Prisoners in "Roekijo" (Place of labour in lieu of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	952	—	952	—	—	—	—	—	—	—	—	—	952	—	952
市谷 Ichigaya	92	13	105	× 20 1,035	× 1 17	× 21 1,052	42	—	42	—	—	—	1,189	31	1,220
豊多摩 Toyotama	847	—	847	—	—	—	3	—	3	—	—	—	1,033	—	1,033
巣鴨 Sugamo	1,993	—	1,993	—	—	—		—		—	—	—	1,993	—	1,993
横濱 Yokohama	591	1	592	—	—	—	8	—	8	—	—	—	732	5	737
				133	4	137									
千葉 Chiba	741	—	741	—	—	—	2	—	2	—	—	—	774	1	775
				31	1	32									
水戸 Mito	319	—	319	—	—	—	7	—	7	—	—	—	364	6	370
				38	6	44									
宇都宮 Utsunomiya	352	123	475	—	—	—	5	—	5	—	—	—	363	124	487
				6	1	7									

矯正図書館
刑政第43巻第4号

前橋 Maebashi	1,124	—	1,124	× 8 70	— 2	× 8 72	10	—	10	—	—	—	1,212	2	1,214
静岡 Shizuoka	685	—	685	× 2 59	— —	× 2 59	7	—	7	—	—	—	753	—	753
甲府 Kōfu	424	—	424	× 1 54	— 1	× 1 55	6	—	6	—	—	—	485	1	486
長野 Nagano	596	—	596	— 46	— 2	— 48	5	—	5	—	—	—	647	2	649
新潟 Niigata	366	—	366	× 1 58	— 1	× 1 59	4	—	4	—	—	—	429	1	430
京都 Kyoto	889	129	1,018	— 84	— 1	— 85	5	1	6	1	2	3	979	133	1,112
大阪 Osaka	3,158	2	3,160	× 1 385	— 9	× 1 394	34	2	36	—	—	—	3,578	13	3,591
神戸 Kobe	1,502	1	1,503	× 3 127	× 2 2	× 5 129	23	—	23	—	—	—	1,655	5	1,700
奈良 Nara	671	—	671	× — 13	— —	× — 13	1	—	1	—	—	—	685	—	685
滋賀 Shiga	429	—	429	× 1 24	— —	× 1 24	4	—	4	—	—	—	458	—	458
徳島 Tokushima	409	6	415	× — 12	— 1	× — 13	10	—	10	—	—	—	431	7	438
高松 Takamatsu	737	—	737	2 10	— —	2 10	1	—	1	—	—	—	750	—	750
高知 Kōchi	569	7	576	× 1 64	— —	× 1 64	4	—	4	—	—	—	638	7	645
名古屋 Nagoya	1,782	84	1,866	× 3 185	— 3	× 3 188	9	—	9	2	1	3	1,981	88	2,069
三重 Mie	697	—	697	× 1 32	— —	× 1 32	3	—	3	—	—	—	723	—	723
岐阜 Gifu	587	—	587	— 34	— 1	— 35	3	—	3	—	—	—	624	1	625
金澤 Kanazawa	622	13	635	× 4 72	× 1 —	× 5 74	1	—	1	—	—	—	699	16	715

— 122 —

廣島 Hiroshima	1,074	85	1,159	× 3 115	— 4	× 3 119	5	—	5	1	—	1	1,198	89	1,287
山口 Yamaguchi	568	—	568	— 25	— 1	— 26	1	—	1	—	—	—	594	1	595
岡山 Okayama	883	4	887	× — 39	— 6	× — 45	19	1	20	—	—	—	941	11	952
松江 Matsue	660	—	660	× — 46	— 2	× — 48	—	—	—	—	—	—	706	2	708
松山 Matsuyama	506	—	506	× — 37	× — 3	× — 40	8	—	8	—	—	—	551	3	554
長崎 Nagasaki	614	—	614	× — 91	— 2	× — 93	12	—	12	—	—	—	717	2	719
三池 Miike	1,160	—	1,160	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	1,160	—	1,160
福岡 Fukuoka	1,618	46	1,664	× 8 146	— 3	× 8 149	9	—	9	—	—	—	1,781	49	1,830
大分 Oita	402	—	402	× 1 25	— 1	× 1 26	4	—	4	—	—	—	432	1	433
熊本 Kumamoto	801	—	801	× 1 48	— 2	× 1 50	6	—	6	—	—	—	856	2	858
鹿兒島 Kagoshima	384	24	408	× 4 25	— 1	× 4 26	3	—	3	—	—	—	416	25	441
宮崎 Miya a'i	368	—	368	— 11	— 2	— 13	5	—	5	—	—	—	384	2	386
沖繩 Okinawa	392	12	404	— 6	× 1 —	× 1 6	1	—	1	1	—	1	400	13	413
宮城 Miyagi	614	48	662	× 3 48	— 2	× 3 50	3	—	3	—	—	—	668	50	718
福島 Fukushima	357	—	357	× — 32	— 1	× — 33	7	—	7	—	—	—	396	1	397
山形 Ysmagata	197	—	197	× 2 37	— —	× 2 37	1	—	1	—	—	—	237	—	237
秋田 Akita	356	—	356	— 63	— 6	— 69	2	1	3	—	—	—	421	7	428

— 123 —

矯正図書館
刑政第43巻第4号

青森 Aomori	233	—	233	45	1	46	21	—	21	—	279	1	280
札幌 Sapporo	1,044	35	1,079	×3 120	1	×4 122	13	1	14	—	—	38	1,226
函館 Hakodate	415	1	416	×1 23	—	×1 23	2	—	2	—	—	1	442
網走 Abashiri	529	—	529	4	—	4	1	—	1	—	—	—	534
釧路 Kushiro	242	—	242	10	—	10	3	—	3	—	—	—	255
小田原（少年）Odawara (for juvenil delinquents)	294	—	294	1	—	1							295
川越（同）Kawagoe (ditto)	260	—	260	5	—	5							265
姫路（同）Himeji (ditto)	453	—	453	15	—	15	3	—	3	—	—	—	471
岡崎（同）Okazaki (ditto)	227	—	227	33	—	33							260
岩國（同）Iwakuni (ditto)	271	—	271	1	—	1							272
久留米（同）Kurume (ditto)	367	—	367	×5 14	—	×5 15	1	—	1	—	—	—	387
盛岡（同）Morioka (ditto)	208	—	208	12	—	12	2	—	2	—	—	1	222
北海（同）Hokkai (ditto)	111	—	111	—	—	—							111
八王子（同）Hachioji (ditto)	117	—	117	5	—	5							122
總計 Sum Total	36,859	634	37,493	×79 3,887	×6 97	×85 3,984	817	5	322	5	8	41,097	745	41,842

行刑法令

○獄監法第四十條ノ「治療」ノ範圍

（監獄法第四十條同施行細則）

●齒學的檢查ノ設備充實竝其ノ委託ニ關スル件

（昭和三年十一月 行甲第一九〇二號 行刑局通牒）

保健衛生設備ヲ充實シ診療ノ完全ヲ期ヤンカ爲ニハ醫學的檢查ヲ施行スルコトノ必要ナルト醫學ノ進歩ト共ニ益盛ニシテ多言ヲ要セサル所ナリ然ルニ此ノ醫學的檢查ヲ行フニハ種々ノ設備ト特殊ノ技術ヲ要スル爲從來各所ニ於テ之ヲ利用スル事少ク行刑衛生上ニ於テ遺憾ノ點不セ殊ニ患者ノ診療ニ付之カ利用ヲ怠リタル爲疾病ノ診斷ヲ誤リ或ハ治療日數ヲ遷延勘シムルニ至リタルモノモ往々有之樣認メラレ候得共各所共今俄ニ其ノ設備ヲ充實スルコトハ豫算等ノ關係上困難ノ事情モ有之候ニ付テハ今後其ノ必要アルニ際シ若シ設備不充分ナルトキハ成ルヘク官公私立衛生試驗所等醫學的檢查ヲ施行シ得ル機關ニ委囑シ速ニ其ノ檢查成績ヲ根據トシテ衛生施設ノ充實ト診療ノ完全ヲ期セラレ候樣致度候

○自辨品ノ範圍

（自辨物品取扱規則第三條第一項第二號ノ品目追加）

●未決拘禁者ニ對スル自辨物品取扱規則ニ關スル件

（昭和三年十二月 行丙第二一七二號 行刑局長通牒）

標記ノ件ニ關シ別紙甲號ノ照會ニ對シ乙號ノ通回答致候條右ハ適施行相成差支無之候

（別紙）

甲號（昭和三年十二月 神刑發第二四二九號 神戸刑務所長照會）

刑務所ニ於テ取扱フ自辨物品中湯婆ニ關スル件

刑務所ニ於テ取扱フ自辨物品中湯婆ニ關スル件刑務所內ニ於ケル自辨品ノ販賣又ハ取扱ノ件中湯婆ハ當時留保ニ附セラレ後日御詮議ノコトニ五月八日附行丙第八九八號ヲ以テ御通牒ニ接シ候處目下差入ノ季節ト相成候ニ就テハ右品目ノ增加竝價格及分量ハ五月一日附神刑發第八〇三號上申ノ通湯婆一夜三錢以內但冬季ニ限ルトシ御認可相成候樣御配慮相煩ハシ度候

乙號（昭和三年十二月 行丙第二、一七二號 行刑局長回答）

十二月六日神刑發第二、四二九號ヲ以テ照會相成候標記ノ件右ハ貴見ノ通御取扱相成可然候

○差入物品ノ處理準則

（監獄法施行細則第百四十三條）

●差入物ノ品目指定ノ件（昭和四年四月 行甲五五四號 行刑局長通牒）

曩ニ監獄法施行規則第百四十三條中改正相成ノ差入物品

目中教化上特ニ必要ト認ムル物ハ刑務所長ニ於テ之カ差入ヲ爲サシメ得ルコトト相成候處其ノ後ニ於ケル取扱ノ實況ヲ見ルニ各所其ノ品目竝處理方法ヲ異ニシ區區ノ取扱ヲ爲シ居ル狀況ニ有之右ハ受刑者處遇上適當ナラサルコト被思考候ニ付テハ之カ處遇ノ統一適正ヲ期スル爲其ノ品目竝處理方左記ノ通相定メ候條施行上遺算ナキヲ期ヤラレ度候

追テ左記以外ノ品目ニ付之カ差入ヲ爲サシムルノ必要ヲ認メタルトキハ豫メ其ノ品目、事由竝處理方法等ヲ詳具ノ上當省ニ內議相成度候

記

一、寫眞

直系尊屬、配偶者、直系卑屬及只弟姉妹ノ寫眞ニ限ル但シ敎化上特ニ必要アルト認ムルトキハ其ノ他ノ家族親族又ハ故舊ノモノト雖之ヲ許スコトヲ得、其ノ處理ニ付テハ昭和三年四月行甲第七三五號通牒ニ據ルコト

一、念珠

大正十四年十一月行甲第一、七三三號通牒ノ趣旨ニ則リ華美・虛飾ニ亘ラサルモノニシテ一人一箇ニ限リ之ヲ許シテ敎誨敎育ノ際其ノ他持ニ必要アリト認ムル場合ニ其ノ携帶使用ヲ許シ使用セシメサル場合ハ本人ノ居房其ノ他適當ノ場所ニ保管セシムルコト

一、眼鏡

明治四十二年六月監甲第八三〇號通牒ニ依リ自辨使用ヲ許シタル場合ノ外書籍信書類ノ看讀上竝作業上特ニ必要アル者ニ限リ之ヲ許シ携帶使用セサル場合ハ本人ノ居房其ノ他適當ノ場所ニ保管セシム其ノ品質製式ニ付テハ昭和二年十二月行甲第一八一二號通牒ニ據ルコト

一、衣類及雜具

釋放ノ際必要ナル衣類及手巾、雨具、冠物、履物、風呂敷、鞄ノ類、女子ニ付調髮用具ニ限リ之ヲ許シ釋放ノ際本人ニ交付スルコト

一、書籍

經典、辭典及其ノ他ノ私本ニ付之ヲ許ス但シ昭和二年九月行甲第一、二五一號及同三年一月行甲第二三〇號通牒ニ據ルコト

一、習學用具

製圖器具及算盤ニ限リ之ヲ許シ習學上又ハ發明考案上特ニ必要アル場合ニ於テ居房內ニ於テ之カ使用ヲ爲サシムルコト

一、法名、御守

直系尊屬、配偶者及直系卑屬ノ法名、神佛ノ守札ニシテ携帶ニ差支ナキ程度ノモノニ限リ之ヲ許シ本人ニ交付シ其ノ居房ニ保管セシムルコト

發行所 東京市麹町區西日比谷町一
振替東京一四二五六七〇番 電話銀座二三〇番
法曹會
發賣所 東京神田所
有斐閣
最松堂

△法曹會決議 拘置監會決議
△雜報
△會報
△司法省訓令通牒問答
△判例要旨
△戶籍事務 太田光一
△西親子の關係の情誼の認定を判斷の資料とせる事例（十五）……大森洪太郎
△明治敎化上特別處遇の影響を論ず（五）……尾佐竹猛
△訴訟遲延の影響を論ず……竹野竹三郎
△法律論理の統制……中柴光一
△執達吏制度の研究に就て……安武東一
△刑罰としての國籍の喪失（二）……梶井彥三興
△民事訴訟參加の解釋適用に關する管見（二・完）……平本喜三郎
△新民法違反と犯意の要否……河井彥三興
△取締法規の國籍に就て（二・完）……梶井彥三興
△中間確認の訴……平本喜三郎之

法曹會雜誌
定價金五拾錢
四月一日發行
第八卷第四號

犯罪學雜誌

定價（一冊六十錢（郵稅六錢）
一年（四冊）二圓二十錢（郵稅共）

第三卷第二號

論說

死体内に於ける細胞の生存　金澤醫大教授醫學博士　杉山繁輝
封筒から血液型がわかる　名古屋醫大教授醫學博士　淺田一
陸軍の犯罪傾向　第九師團法務部長　竹澤卯一
生蕃の心理　四高教授文學士　江上秀雄
司法權發動に對する疑問　辯護士　豊島武夫
男女の性的差異　金澤醫大助教授　石丸士郎
原始人の醫學思想　北海道帝大助教授　久保忠夫

犯罪研究

男三郎追懐（二）　報知新聞記者　小原俊一郎
近代日本文藝に表はれたる毒　金澤醫大附屬藥專教授醫學士　瀨戸文雄
ゴム靴事件の顚末　石川縣刑事課長　東方秀隆

法醫鑑定

筆蹟並印影の異同鑑定に就て（二）　京都帝大教授醫學博士　小南又一郎
私生兒認知事件の鑑定例に就て　金澤醫大教授醫學博士　宇多小路雄一
古畑種基

史料

東洋に於ける法醫學の發達（二）　京城帝大醫學博士　武藏忠次

隨筆

解剖に就ての懐舊　金澤醫大名譽教授醫學博士　金子治郎

昭和五年三月十五日發行　（年四回發行）

金澤醫科大學法醫學教室內
發行所　犯罪學雜誌發行所
振替口座【金澤八三二八番】

◀講賣御申込は必ず前金にて振替を御利用下さい▶

編輯餘錄

□ 滿都滿門、世を擧げて帝都の復興を祝ふときわれわれは斯切にそれまでもあるまい。帝都は復興した、なければならぬ。花が人を誘ひ、柳に風の吹きすさめるごとく、人が人を罪の淵にいざなふことは散樂が善人を罪の淵にいざなふことは決して大きくはないが尖端が生む多くの罪惡は實に尖端の風の吹きすさめるごとく、人が

刑政第43巻第4号

矯正図書館

43e Année n° 4 Avril 1930

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

Y. Matsui

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Ogonuki, S.— De la nature indéterminée de la peine.

Saegi, F.— De la notion du droit chez Kouan-Tchoung (un écrivain chinois du 7e siècle av. J.-C.).

Kojima, K.— Le mouvement égalitaire et la politique criminelle.

Mouvement des idées à l'étranger:

J. Makarewicz, American Impressions of a Polish criminalist.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio